

令和2年2月26日開会

令和2年3月18日閉会

令和2年西予市議会
第1回定例会会議録

西予市議会

第 1 日

2月26日（水曜日）

令和2年第1回西予市議会定例会会議録（第1号）

- | | | | |
|------------------------------|---------------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和2年 2月26日 | 生活福祉部長兼 | |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 |
| 1. 開 議 | 令和2年 2月26日 | 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 |
| | 午前10時00分 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 散 会 | 令和2年 2月26日 | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| | 午後 3時18分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 出 席 議 員 | | 消防本部消防長 | 佐 藤 克 也 |
| 1 番 | 宇都宮 久見子 | 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 3 番 | 宇都宮 俊 文 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 4 番 | 加 藤 美 香 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 5 番 | 中 村 一 雅 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 6 番 | 河 野 清 一 | 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 山 本 英 明 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 9 番 | 竹 崎 幸 仁 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 10 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 11 番 | 源 正 樹 | | |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 13 番 | 菊 池 純 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 18 番 | 宇都宮 明 宏 | | |
| 19 番 | 森 川 一 義 | | |
| 20 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 21 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員 | | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| | 説明のため出席した者の職氏名 | | |
| | 市 長 管 家 一 夫 | | |
| | 副 市 長 宗 正 弘 | | |
| | 教 育 長 松 川 伸 二 | | |
| | 総務企画部長 三 好 敏 也 | | |
| | 会 計 管 理 者 山 口 正 人 | | |
| | 医 療 介 護 部 長 山 岡 薫 彦 | | |
| | 産 業 部 長 酒 井 信 也 | | |
| | 建 設 部 長 清 水 昭 広 | | |

議 事 日 程

- | | |
|--|---|
| <p>1 会議録署名議員の指名
(14番 中村敬治、15番 二宮一朗)</p> <p>2 会期の決定
(2月26日～3月18日 22日間)</p> <p>3 承認第 1号 専決処分第7号の承認を
求めることについて</p> <p>4 議案第 1号 林道古屋敷線(遊子谷地区)
災害復旧工事請負契約につ
いて</p> <p>5 議案第 2号 西予市再生可能エネルギー
発電施設の適正な設置及び
維持管理に関する条例制定
について</p> <p>議案第 3号 西予市県条例水道等基金条
例制定について</p> <p>議案第 4号 西予市監査委員条例等の一
部を改正する条例制定につ
いて</p> <p>議案第 5号 西予市固定資産評価審査委
員会条例の一部を改正する
条例制定について</p> <p>議案第 6号 西予市職員定数条例の一部
を改正する条例制定につい
て</p> <p>議案第 7号 西予市職員のサービスの宣誓に
関する条例の一部を改正す
る条例制定について</p> <p>議案第 8号 西予市非常勤の職員の公務
災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例制定に
ついて</p> <p>議案第 9号 西予市職員の特殊勤務手当
に関する条例の一部を改正
する条例制定について</p> <p>議案第10号 西予市財産の交換、譲与、
無償貸付け等に関する条例
の一部を改正する条例制定
について</p> <p>議案第11号 西予市生活交通バス条例の
一部を改正する条例制定に
ついて</p> <p>議案第12号 西予市公民館条例及び西予
市支所及び出張所設置条例</p> | <p>の一部を改正する条例制定
について</p> <p>議案第13号 西予市印鑑の登録及び証明
に関する条例の一部を改正
する条例制定について</p> <p>議案第14号 西予市特定教育・保育施設
及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例
制定について</p> <p>議案第15号 西予市放課後児童健全育成
事業の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部
を改正する条例制定につい
て</p> <p>議案第16号 西予市小集落改良住宅管理
条例の一部を改正する条例
制定について</p> <p>議案第17号 西予市農村改善センター条
例の一部を改正する条例制
定について</p> <p>議案第18号 西予市営土地改良事業分担
金徴収条例及び西予市県営
土地改良事業分担金徴収条
例の一部を改正する条例制
定について</p> <p>議案第19号 西予市営住宅管理条例の一
部を改正する条例制定につ
いて</p> <p>議案第20号 西予市給水条例の一部を改
正する条例制定について</p> <p>議案第21号 西予市病院事業職員の諸手
当に関する条例の一部を改
正する条例制定について</p> <p>議案第22号 西予市野村介護老人保健施
設つくし苑職員の特殊勤務
手当に関する条例の一部を
改正する条例制定について</p> <p>議案第23号 西予市乙亥の里条例の一部
を改正する条例制定につい
て</p> <p>議案第24号 西予市野村公会堂条例を廃
止する条例制定について</p> <p>議案第25号 西予市宇和町農林業振興基</p> |
|--|---|

	金条例を廃止する条例制定 について	議案第43号	令和2年度西予市介護保険 特別会計予算
議案第26号	西予市社会教育指導員設置 条例を廃止する条例制定に ついて	議案第44号	令和2年度西予市農業集落 排水事業特別会計予算
6 議案第27号	第2次西予市総合計画基本 構想の変更について	議案第45号	令和2年度西予市水道事業 会計予算
7 議案第28号	令和元年度西予市一般会計 補正予算(第8号)	議案第46号	令和2年度西予市簡易水道 事業会計予算
8 議案第29号	令和元年度西予市住宅新築 資金等貸付事業特別会計補 正予算(第2号)	議案第47号	令和2年度西予市公共下水 道事業会計予算
議案第30号	令和元年度西予市国民健康 保険特別会計補正予算(第 3号)	議案第48号	令和2年度西予市病院事業 会計予算
議案第31号	令和元年度西予市後期高齢 者医療特別会計補正予算 (第4号)	追加 議案第49号	令和2年度西予市野村介護 老人保健施設事業会計予算
議案第32号	令和元年度西予市介護保険 特別会計補正予算(第4号)	追加 議案第50号	卯之町「はちのじ」まちづ くり整備事業の特定事業 契約の変更について
議案第33号	令和元年度西予市農業集落 排水事業特別会計補正予算 (第4号)	議案第51号	西予市同報系防災行政無線 デジタル整備工事(宇和地 区)請負契約について
議案第34号	令和元年度西予市簡易水道 事業特別会計補正予算(第 2号)	議案第52号	西予市同報系防災行政無線 デジタル整備(宇和地区)に 伴う機器の取得について
議案第35号	令和元年度西予市公共下水 道事業特別会計補正予算 (第4号)	議案第53号	財産の無償譲渡について
議案第36号	令和元年度西予市水道事業 会計補正予算(第2号)	議案第54号	西予市部設置条例の一部を 改正する条例制定について
議案第37号	令和元年度西予市病院事業 会計補正予算(第2号)	議案第55号	新市建設計画の変更につい て
議案第38号	令和元年度西予市野村介護 老人保健施設事業会計補正 予算(第3号)		
9 議案第39号	令和2年度西予市一般会計 予算		
10 議案第40号	令和2年度西予市育英会奨 学資金貸付特別会計予算		
議案第41号	令和2年度西予市国民健康 保険特別会計予算		
議案第42号	令和2年度西予市後期高齢 者医療特別会計予算		

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 承認第 1 号 専決処分第 7 号の承認を求
めることについて
- 4 議案第 1 号 林道古屋敷線(遊子谷地区)
災害復旧工事請負契約につ
いて
- 5 議案第 2 号 西予市再生可能エネルギー
発電施設の適正な設置及び
維持管理に関する条例制定
について
- 議案第 3 号 西予市県条例水道等基金条
例制定について
- 議案第 4 号 西予市監査委員条例等の一
部を改正する条例制定につ
いて
- 議案第 5 号 西予市固定資産評価審査委
員会条例の一部を改正する
条例制定について
- 議案第 6 号 西予市職員定数条例の一部
を改正する条例制定につい
て
- 議案第 7 号 西予市職員の服務の宣誓に
関する条例の一部を改正す
る条例制定について
- 議案第 8 号 西予市非常勤の職員の公務
災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例制定に
ついて
- 議案第 9 号 西予市職員の特殊勤務手当
に関する条例の一部を改正
する条例制定について
- 議案第 10 号 西予市財産の交換、譲与、
無償貸付け等に関する条例
の一部を改正する条例制定
について
- 議案第 11 号 西予市生活交通バス条例の
一部を改正する条例制定に
ついて
- 議案第 12 号 西予市公民館条例及び西予
市支所及び出張所設置条例
の一部を改正する条例制定
について
- 議案第 13 号 西予市印鑑の登録及び証明
に関する条例の一部を改正
する条例制定について
- 議案第 14 号 西予市特定教育・保育施設
及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例
制定について
- 議案第 15 号 西予市放課後児童健全育成
事業の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部
を改正する条例制定につい
て
- 議案第 16 号 西予市小集落改良住宅管理
条例の一部を改正する条例
制定について
- 議案第 17 号 西予市農村改善センター条
例の一部を改正する条例制
定について
- 議案第 18 号 西予市営土地改良事業分担
金徴収条例及び西予市県営
土地改良事業分担金徴収条
例の一部を改正する条例制
定について
- 議案第 19 号 西予市営住宅管理条例の一
部を改正する条例制定につ
いて
- 議案第 20 号 西予市給水条例の一部を改
正する条例制定について
- 議案第 21 号 西予市病院事業職員の諸手
当に関する条例の一部を改
正する条例制定について
- 議案第 22 号 西予市野村介護老人保健施
設つくし苑職員の特殊勤務
手当に関する条例の一部を
改正する条例制定について
- 議案第 23 号 西予市乙亥の里条例の一部
を改正する条例制定につい
て
- 議案第 24 号 西予市野村公会堂条例を廃
止する条例制定について
- 議案第 25 号 西予市宇和町農林業振興基
金条例を廃止する条例制定
について

	議案第 2 6 号	西予市社会教育指導員設置 条例を廃止する条例制定に ついて		議案第 4 4 号	令和 2 年度西予市農業集落 排水事業特別会計予算
6	議案第 2 7 号	第 2 次西予市総合計画基本 構想の変更について		議案第 4 5 号	令和 2 年度西予市水道事業 会計予算
7	議案第 2 8 号	令和元年度西予市一般会計 補正予算(第 8 号)		議案第 4 6 号	令和 2 年度西予市簡易水道 事業会計予算
8	議案第 2 9 号	令和元年度西予市住宅新築 資金等貸付事業特別会計補 正予算(第 2 号)		議案第 4 7 号	令和 2 年度西予市公共下水 道事業会計予算
	議案第 3 0 号	令和元年度西予市国民健康 保険特別会計補正予算(第 3 号)		議案第 4 8 号	令和 2 年度西予市病院事業 会計予算
	議案第 3 1 号	令和元年度西予市後期高齢 者医療特別会計補正予算 (第 4 号)	追加	議案第 5 0 号	令和 2 年度西予市野村介護 老人保健施設事業会計予算 卯之町「はちのじ」まちづ くり整備事業の特定事業 契約の変更について
	議案第 3 2 号	令和元年度西予市介護保険 特別会計補正予算(第 4 号)		議案第 5 1 号	西予市同報系防災行政無線 デジタル整備工事(宇和地 区)請負契約について
	議案第 3 3 号	令和元年度西予市農業集落 排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)		議案第 5 2 号	西予市同報系防災行政無線 デジタル整備(宇和地区)に 伴う機器の取得について
	議案第 3 4 号	令和元年度西予市簡易水道 事業特別会計補正予算(第 2 号)		議案第 5 3 号	財産の無償譲渡について
	議案第 3 5 号	令和元年度西予市公共下水 道事業特別会計補正予算 (第 4 号)		議案第 5 4 号	西予市部設置条例の一部を 改正する条例制定について
	議案第 3 6 号	令和元年度西予市水道事業 会計補正予算(第 2 号)		議案第 5 5 号	新市建設計画の変更につい て
	議案第 3 7 号	令和元年度西予市病院事業 会計補正予算(第 2 号)			
	議案第 3 8 号	令和元年度西予市野村介護 老人保健施設事業会計補正 予算(第 3 号)			
9	議案第 3 9 号	令和 2 年度西予市一般会計 予算			
10	議案第 4 0 号	令和 2 年度西予市育英会奨 学資金貸付特別会計予算			
	議案第 4 1 号	令和 2 年度西予市国民健康 保険特別会計予算			
	議案第 4 2 号	令和 2 年度西予市後期高齢 者医療特別会計予算			
	議案第 4 3 号	令和 2 年度西予市介護保険 特別会計予算			

開会 午前10時00分

○議長

おはようございます。ただいまの出席議員は21名であります。

これより令和2年第1回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長

改めましておはようございます。

令和2年第1回西予市議会定例会の開催に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

ことは雪が降らない暖冬で異常気象と思っておりますが、今月中旬に積雪があり、冬らしさを感じたところであります。その後は穏やかな日和が続き、恵まれた春の足音が聞こえてくるきょうこのごろであります。

連日、新型コロナウイルスの感染状況がテレビや新聞などによって伝えられ、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」における集団感染についても報道されておりますが、先般、下船者の中に県内在住者が7人含まれていたことが発表されました。その7人の方につきましては、愛媛県が独自に行った検査においても全員の陰性が確認され、自宅などで待機されているようで安堵しているところであります。現在、愛媛県におきましても感染症対策本部が設置され、各保健所に相談窓口が設けられておりますが、本市におきましても健康づくり推進課が、予防や感染症に対する啓発等を行っているところであります。感染拡大の防止という観点から、全国的に大規模イベントの中止や自粛などが見られるようになってきましたが、本市におきましても、今後状況に応じて必要な判断を強いられることもあろうかと思っておりますので、大規模なイベント等につきましては、関係団体と十分協議の上、進めてまいりたいと思っております。

さて、本定例会は、私にとりましても、議員の皆様にとりましても任期最後の議会となります。この4年間、議員各位はもちろんのこと、多くの方々にお支えいただき、市長としての責務を何とか全うすることができました。議会初日ではございますが、まずもって衷心より厚く御礼申し上げます。

思い起こしますと、平成28年6月定例議会におきまして、1期目の所信を述べさせていただき、私の市政運営がスタートいたしました。以来、私は前三好市長から市政を引き継ぎ、その基礎基盤をもとに、新たな取り組みや改革・挑戦を繰り返してまいりました。また、平成30年7月豪雨により被災された市民の皆様の1日も早い生活再建に向けて全力で取り組んできたところであります。

引き続き、「西予市で地域住民が誇りと幸せを感じる地域づくり」を目指し、「安心が体感できるまちづくり」の実現に向けて、地域と行政がともに考え、支え合い、推進してまいりたいと思っております。

令和2年度の予算の編成に当たっては、普通交付税の特例措置である合併算定替が令和元年度で終了となることから、これまで以上の行財政改革に取り組むことが必要であります。予算の概要につきましては、所信の中で詳しく述べさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

さて、ここで西予市にとって明るい話題をお話ししたいと思います。

東京五輪・パラリンピックの選手村ビレッジプラザの建設に当たりまして、西予市は204本、約4トンのヒノキを提供いたしました。ビレッジプラザは、全国63自治体の木材を使って建設され、選手団の入村式の舞台として、多くの人の目に触れられる代表的な施設であります。愛媛から木材を提供したのは西予市のみであります。先月、ビレッジプラザの内覧会に出席させていただきましたが、西予市産ヒノキが愛媛県を代表して、世界をおもてなしする一つとなっていることに大変誇らしい気持ちになりました。大会終了後、解体した木材は各自治体に返却されますので、戻ってきた際には、オリンピックのレガシーとして市内教育施設等での活用を考えております。

先月、市内初の試みとして、西予市議会と高校生の意見交換が行われ、宇和・野村・三瓶高校の18人の高校生がフレッシュな意見を寄せてくれました。また、2月18日には、高校3校連携による「3校合同プロジェクト～地域資源の開発活動について～」の成果報告がありました。高校生とは思えないしっかりした発表で大変心強く思った次第であります。

本市では、市内県立高校の生徒数が減少傾向にあり、三瓶高校は今年4月から分校化され、市といたしましても、このまちで頑張る若い人の意見や思いに耳を傾けるとともに、人口流出の抑制や移住定住の促進を図るため、魅力ある学校づくりにつなげる公営塾を運営し、地域の将来を担う若者をサポートしていきたいと考えているところであります。

さて、本定例会でございますが、議員の皆様からの代表質問・一般質問をお受けするとともに、市政にとりまして新年度予算をご審議いただく非常に重要な議会であります。

令和2年度の市政に対する私の所信の一端を申し上げますとともに、議案として、専決処分の承認1件、契約案件1件、条例制定2件、条例改正20件、条例廃止3件、計画の変更1件、令和元年度補正予算11件、令和2年度当初予算11件など、計50件に上る多くの案件を上程いたします。ご審議をお願い申し上げます。議案等の提案理由につきましては、上程の際にご説明を申し上げますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご承認、ご決定賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

○議長

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配信のとおりでありますのでお目とおし願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

まず日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に、14番中村敬治君、15番二宮一朗君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長

次に日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は本日から3月18日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日から3月18日までの22日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長

日程第3、承認第1号「専決処分第7号の承認を求めることについて」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

承認第1号「専決処分第7号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第1号は、令和元年度西予市一般会計補正予算(第7号)について、専決処分の承認を求めるものであります。

本市では、ふるさと納税の利用者に対して、特産品をお礼の品として送ることにより、地域の持つ資源を最大限に活用し、地域経済の活性化につながる取り組みを行っています。寄附者からいただいた寄附金は、その全額を西予市ふるさと応援基金に積み立てし、さまざまな施策を実現するための財源の一部として活用させていただいております。

今回の補正予算につきましては、令和元年12月末にかけてふるさと応援寄附金の申し出が増えたことにより、返礼品等関連経費に不足が生じるおそれがあることから、歳入では、ふるさと応援寄附金1億3000万円、ふるさと応援基金繰入金5235万4000円をそれぞれ増額し、歳出では、ふるさと納税推進事業5235万4000円、ふるさと応援基金事業1億3000万円をそれぞれ増額するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に1億8235万4000円を増額し、歳入歳出予算の総額は、それぞれ345億8873万円といたしました。

以上のことから、これらに必要な予算措置が特に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めそのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号「専決処分第7号の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

(日程4)

○議長

日程第4、議案第1号「林道古屋敷線(遊子谷地区)災害復旧工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議案第1号「林道古屋敷線(遊子谷地区)災害復旧工事請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

本工事は平成30年豪雨により路肩が崩壊したため、地域住民の生活道路の機能をあわせ持つ重要な林道として、早期復旧を図る必要があることから、平成30年11月28日指名競争入札を行い、請負金額1億106万6400円で、富永建設有限会社、代表取締役富永祥一氏と契約を締結し、今年3月末の

完成を目指して工事を進めているところでございます。

本工事におきまして、橋脚の支持地盤線が想定より深い位置に存在すること、擁壁の支持層の支持力が想定より小さいこと、脆弱な地層と地下水が確認されたことなどにより、追加施工等が必要となったことから、随意契約により工事請負費1億2446万8600円を増額し、請負金額を2億2553万5000円とする工事請負仮契約を去る令和2年1月9日に締結をいたしました。

当初契約時は議決を要する金額未満でございましたが、増額の変更契約により議決を要する金額を超えたため、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

この工期を見ますと、ことしの2年3月31日となっておるわけですが、この金額から見まして、2億2500万を超える請負金になるわけですが、そう見ますと、今後の工事の流れといいますか、繰り越しをして、そしてまた事故繰り越しということになるのかなと想定されるわけですが、その辺しっかり頑張って手続を踏んでいただいて、完成に導いていただきたいと思いますが、その辺の取り組みの流れというものの概要を説明していただけたらと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

中村議員ご心配していただきましたとおり、今年度3月末でこの工事を竣工することはもう全く無理でございます。よって林野庁とも相談をさせていただきまして、繰越事業によりまして、令和3年2月28日を工期としたいと考えております。かなり急傾斜でありましたし、なかなか難しい工事でありますので、いつも中村議員が心配していただかれよりもするように、作業員も気をつけて工

事をしていただくように、社長にはお願いをしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

繰り越しをされて来年2月末ということを目指していかれるわけですがけれども、事故繰越などにならないようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第1号は産業建設常任委員会へ付託いたします。

(日程5)

○議長

次に日程第5、議案第2号「西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例制定について」から、議案第26号「西予市社会教育指導員設置条例を廃止する条例制定について」までの25件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案第2号「西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

再生可能エネルギーで発電した電気を固定価格で買い取る固定価格制度の導入に伴い、太陽光発電や風力発電等の導入が全国的に進められておりますが、不十分な設計・施工や山林伐採による自然や景観破壊、異常気象時における災害発生の恐れ、事業終了後の施設放置等が懸念されております。

本条例は、事業者に対して発電施設の適正な設置及び維持管理を求めていくことで、市内に建設される発電施設の安全性・信頼性を確保し、あわせて自然環境・景観及び生活環境の保全と地域との共生を図っていくことを目的として制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう

お願い申し上げます。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

議案第3号「西予市県条例水道等基金条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、簡易水道事業及び愛媛県条例水道等事業の地方債の繰上償還、その他財政の調整を図るため、西予市地域簡易水道特別会計財政調整基金を設置しております。

しかしながら、本市の簡易水道事業は、令和2年度から公営企業会計へ移行するため、西予市地域簡易水道特別会計財政調整基金を廃止し、簡易水道事業を除く愛媛県条例水道等事業の円滑な財政運営を図る必要があることから、西予市県条例水道等基金条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

議案第4号「西予市監査委員条例等の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法の一部が改正されたことから、同法を引用する西予市監査委員条例、西予市病院事業の設置等に関する条例及び、西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部に条ずれ等が生ずるため、所要の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第5号「西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されたことから、本条例中に引用しております法令名及び条項のずれを整備するものでございます。

続きまして、議案第6号「西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の

ご説明を申し上げます。

今回の改正は、西予市消防職員の再任用制度を活用した人員配置に備えるものでございます。地方公務員法に基づき、一般行政職員の再任用制度は既に運用されておりますが、消防職員につきましても同制度が令和元年度退職者から適用されることから、今後の退職者の推移等を踏まえ、消防職員の定数を69人から72人に拡充するものでございます。

続きまして、議案第7号「西予市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員は、一般職の職員と同様に地方公務員法の適用を受けることになり、本条例に基づくサービスの宣誓が義務づけとなります。

今回の改正は、会計年度任用職員のサービスの宣誓の方法に当たり、簡易な方法により取り扱うことができるよう規定を整備するものでございます。

続きまして、議案第8号「西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の導入に伴う所要の整備のため、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、給料を支給されるフルタイムの会計年度任用職員に係る具体的な補償基礎額の算定方法について、地方公務員災害補償法第2条第4項に規定する一般職の職員の平均給与額の例により定める額とするものでございます。

続きまして、議案第9号「西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、国からの地方公務員の特殊勤務手当の適正化に係る通知を踏まえ、特殊な業務に従事した実績に応じた支給基準、支給方法等の見直しを行うものでございます。当市の環境衛生処理施設での業務に従事する職員に対する処理場勤務手当及び生活保護業務における生活保護現業員手当について、現在の月額から従事した日数に応じるものとし、従事日数に応じた実績支給とする

ものでございます。

続きまして、議案第10号「西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、市有財産の譲与、または減額譲渡、無償貸付け、または減額貸付け等の該当となる場合などにつきまして、本条例で定めているところでございます。

今回の改正は、本市の事業に関連するものや市有財産の維持管理に対する影響が軽微なものについて、国への貸付け等を迅速に可能とするほか、法人格を持たない地縁による団体がみずから取得し本市に帰属させた財産を、当該地縁による団体が地方自治法に基づく認可地縁団体となった場合に譲与を可能とするものでございます。

続きまして、議案第11号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、高齢者等の交通弱者に係る生活交通の確保を図り、地域住民の福祉の増進に寄与する生活交通バスに関し、必要な事項を定めているものでございます。本市では、生活交通バスの利便性を図るため、回数乗車券の販売を行っておりますが、昨年10月の消費税改定に伴い、回数乗車券の利用が煩雑となったことから、改定後の利用料金に即した回数乗車券の整備が求められておりました。

今回の改正は、利用者からの要望を踏まえ、回数乗車券の価格帯を改定し、利用者に対する利便性の向上と利用促進するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上8議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

土居野村支所長。

○土居野村支所長

議案第12号「西予市公民館条例及び西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市貝吹公民館及び貝吹出張所は、社会教育の拠点となる施設であるとともに、身近な行政機関として地域の皆様に利用されてきました。しかしながら、平成30年7月豪雨災害の影響により、

復旧のめどが立たないことから、旧大和田幼稚園を当該公民館、出張所の代替施設として活用しているところです。

今回の改正は、旧大和田幼稚園を公民館及び出張所として利用することから、西予市貝吹公民館及び貝吹出張所の位置の変更並びに、貝吹公民館の名称を大和田公民館へ変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案第13号「西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、印鑑登録制度の公正な運用を図るため、地方自治法に基づくとともに、国の印鑑登録証明事務処理要領に準拠し、印鑑登録及び証明に関する事項を定めたものであります。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことから、成年被後見人が印鑑を登録することができるよう本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第14号「西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、市の確認を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業者が事業を実施する際、遵守しなければならない運営に関する基準を定めたものであります。

今回の改正は、幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する府令が施行されたことによるものであります。改正内容としましては、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更、その他所要の整備を行うものであります。

続きまして、議案第15号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、放課後児童健全育成事業を実施する事業者が市内で事業を実施する際、遵守しなければならない設備及び運営に関する基準を定めたものであります。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことにより、従うべき基準が参酌すべき基準へと改正されることによるものであります。改正内容としましては、待機児童の解消に向けた放課後児童クラブの新規立ち上げ等に伴う放課後児童支援員の需要の高まりから、放課後児童支援員のみなし支援員に係る経過措置について延長するため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第16号「西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、賃貸借契約関係のうち、滞納家賃の弁済及び入居者の原状回復義務に関する規定が定められたことから、敷金の取り扱い及び修繕負担内容に規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

以上4議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議案第17号「西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市大和田地区農村環境改善センターは、農村生活の改善と福祉の向上を図ることを目的として、地域の農業の振興と住民の触れ合いの場として活用されてきました。しかしながら、平成30年7月豪雨災害の影響により復旧不能となったことから、当該施設を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

また、同センターの廃止に伴い、西予市大和田地区農村環境改善センターに設置されている西予市大和田地区農村環境改善センター運営委員会を廃止する必要があることから、あわせて、西予市

大和田地区農村環境改善センター運営委員会条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第18号「西予市営土地改良事業分担金徴収条例及び西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、西予市営土地改良事業及び西予市県営土地改良事業に要する経費について、当該事業の施行により利益を受ける者から徴収する分担金等に関し必要な事項を定めているものであります。

今回の改正は、ため池整備事業について、高額な地元負担がため池の改修を阻害する一因となっていることから、負担率に上限を設けるとともに、管理者あるいは受益者不在の防災重点ため池の廃止について、決壊等の被害を未然に防止する必要から、地元負担を不要とするため、関係する2条例の一部を改正するものであります。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

議案第19号「西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、民法の一部を改正する法律の施行による賃貸借契約関係等の見直しに伴い、国土交通省の公営住宅管理標準基準が改定されたことから、当該基準を参酌する本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容としましては、滞納家賃の弁済及び入居者の原状回復義務に関する規定が定められたことから、敷金の取り扱い及び修繕負担内容の規定を整備するとともに、不正行為によって入居した者に対する請求額の算定に利用する利率を年5%の固定利率から法定利率に変更するものです。

続きまして、議案第20号「西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定給水装置工事者は、5年ごとに指定の更新を受けることが必要とされたことか

ら、新たに給水装置工事業者の指定更新手数料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

議案第21号「西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例に規定する夜間看護手当は、看護師または准看護師が深夜の看護業務に従事したとき手当を支給するものでございます。毎年、看護師の募集を行っていますが、応募が募集人員に満たない状況が近年継続しております。また、働き方改革で、働く方々のニーズの多様化に対応するため、職員のおかれた個々の事情に応じ、多様な働き方が選択できる職場が求められています。

今回の改正は、看護補助者としての役割が大きい介護福祉士及び看護助手を支給対象に加えること、また、多様な働き方に対応するため、看護師等の夜間勤務者が現行の3交代制度に加え、2交代制度も選択可能とし、夜間勤務者が深夜の全部または、深夜の一部の時間帯に勤務した場合の夜間看護手当及び夜間介護手当の支給額の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第22号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例に規定する夜間看護手当及び夜間介護手当は、看護師、准看護師及び介護職員が深夜に従事したとき手当を支給するものでございます。

今回の改正は、多様な働き方に対応するため、看護師、准看護師及び介護職員の夜間勤務者が現行の3交代制度に加え、2交代制度も選択可能とし、夜間勤務者が深夜の全部または、深夜の一部の時間帯に勤務した場合の夜間看護手当及び夜間介護手当の支給額の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

議案第23号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市乙亥会館は、平成30年7月豪雨災害により被災したことから、令和2年4月からの供用開始へ向け、現在復旧工事を行っているところでございます。

今回の改正は、施設の使用に当たって、冷暖房を利用した場合における使用料の加算料金について、利用実績に基づいた電気使用料の算出から加算割合等の見直しを行うとともに、所要の整備を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

土居野村支所長。

○土居野村支所長

議案第24号「西予市野村公会堂条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市野村公会堂は、昭和34年に建設され、各種研修会や産業文化祭、講演会など、市民の文化の向上及び福祉の増進を担う中心的施設として活用されておりました。しかしながら、平成16年には、各種イベント、講演会など、多目的に利用可能となる乙亥会館が建設され、近年においては、公会堂の施設利用も減少し、あわせて老朽化や耐震性の問題から長寿命化が困難な状態となっております。

今回、野村支所庁舎の移転新築に伴い、建設予定地に所在する当該施設を解体するため、本条例を廃止するものであります。

なお、8月末までは使用が見込めることから、施行日は令和2年9月1日としております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議案第25号「西予市宇和町農林業振興基金条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明

を申し上げます。

宇和町農林業振興基金は、平成15年、宇和町地域において、農林業の振興を図ることを目的に設置された基金であります。合併後は、西予市宇和町農林業振興基金として、JAひがしうわのントリーエレベーター、ライスセンターの大規模修繕等、農林業振興事業を行ってまいりましたが、今年度、JAひがしうわのントリーエレベーターの色彩選別機の購入に基金を活用し、基金全額の取り崩しを終えたことから、本条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

議案第26号「西予市社会教育指導員設置条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

市では、社会教育の振興並びに指導層の充実を図るため、必要な事項を本条例で定め、教育委員会において、人権・同和教育諸活動を中心に、社会教育の推進に対する援助を職務とする社会教育指導員を設置しているところです。

今回、人権・同和教育活動に関する事業の実施体制の見直しに伴い、社会教育指導員を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

(日程6)

○議長

次に日程第6、議案第27号「第2次西予市総合計画基本構想の変更について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

議案第27号「第2次西予市総合計画基本構想の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市は、平成28年4月に「変革、それこそ夢と希望を叶える唯一のすべである」をテーマに、

市の最上位計画である第2次西予市総合計画を策定いたしました。総合計画の根幹ともいえる基本構想では、10年後（2025年）に目指す姿が描かれており、その実現に向かって事業を推進しておりますが、総合計画の策定から3年が経過し、国・県の方針転換や市の財政状況、さらには、平成30年7月の西日本豪雨災害等により、社会情勢が著しく変化をいたしました。

これらの状況を踏まえ、時代に即応した事業の推進を図るため、市の最上位計画である第2次西予市総合計画基本構想の変更を行うもので、西予市総合計画策定条例第5条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時57分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時15分）

（日程7）

○議長

次に日程第7、議案第28号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第28号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第8号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算案でございますが、国の令和元年度補正予算に対応した事業費のほか、事業完了見込み等による事業費の調整、簡易水道事業特別会計から公営企業会計移行に対応した繰入金の調整、平成30年7月豪雨災害復旧経費の年度間調整を行うものであります。

まず、国の補正予算では、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業として、クラスター協議会へ補助金を計上しております。事業費の調整といたしまして、増額となるものは、運行実績に基づきます生活交通バス路線維持・確保対策事業補助金、あけはまシーサイドサンパーク株式会社への出資金などであり、一方、事業費が減額とな

る主な事業は、明浜支所庁舎建設事業、住宅団地整備事業などであり、

次に、簡易水道事業特別会計から公営企業会計移行への対応として、令和2年度から県条例水道施設等として一般会計で維持管理を行う施設の財政調整基金などを特別会計からの繰入金として計上しております。

最後に、平成30年7月豪雨災害復旧事業では、道路橋梁河川災害復旧事業において、事業費を減額して令和2年度に計上しております。

これらによりまして、既決いただいております歳入歳出予算から、それぞれ24億8995万4000円を減額して、歳入歳出予算の総額を320億9877万6000円と定めるものであります。

また、このほか、継続費1件の補正と東京2020聖火リレーの実施に伴う委託経費の債務負担行為の補正、地方債の補正を行うものであります。

以上、概要を説明いたしました。詳細な点につきましては担当課長から補足説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

宇都宮財政課長。

○宇都宮財政課長

それでは予算書に沿って、まず歳出から補足説明を申し上げます。

予算書の24ページをお開き願います。

2款総務費、1項5目財産管理費、明浜支所庁舎建設事業1億8836万円の減額であります。庁舎建設事業完了により事業費を減額し、財源であります旧合併特例事業債、庁舎建築事業基金並びに、公共施設整備基金繰入金を減額するものであります。

30ページをお開き願います。

8項3目生活交通バス対策事業費、バス路線維持対策事業237万2000円の増額であります。宇和島自動車が行います補助対象路線への補助対象事業費が確定したことにより、今回補助金を増額するものであります。

35ページをお開き願います。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費、放課後児童健全育成事業160万円の増額であります。放課後児童クラブを令和2年度に宇和地区において

開設予定の事業者に対して、放課後子ども環境整備事業補助金を新規に計上するものであります。財源として、補助率が3分の1ずつの国と県の子ども・子育て支援交付金を充てています。

43ページをお開き願います。

6款農林水産業費、1項4目畜産業費、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業であります。国の令和元年度補正予算の施策に即応して、東宇和畜産クラスター協議会が事業主体で行います施設整備に要する経費に対しての補助金1億9614万6000円を計上するものであります。財源として県補助金を充てています。

47ページをお開き願います。

7款商工費、1項7目産業振興事業費、第三セクター経営管理事業2000万円であります。あけはまシーサイドサンパーク株式会社への出資金を計上するものであります。

50ページをお開き願います。

8款土木費、5項8目住宅団地整備費、住宅団地整備事業5億260万円の減額であります。野村地区において、当初計画いたしておりました分譲団地の整備事業費等を減額するものであります。

58ページをお開き願います。

11款災害復旧費、6項1目道路橋梁河川災害復旧費13億1598万8000円の減額であります。7月豪雨で被災した道路と河川55カ所について、事業費の精査並びに令和2年度への予算組み替え等により減額するものであります。予算組み替えにより減額は、道路1カ所、河川16カ所、事業費は9億2200万円であります。

それでは次に、主な歳入につきましてご説明を申し上げます。

予算書は前に戻っていただきまして19ページをお開き願います。

17款繰入金、1項6目簡易水道事業特別会計繰入金3328万8000円あります。令和2年度から企業会計へ移行します簡易水道事業特別会計のうち、一般会計で維持管理を行います県条例水道等施設の基金積み立て等に必要な財源として、今回繰り入れを行うものであります。

20ページをお開き願います。

2項基金繰入金、37目災害対策基金繰入金3000万円あります。水道事業会計において、上水道宇和給水区域の漏水対策として実施をいた

します取水井工事に係る建設改良費の財源として一般会計に繰り入れを行い、水道事業会計へ繰り出しを行うものであります。

このほか、歳入におきましては、先ほど申し上げました歳出における各事業の確定や実績見込み等により、特定財源としての国・県支出金や地方債、基金繰入金などの調整を行うものであります。

次に、予算書は前に戻っていただきまして7ページをお開き願います。

継続費の補正といたしまして、せいよ東学校給食センター建設事業において、年割額を変更するものでございます。

8ページをお開き願います。

債務負担行為の補正といたしまして、令和2年4月23日に当市において実施をされます東京2020聖火リレーの看板設置等委託料について、期間及び限度額を設定するものでございます。

9ページをお開き願います。

最後に地方債の補正といたしましては、事業費の実績見込み及び変更に伴いまして5億9720万円を減額して、総額で地方債の限度額を47億4841万9000円とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第28号については、関係各常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程8)

○議長

次に日程第8、議案第29号「令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)」から、議案第38号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第3号)」までの10件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案第29号「令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、住宅新築資金等貸付事業における貸付償還金の増額が見込まれるため、一般会計への繰出金を増額し調整するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ35万4000円を増額し、歳入歳出予算の総額を123万8000円と定めるものであります。

続きまして、議案第30号「令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず事業勘定予算からご説明申し上げます。

今回の補正は、保険給付費の実績見込み等によるもののほか、年度末精算に当たり不用額の調整等を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ1億4018万6000円を増額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を、それぞれ52億7556万6000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算につきましては、各診療所における診療収入の実績見込みによるもののほか、年度末精算による不用額の調整等を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算から、それぞれ655万5000円を減額し、診療施設勘定予算の歳入歳出予算の総額を1億4038万2000円と定めるものであります。

続きまして、議案第31号「令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定並びに、保険料の実績見込みに伴う増額と、年度末精算に当たり不用額の調整等を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算から、それぞれ196万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億3068万7000円と定めるものであります。

続きまして、議案第32号「令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算（第4号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、介護給付費国庫負担金等について交付予定額を調整することに伴い、介護給付費準備基金繰入金を増額するほか、介護報酬改定等に伴う介護給付費の増額、地域支援事業費の実績見込みに伴う減額及び、年度末精算に当たり不用額の調整等を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ1149万7000円を増額し、歳入歳出予算の総額を60億7679万7000円と定めるものでございます。

以上4議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

議案第33号「令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の年度末精算に当たり不用額等の調整が主なものであります。

これによりまして、歳入歳出予算をそれぞれ1921万2000円減額し、歳入歳出予算の総額を3億4865万3000円と定めるものであります。

続きまして、議案第34号「令和元年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の年度末精算に当たり不用額等の調整及び、令和2年度から地方公営企業法の全部を適用することに伴い、基金の一部を公営企業会計に引き継ぐための調整が主なものであります。

これによりまして、歳入歳出予算をそれぞれ1億139万6000円増額し、歳入歳出予算の総額を2億5356万6000円と定めるものであります。

続きまして、議案第35号「令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の年度末精算に当たり不用額等の調整が主なものであります。

これによりまして、歳入歳出予算をそれぞれ878万3000円減額し、歳入歳出予算の総額を4億7636万1000円と定めるものであります。

続きまして、議案第36号「令和元年度西予市水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案

理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、決算見込みに基づく営業外収益及び営業費用を減額するほか、災害対策関連工事に伴う建設改良費を増額するものでございます。

第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収益的収入を2807万円減額し、総額を7億393万円とし、収益的支出を3740万円減額して、総額を7億1171万9000円といたしております。

第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入から負担金680万円、補助金2200万円、出資金355万7000円をそれぞれ増額、企業債を2000万円減額し、総額を1億845万7000円とし、資本的支出につきましては、建設改良費3600万円を増額し、総額を3764万4000円といたしております。

第4条の企業債の補正につきましては、当年度の事業に対し、企業債の借り入れを行わないこととしたため、廃止するものであります。

そのほか、第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び、第6条の他会計からの補助金についても補正を行っております。

以上4議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

議案第37号「令和元年度西予市病院事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、令和元年度の決算見込みに基づく業務量の補正と、それに伴う医業収益等の調整を行うものでございます。

第2条の業務の予定量では、入院及び外来の年間患者数の変更及び、主な建設改良事業の減額を行うものでございます。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、診療報酬等の実績見込みにより、収入におきまして、医業収益を1億6110万8000円増額し、医業外収益については1696万6000円の減額、特別利益では306万8000円の増額とし、総額を40億5938万5000円といたしております。支出につきましては、材料費及び委託料などの調整により、医業費用を1679万7000円の増額、医業外費用では1149万

8000円の減額、また特別損失では1180万円の増額とし、総額を43億9235万1000円といたしております。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、奨学資金の貸し付け及び医療機器の購入実績によりまして、資本的収入額を3835万円減額して、総額を4億4517万8000円とし、資本的支出では1633万7000円を減額し、総額を6億149万8000円といたしております。

第5条の継続費では、医療情報システム整備に係る総額及び年割額を表のとおり改めております。

第6条では、医療機器購入及び医療情報システム整備に伴う企業債の限度額を2億6560万円に改めております。

そのほか第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を表のとおり改め、第8条では、一般会計から受ける補助金の額を表のとおり改めております。

また第9条では、たな卸資産の購入限度額を7億円に改めております。

続きまして、議案第38号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、決算見込みによる業務の予定量と、収益的収入及び支出並びに資本的収入を補正するものであります。

補正予算書1ページをお開きください。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、施設事業収益を1580万5000円減額しまして、収入の総額を4億9645万6000円とし、施設事業費用を796万3000円減額し、支出の総額を5億5139万2000円とするものであります。

続いて2ページをお開きください。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を26万円減額し、収入の総額を4728万6000円にするものであります。

また、第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費の実績見込みにより816万4000円減額し、3億8195万1000円とするものであります。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長

理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時42分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時47分）

管家市長。

○管家市長

先ほど説明させていただきました議案第28号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第8号）」の提案理由の中で、歳入歳出予算からの減額額を「24億8995万4000円」と説明いたしましたが、正しくは「24億8985万4000円」の誤りで、歳入歳出予算の総額を「320億9877万6000円」と説明いたしましたが、正しくは「329億9887万6000円」の誤りでございますので、訂正とおわびをさせていただきます。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時48分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時48分）

○管家市長

度々の訂正で申し訳ありませんが、歳入歳出予算の総額を「320億9877万6000円」と説明いたしましたが、正しくは「320億9887万6000円」の誤りでございましたので、訂正とおわびをさせていただきます。まことに申しわけございませんでした。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

先ほどの議案第36号「令和元年度西予市水道事業会計補正予算（第2号）」の説明の中のうち、第3条の資本的収入及び支出の補正につきまして、資本的支出の総額を「3764万4000円」と説明いたしましたが、総額を「3億3764万4000円」に訂正させていただきます。あわせておわびを申し上げます。

○議長

これより本案10件に対する一括質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

酒井議員。

○21番酒井宇之吉君

ただいま訂正が出たんですけれども、本議会の

中で訂正を出すと言うて、市長に訂正の誤りをさすということは、事務局サイドはどういうような間違いでこういう間違いが起きたのか。そのあたりの説明はあってしかるべきではないかと思うんですがいかがでしょう。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時51分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時52分）

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの誤りにつきましては、口述書の印刷のミスでございました。事務局として詳細にわたって確認をすべきところではございましたけれども、何回も差しかえ等もございましたが、最終的な原稿の確認ができていなかったということで大変申しわけございませんでした。

○議長

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第29号から議案第32号まで、議案第37号及び議案第38号の6件は厚生常任委員会へ、議案第33号から議案第36号までの4件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時53分）

○議長

再開いたします。（再開 午後1時00分）

（日程9）

○議長

次に日程第9、議案第39号「令和2年度西予市一般会計予算」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第39号「令和2年度西予市一般会計」についての説明に当たり、令和2年度における市政運営の所信並びに一般会計予算の概要を申し上げます。

まず初めに、市政運営の基本姿勢について申し上げます。

平成30年7月豪雨災害から間もなく1年8カ月

を迎えようとしております。これまで、国・県からの財政面でのご支援を初め、県内外の自治体やボランティアの方々など、さまざまな方面から心強いご支援を賜りながら、被災された市民の皆様が1日も早く生活を再建できるよう、また、復興を実感していただけるよう職員一丸となって、全力を挙げて復旧・復興に向けて取り組んでまいりました。

さて、私の市政も1期目が終わろうとしております。これまで、前三好市長が3期12年にわたって築かれました基礎基盤をもとに、それを充実、発展させ、またさらに、旧套墨守、守株待兔的な考えを打破し、新たな取り組みや改革・挑戦を繰り返すことで、西予市の人口減少を緩やかにし、市内産業・経済の維持・発展に努め、「西予市で生活を望む人が増え、その望みが叶えられるまちづくり」を目指して、市民の皆様、議会の皆様のご理解とご協力をいただきながら、7つの視点で市民の皆様が「安心が体感できるまちづくり」の実現に向けて、各種施策の具体的な事業推進に全力で取り組んでまいりました。

それでは、7つの施策についての取り組みについて述べさせていただき、さらに踏み込んだ取り組みが必要と考えます、テーマ(挑戦)の一端を述べさせていただきます。

まず1つ目、人口減少のスローダウンについて

子育て支援対策につきましては、スピード感を持った対応が必要と考えまして、子育て応援券の支給、小・中学生の通院医療費自己負担分に対する助成制度の拡充、認定子ども園しらかわ保育所及び市民病院の病児・事業所内保育所スマイル保育園の新設を行うとともに、子育てに関する手続等の簡素化や連携を高め市民サービスを向上させるため、子育て支援課を新設いたしました。

また、妊娠期から子育て世代への支援充実を図るせいよ子育て応援LINEの配信を開始いたしました。

移住促進対策につきましては、移住コーディネーターの活用による移住相談、空き家改修や移住体験ツアーの実施のほか、西予市移住交流サイトの開設、西予市版田舎で働き隊の導入を行いました。

2つ目、安全・安心の実感について

危機管理対策につきましては、市民の皆様への

正確で迅速な情報提供が重要となりますので、防災行政無線デジタル整備事業の事業推進に努め、令和2年度末には宇和地区の整備が終了し、市内全域が整備されることとなります。また、イベントなどの暮らしに役立つお知らせから、休日・夜間当番医の情報、緊急時への備えなど、西予市での暮らしに役立つ情報を提供するせいよ暮らしのアプリの運用を始めました。

地域医療・介護対策につきましては、野村町惣川診療所、城川町遊子川出張診療所の廃止に伴い、無医地区になる地区住民への医療サービスを維持、提供する巡回診療車の運用の開始、野村介護老人保健施設つくし苑の増設を行いました。

また、当市からの提案により政令改正で創設されました、准救急隊制度を活用し、明浜地区と城川地区での救急24時間体制の導入を行うとともに、野村町惣川地区での救急搬送時間の短縮、大規模災害による孤立状況の対策としてヘリポートを整備いたしました。

そのほか、三瓶町安土地区及び日吉崎地区での浸水被害を解消・軽減し、生活環境の整備と災害に強く、快適で暮らしやすい街づくりの推進を図る、雨水公共下水事業に着手し、令和4年度末の完了予定となっております。

3つ目、四国西予ジオパークの推進について

平成29年12月22日、日本ジオパーク委員会から再認定をいただきました、四国西予ジオパークの拠点となる四国西予ジオミュージアム(仮称)の令和4年4月のオープン予定に向けて事業推進を行っています。また、西予市の大地の特徴を生かした市場性の高い逸品をジオの至宝として認定し、ジオブランドの創出や映像を活用したイメージ戦略の展開により、観光や産業への経済波及効果の拡大を図りました。

4つ目、産業振興・雇用創出について

産業の振興につきましては、地域の観光振興や消費の拡大、住民所得の向上とともにまちを活性化させ、定住・交流人口の拡大に寄与する目的で地方創生拠点整備交付金を活用いたしまして、道の駅どんぶり館にジオ・キッチンを建設、三瓶地区では地域共生型交流拠点施設、明浜地区では観光交流拠点施設の令和元年度末の完成を目指しているところであります。

また、地理的表示保護制度(GI)に非食品と

して初めて登録された伊予生糸の活用と、伝統的産業である養蚕の復興に向け、養蚕農家の新規就業支援対策に取り組みました。

雇用創出対策につきましては、株式会社宇和島海道の操業開始、青汁工場グリーンヒルの増築、株式会社ちぬやホールディングス四国工場の企業誘致に成功し操業を開始しております。このことにより、新たな雇用の拡大や原材料調達の増加など、地域経済、地域活性化への大きな効果を生み出しました。

さらに、第三セクター等の経営改善と指定管理施設の廃止、存続等について、令和元年度を改革元年度として取り組みを始め、西予市公共施設等総合管理計画の公共施設等の管理に関する基本的な考えに基づき、民間事業者で運営することが望ましいと判断し、民間事業者の企画力やノウハウを活用し、地域経済の活性化とインバウンドを含めた交流人口の拡大を図るため、運営事業者の公募を行い、候補者を選定し所要の手続を進めております。

5つ目、地域力の活性化について

地域発「せいよ地域づくり」事業につきましては、平成28年度から手上げ型交付金を新設し、住民主体の地域づくりを推進しております。城川町遊子川地域が取り組んでおります、トマトによる六次産業化と自主映画制作の取り組みが、総務省が行うふるさとづくり大賞において、総務大臣賞を受賞し、遊子川公民館は文部科学省による日本の優良公民館に輝きました。行政は地域づくりの取り組みの支援拡大として、平成29年度からは、交付金額を1000万円増額して総額1億円を交付しております。

また、小規模多機能自治活動拠点整備事業につきましては、市内24カ所の地域づくり組織において市政懇談会を開催させていただき、今後の方向性として、公民館組織の見直しとともに、小規模多機能自治活動を推進したいと提案させていただきました。出席された皆様方からは多くの貴重なご意見をちょうだいいたしました。本年1月には第1回の市民検討委員会を開催いたしました。ちょうだいしたご意見を反映し、市のたたき台とした案をもう一度練っていただく予定であります。

6つ目、魅力あふれるまちづくりについて

まず、ふるさと納税の取り組みですが、返礼品

の拡充やポータルサイトの追加開設、特産品プロモーション動画の制作などにより納税額も年々増額し、市の財源確保はもとより、特産品PRと市内事業者の販路拡大、生産性の向上が図られました。また、寄附金を適切に管理し、寄附者の意向を尊重した事業への充当と寄附金使途の明確化を図るため、ふるさと応援基金を設置いたしました。

次に、宇和病院跡地に図書交流館まなびあんが昨年4月にオープンし、幅広い世代の市民が集い、学び、本市の魅力創出などのさまざまな活動を実践する活動拠点施設として利用されています。

明浜町狩浜の文化的景観、宇和海狩浜の段畑と農漁村景観が、昨年、国の重要文化的景観に選定され、文化的景観を守りながら、ジオパークとともに西予の魅力を発信して、そこに生活されている人の支援に取り組んでいます。

さらに、愛媛大学が南予全体の地域活性化や人材育成、まちづくりなど、課題解決に向けた研究機関として、地域協働センター南予が昨年開設されましたので、当市を南予の起点とした地域力の向上に取り組んでいます。

最後に7つ目、働き方改革・合理化について

平成28年12月から取り組んでいますオフィス改革の成果として、平成30年には、総務省のICT地域活性化大賞で、全国102団体の中から12団体に選ばれ、また、行政効率化賞という特別賞を受賞いたしております。令和元年度は、2階・3階フロアの改革に取り組みました。4階フロアほど見た目が劇的に変わったわけではありませんが、電算システムや庁舎内ネットワークなどのICT環境の整備、机などの配置工夫によりまして、横の連携を強化し、イクボス宣言とともに、業務の効率化と働き方に対する職員意識の向上に努めています。

支所の建設などにつきましては、明浜支所が昨年8月から新しい支所で業務を開始しました。また、城川支所におきましては、四国西予ジオミュージアムの建設に伴い、解体いたします総合センターしろかわの機能移転を含めました大規模改修が完了いたしました。新支所建設などを機に、より一層住民サービスの向上に努めております。

以上が、1期目として取り組んだ主な事業であ

りますが、その中でいろんな課題も見えてまいりました。そこで、さらに踏み込んだ取り組みが必要であると考えております。

夢と希望を叶える6つの変革(挑戦)の一端を述べさせていただきます。

まず1つ目、豪雨からの復旧・復興、「人の命を守る」せいよ強靱化への取り組みとしまして、防災、減災について申し上げます。

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に向けて各種事業を推進しておりますが、全て予定どおりに進行しているわけではありません。1日も早い生活、生業の再建に全力を投じるとともに、被災者の皆さんの心の痛みを解消するため、心と体を健康にする寄り添う支援を、今後、長期間継続していく必要があります。

安全・安心なまちの再建につきましては、のむら復興まちづくり計画の目標像の一つであります「肱川と共に生きる」の施策体系であります。肱川の河川改修事業として、国土交通省四国地方整備局及び愛媛県が公表しました肱川水系河川整備計画に基づきます野村地区の河川整備の早期実現に向けては、野村河川整備促進協議会と連携し、関係機関との調整を行います。河川沿い(肱川右岸側)では、魅力的で地区の特性を生かした自然と憩いのエリア、レクリエーションエリアなどの整備とあわせて、防災対策としてヘリポートの新設に取り組みます。

日常の暮らしの再建につきましては、復興住宅と宅地整備に引き続き取り組み、早期の完成を目指していきます。いまだ、避難指示が継続されています地域の早期の避難指示解除に向けて、関係機関との連携をとりながら、市としての事業の推進と避難者に対する生活支援を初めとしたきめ細やかな支援施策に取り組みます。また、社会福祉協議会と連携いたしました、地域ささえあいセンターの運用による生活再建の相談支援に引き続き取り組みます。

農林水産業・商工業・観光などの生業の再建につきましては、農地や農業用施設における小規模災害は復旧が十分には進んでいませんが、被災状況や営農状況等に応じた、きめ細やかな対策を推進し、災害発生の抑制を図るため、林業振興を通じた適正な森林管理を推進していきます。商工業の再生は、引き続き中小企業の復興支援、空き店

舗の活用による商店街の再建及び活性化の促進に取り組みます。観光の再生は、被災した乙亥会館は、令和2年4月からの利用開始を目指して復旧工事に取り組んでいます。また、被災した桂川溪谷を初めとした四国西予ジオパークのジオサイトの復旧は、災害の教訓となる生きた題材として活用していくため、被災状況を残しつつ、景観回復を含めた復旧に、関係機関との連携を図りながら取り組みます。

被災した公共施設の再建につきましては、野村保育所は、令和2年11月からの保育開始を目指し、せいよ東学校給食センターは、令和2年9月からの供用開始を目指して復旧工事に取り組んでいます。道路橋梁、河川、上下水道の復旧は、国・県の財政支援を受けて復旧に取り組んでいますが、一部にはまだ応急復旧状況の被災箇所もありますので、早期の復旧を目指します。

確実な避難に向けた対策につきましては、避難勧告・避難指示の発令は、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う警戒レベルでの運用を開始し、防災行政無線による防災サイレンの毎月のテスト放送の実施、防災行政無線戸別受信機の全世帯への配置推進、スマートフォンで防災行政無線が受信できるシステム運用の開始、西予市防災マップとガイドブックを作成し、全戸配布に取り組みます。

肱川流域緊急対応タイムラインについては、平成30年7月豪雨後の緊急治水対策等の現状を踏まえ、水災害による肱川流域住民の人的被害ゼロを目指し、タイムラインの策定を通じて、流域自治体の意思決定支援や関係機関の連携体制の強化を図り、効率的・効果的な防災対応の実現に資するものであります。令和元年8月から策定部会を開催し、2019年試行運用版にて運用を開始し、試行運用の振り返りを受けて、2020年運用版を完成し、令和2年出水期までには、図上演習・訓練を行う予定であります。

また、災害の記録と記憶の伝承については、乙亥会館内に災害の記録と記憶の伝承及び学校教育、社会教育の両面において、防災教育の充実を図るための展示室の整備に取り組み、令和2年7月5日に開催されます、せいよ復興まちびらきシンポジウムと合わせて供用開始を行います。

のむら復興まちづくり計画の推進につきまして

は、本計画は、野村地区の復興方針の一つとして、市民、行政、学識者等の協働により、市民の視点で野村地区の将来像について話し合いを進め、取りまとめたものです。商店街の活性化を目標像とした「野村の住民だけではなく、地区外からも野村に来たくなるような商店街を創る」、野村の文化の継承と観光を目標像とした、「相撲文化や飲む村、のむら等の野村の文化を守る」、日常生活サービスの維持・更新を目標像とした、「地域で支え合い、市民一人ひとりが活躍するまちを創る」を具体的に推進していく取り組みを行います。

また、市民の皆様及び関係機関とともに、風水害・地震等各種災害の減災・防災への整備及び情報システムの見直しを行い、安心・安全力の向上を図るとともに、南海トラフ地震に備える広域的早期復旧及び避難拠点の整備に引き続き取り組みます。

2つ目、仕事づくりとしまして、稼ぐ力の増強、地産品を生かした産業振興について申し上げます。

稼げる森林業につきましては、森林環境譲与税を活用し、国の制度に合わせて散発的に林業施策を行うのではなく、森林経営管理法に基づく適切な森林管理を推進していく必要があるため、西予市次世代森林産業推進協議会を昨年12月に発足し、森林林業の今後の施策推進方法を産官学で協議を行い、担い手育成や効果的な再造林等の方法、流通の拡大等を協議し、川上・川下で収益増を目指し、山に対する関心を高めていきます。

西予市観光物産協会につきましては、一般社団法人として設立総会を行い、令和2年4月からの業務開始を行います。観光協会本部事務機能を持ちながら、観光PR、観光啓発、物産PR、ふるさと納税の返礼品発送業務等の市からの委託事務に加えて、市のイベント事業を移譲し、地域主体のイベントとすることで地域の活性化を図るとともに、イベントと連携した旅行業務の実施による滞在型観光事業の推進の取り組みを行います。

外国籍の人が就労しやすい環境づくりにつきましては、西予市外国人材活用事業の実施による、日本語講座、生活支援パンフレット作成、国際交流イベントのほか、住宅・研修施設等の環境整備を行い、民間企業と連携しながら、西予市内での

監理団体設立に向けた取り組みを行います。

また、ふるさと納税制度の推進による地場産品の育成、農林水産業の後継者支援と新規就労者（移住者、異業種参入）への支援強化、市内企業の事業承継の推進に取り組みます。

3つ目、人づくりとしまして、西予市に誇りと住みたい人を育むことについて、申し上げます。

安心して子育てができる支援体制の充実強化につきましては、せいよ子育て応援LINEの運用を、保護者アンケートの結果を踏まえて、保護者が必要とする情報を毎月定期的に配信します。放課後児童クラブは、宇和地域において1クラブ新規開所するとともに、市民税非課税世帯を対象に月額利用料の半額助成を行います。また、下宇和地区では、令和2年度に放課後児童クラブ施設を市が建設し、令和3年度から法人委託での運用開始を目指し、高山保育所では、明浜支所敷地内で法人が施設整備を行います。

歴史文化の検証と教育振興につきましては、共生社会の推進として、組織機構を改革し、人権対策と人権教育を統合することにより、人権に関する相談及び人権啓発の推進などを一体的に行います。また、少子高齢化等により大きく変化しつつある社会環境に対し、男女共同参画社会を実現するため、人権対策、人権教育とあわせて一つの課として、男女共同参画意識の普及・啓発を行い共生社会の実現を図ります。

教育の振興は、市内高校の魅力化を図り、生徒数の確保に努めるとともに、人口流出の抑制や移住定住促進につなげるため、市内3高校と連携いたしました公営塾の開設を行います。人材育成は、地域が衰退していく中で最も重要となります。多様な考え方や知識を経験のある方から学ぶことは大変意義のあることですので、地域リーダー養成塾の開設に取り組みます。小・中学校と地域の連携は、学校運営協議会制度を導入した学校、コミュニティ・スクールを、令和元年度は2校のモデル校で導入しましたが、令和4年度までには、全ての学校での導入に向けて取り組み、地域を担う人材育成のため、学校と地域が連携・協働し、当事者意識を持って子どもの成長を支えていく、地域とともにある学校づくりを推進していきます。

スポーツの振興は、現在改訂中であり、第

2次西予市スポーツ振興計画に基づいた取り組みを進め、歴史・文化の振興は、宇和海狩浜の段畑と農漁村景観整備計画書に基づいた取り組みを進めていきます。また、西予市の歴史・文化についての調査研究を古代から近世に至るまで幅広く進めていきます。

4つ目、まちづくりとしまして、地域の宝を生かし人を呼び込むことについて申し上げます。

小規模多機能自治活動による地域課題解決推進につきましては、人口と財源の減少した縮小社会にあつては、行政が全てのサービスを補うことは困難であります。そうなったときに、暮らしの利便性や安全を確保するためには、そこに住む住民が行動を起こす手法をとらざるをえないと思います。言いかえれば、課題をチャンスととらえて活動することになります。発展すればコミュニティビジネスが生まれます。課題は地域性によりさまざまです。その地域だから求められるサービス、その地域だからこそできる体制づくりの取り組みを進めていきます。

ジオパーク推進事業につきましては、本定例会においてジオパーク拠点施設整備事業にかかわる予算を計上しております。拠点となります、四国西予ジオミュージアムは、城川地質館と総合センターしろかわのホール機能を有する複合施設として、ギャラリー回廊、ホール機能を有した企画展示室、多目的ホールであるジオカフェ等の施設を備えています。拠点施設としての役割はもとより、防災施設としての機能を持ち、屋外展示スペースやイベントスペースを活用した観光・商品販売の機能活用を目指していきます。

卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の推進につきましては、平成27年2月に基本構想が策定され、平成29年3月に整備事業の優先交渉権者が決定し、平成29年10月から令和14年3月までの事業期間で、特別目的会社が事業を推進しております。この事業の目的は、卯之町駅・商店街・重伝建地区のエリアを中心としたまちづくりを官民連携手法で整備、開発、維持、運営し、公共サービスの質の向上と財政的な負担軽減を図るものがあります。今後、駅前広場・駅前複合施設、駅舎・立体駐車場・駅前駐車場の整備、駅前の無電柱化、商店街での速度抑制装置の設置等が行われます。子どもたちが遊べる場として、木育の推進、

観光客や市民の皆様が触れ合える場の提供、ジオパーク・観光の情報発信の場、災害時の一時避難所としての活用に取り組みます。

ふるさと創生事業を活用した移住・定住・安住政策につきましては、西予市内へ移住を希望する方への空き家相談や創業支援業務に関する窓口を一本化、市内各地で活動している地域づくり組織と連携したお試し移住住宅の利活用支援、西予市内で求人中の民間事業者と西予市の移住に際し、転職を伴う方とのマッチング支援に取り組みます。

公共交通網の再編成と利便性の向上につきましては、バス路線の維持対策にかかわる支援補助金は、利用者の減少により年々増加の傾向にあります。各路線ごとの利用実態を踏まえた上で、再編・1日の運行便数等の見直しを運行事業者とともに協議に取り組み、市運営の生活交通バスとの重複や関連する路線の見直しを進め、効率的な運行と運行経費の削減、また、スクールバスの運行形態と将来の児童・生徒数の推移を踏まえた上での活用による利便性の向上に努めます。

過疎高齢化による農地保全活動につきましては、農村地域では、農業生産活動が生活と一体となって行われてきたことにより、農業と結びついた独自の民族芸能・伝統文化が発達してきた歴史があります。このため、農業、特に稲作に由来するものが多いのが現状であります。当市においても、市内各地で担い手の高齢化が進み、耕作放棄地の増加が加速化しており、その対策に取り組みます。

情報インフラの整備につきましては、テレビ難視聴対策及び高速インターネットサービスの提供による通信網の格差是正として、平成20年から22年に整備いたしました西予ケーブルテレビの機器類、センター施設が老朽化し、将来にわたり安定したサービスの提供を維持していく必要があるため、令和6年度末を目安に、宇和センター整備、野村・城川・三瓶・惣川のサブセンターの整備に取り組みます。

5つ目、生活あんしんのまちとして、医療・福祉について申し上げます。

幼児から高齢者まで、誰もが安心して生活できる地域づくりの推進につきましては、住民目線の窓口相談、重層化・多様化した事例への対応、相

談支援と地域づくりを一元化し、保健師、社会福祉士、介護相談支援員が総合窓口としての機能を持つ地域包括支援センターの機能拡充に取り組みます。

高齢者の生きがい活動の推進につきましては、会社等を退職した高齢者が地域社会の中で役割を持って生き生きと生活できるよう、一定の収入を得ながらみずからの生きがいや健康づくりにもつながる活動拠点の整備に取り組みます。また、第35回全国健康福祉祭（ねんりんピック）が令和4年愛媛県において開催されますので、当市におきましても、ふれあいスポーツ交流大会の開催準備について取り組みます。

福祉支援制度の充実につきましては、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、属性や世代を問わない相談支援、本人・世帯の状態に寄り添って社会とのつながりを回復する支援、地域社会からの孤立を防ぐとともに、多地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施する事業に取り組みます。

地域医療体制の確保につきましては、平成28年に策定をいたしました「新病院改革プラン」に基づいて取り組みを行っていますが、医療を取り巻く環境の変化や人口減少等さまざまな要因により見直しが必要となり、改定内容については、市民説明を2月17日から始め、明日27日に終了いたします。今後は、両病院の機能分担による病床規模、診療科目の見直し等医療機能の再編に取り組みます。

また、今後の市内二次救急の西予市民病院一元化につきましては、見直しをしている救急医療集約化等の改革プランに基づいて、両病院の合同幹部会や病院改革推進委員会を開催し、医療ニーズや両病院経営状況、医師、看護師の現状や今後の予測、問題点などを整理確認し、野村病院で受け入れる平日・昼間の二次救急を除いて、令和4年度からの運用を目標に集約を行う予定です。

6つ目、西予市の更なる発展のため、市役所改革について申し上げます。

各支所の機能縮小と地域づくり活動センターでの行政サービスの充実につきましては、少子高齢化・人口の減少による自主財源の縮小に伴い、行政機能の見直しが必要となっています。職員総数

の削減と職員個人の事務量と業務を見直すとともに、A I（人工知能）活用を推進します。支所においては、現行の4課から2課への変更を計画いたします。小規模多機能自治活動の推進は、モデル地区や事業のスタート時期を含めた素案をつくり上げ、令和4年度のスタートを目標に、再度皆様に提案をいたします。I C Tを活用したテレビ電話により、支所や本庁に出向かなくても、地域づくり活動センターにて相談手続きができますよう体制をつくります。また、事業は直接市民に影響し、市の組織機構の見直しとなるとともに、市民への説明並びに市役所内での調整が必要となることから、体制強化を図り新しく室を設置いたします。

第三セクター、指定管理施設の民営化につきましては、昨年度から経営・資産債務の状況等を把握した上で評価を行い、民営化に取り組んでいますが、今年度においても引き続き、施設が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査し、現在の事業手法以外の検討を行い、最終的な費用対効果に留意し、施設の事業継続の前提となる条件の明確化に取り組みます。

公共施設の機能集約推進につきましては、施設設立の目的と現在の運用状況、施設の老朽度合いを示す指標や将来の修繕、維持管理経費見込み額により、各施設単位の長寿命化、廃止、解体等の時期について、具体的な対応方針を定める個別施設計画の策定に取り組みます。

職員の意識改革につきましては、現在、国も地方も厳しい財政状況にある中、全国の自治体が将来にわたって活力ある地域社会の実現に向けて、新しい施策に取り組んでおります。当然ながら財政面、法制度面からさまざまな困難がありますが、最初から壁をつくって諦めるのではなく、従来の考え方や手法を見直し、創意と工夫を尽くすことが大事です。物事にチャレンジし、かつスピード感を持って業務を行う意識を持たせるよう改革に取り組みます。

所信に引き続き、令和2年度一般会計当初予算について、概説申し上げます。

令和2年度は普通交付税の特例措置である合併算定替が令和元年度で終了し、最優先事項である西予市復興まちづくり計画に基づく事業展開及び豪雨災害の復旧・復興への対応が続く中で、中長

期的な展望を踏まえた上で、第2次西予市総合計画に基づき、市独自の地方創生にかかわる施策を積極的に企画立案し実行します。

一方、健全な行財政運営を維持するため、事務事業の廃止・縮小等の思い切った見直しを行い、これまで以上に行財政改革に取り組むこととし、

1つ、豪雨災害からの復旧・復興

2つ、第2次総合計画基本構想の目標を達成するための事業の重点化

3つ、歳入見合いの事業量と予算規模の実現

この3つの目標を設定して予算を設定いたしました。

また、財政状況及び財政方針につきましては、情報公開、情報提供に努め、市民に理解が得られるよう努めます。

この結果、令和2年度一般会計当初予算の総額は303億400万円となり、前年度比8.3%、27億4700万円の減額となりました。

どうか議員の皆様、市民の皆様におかれましては、市政運営に対する格別のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。新年度に臨む私の所信とさせていただきます。

○議長

宇都宮財政課長。

○宇都宮財政課長

それでは、予算書に沿って、新規事業及び主要事業を中心に、まず歳出から補足説明を申し上げます。

55ページをお開き願います。

2款総務費、1項5目財産管理費、野村支所庁舎建設事業9983万2000円ですが、野村公会堂及び旧図書館の解体撤去、商工会野村支所用地購入のほか、令和元年5月に肱川野村ダム下流域が水位周知河川に指定をされ、庁舎建設周辺地が洪水浸水想定区域となったため、庁舎1階のピロティ化等再設計に要する経費を計上するものであります。財源として、旧合併特例事業債を充てています。

60ページをお開き願います。

11目情報推進事業費、CATV整備事業1億6494万4000円ですが、将来にわたり、加入者の方に安定したサービス業務を提供、維持していくため、老朽化した機器類の計画的な更新が必要となり、宇和センターの設備更新と野村サブセ

ンターの設備更新にかかる設計委託に要する経費を計上するものであります。財源として、過疎対策事業債を充てています。

63ページをお開き願います。

20目復興推進費、復興まちづくりシンポジウム事業505万6000円ですが、豪雨災害の教訓から学び、復興への歩みを実感できる機会を創出するため、災害発生から2年となります7月5日に開催するせいよ復興まちびらきシンポジウム、コンサートに要する経費を計上するものであります。

74ページをお開き願います。

8項1目地域振興費、小規模多機能自治活動拠点施設整備事業402万7000円ですが、地域づくり活動センター市民検討委員会開催に要する経費等を計上するものであります。地域づくり活動センターのあり方、移行時期、備えるべき機能、人材配置等について検討を行い、委員会としての方針を決定し、12月に市長への答申を行う予定であります。

79ページをお開き願います。

9項1目企画管理費、公共施設等総合管理推進事業295万8000円ですが、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの点検・診断によって得られた施設の状態や維持管理・更新等経費見込み額により、各施設単位の長寿命化、廃止、解体等の時期について、具体的な対応方針を定める個別施設計画の策定に要する経費を計上するものであります。庁舎内プロジェクトチームによる計画案を策定し、市民説明会の開催、議会への報告を経て、令和2年度末の策定、公表を行う予定であります。

81ページをお開き願います。

3目ジオパーク推進事業費、ジオパーク拠点施設整備事業2億3031万6000円ですが、総合センターしろかわの解体撤去を行い、拠点施設の本体工事については、継続費を設定し、令和4年4月の開館を予定しております。財源として、過疎対策事業債を充てております。

83ページをお開き願います。

4目卯之町はちのじ事業費、卯之町はちのじまちづくり推進事業3億6895万7000円ですが、卯之町駅・商店街・重伝建地区のエリアを中心としたまちづくりを、官民連携手法で整備、開

発、維持、運営を行うもので、令和2年度は、駅前複合施設、駅前広場、駅前の無電柱化等の整備に要する経費を計上するものであります。財源といたしまして、社会資本整備総合交付金、旧合併特例事業債を充てております。

94ページをお開き願います。

2項1目児童福祉総務費、児童福祉施設整備事業1億2394万9000円ではありますが、下宇和地区での学童保育施設の整備、法人が行う高山保育所の整備に要する経費を計上するものであります。財源といたしましては、子ども・子育て支援整備交付金、保育所等整備交付金、過疎対策事業債、宇和福祉の里基金繰入金等を充てています。

108ページをお開き願います。

4款衛生費、1項4目環境衛生費、環境保全推進事業427万円ではありますが、西予市環境基本条例に基づき、環境保全施策の総合的、計画的な推進を行うための環境基本計画策定基礎調査等に要する経費を計上するものであります。

116ページをお開き願います。

4項1目水道費、県条例水道等施設整備事業5764万円ではありますが、河成県条例水道整備に要する経費等を計上するものであります。令和2年度と令和3年度の2カ年の事業計画であり、財源といたしまして、辺地対策事業債を充てています。

123ページをお開き願います。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費、担い手育成支援事業2000万円ではありますが、令和2年度から令和4年度の3カ年の事業として、認定農業者の支援を行うものであり、農業経営改善計画で、年間農業所得または経営面積が現状値、または申請時より改善されていること等が採択要件となり、補助率は3分の1以内、補助金の上限額は200万円となります。

157ページをお開き願います。

8款土木費、5項5目都市再生整備計画事業費600万円ではありますが、豪雨により被災した肱川左岸側の野村市街地の都市再生整備計画の策定に要する経費を計上するものであります。財源といたしまして、過疎対策事業債を充てています。

158ページをお開き願います。6項1目住宅管理費、小規模住宅地区等改良事業2億5120万6000円ではありますが、豪雨により被災した肱川右岸側の

野村地区において、住環境の改善と向上を図るため、生活道路、公園広場等の整備に要する設計委託経費等を計上するものであります。財源といたしまして、社会資本整備総合交付金、過疎対策事業債を充てています。

164ページをお開き願います。

9款消防費、1項3目消防施設費、常備消防施設整備事業612万7000円ではありますが、大野ヶ原ヘリポート整備に要する経費を計上し、消防団装備整備事業3560万6000円ではありますが、ポンプ車1台、積載車1台の更新に要する経費を計上し、消防団施設整備事業5444万1000円ではありますが、耐震性貯水槽2基、消防詰所2カ所の更新に要する経費を計上するものであります。

165ページをお開き願います。

4目災害対策費、防災行政無線・情報システム整備事業2706万9000円ではありますが、気象情報の収集・予測体制強化のための気象観測・情報提供システムの導入、情報伝達手段多重化のための防災行政無線の音声案内アプリを導入する経費のほか、防災行政無線の維持管理経費等を計上するものであります。

180ページをお開き願います。

10款教育費、3項3目学校建設費、中学校施設整備事業9150万円ではありますが、屋内運動場の非構造部材耐震化工事、トイレ洋式化に要する経費を計上するものであります。財源といたしまして、学校施設環境改善交付金、旧合併特例事業債を充てています。

186ページをお開き願います。

5項2目公民館費、公民館耐震化事業5151万2000円ではありますが、明間公民館、横林公民館の耐震化、長寿命化工事に要する経費を計上するものであります。財源といたしまして、社会資本整備総合交付金、旧合併特例事業債、過疎対策事業債を充てています。

193ページをお開き願います。

6項2目文化財保護費、文化的景観保護推進事業2851万2000円ではありますが、宇和海狩浜の段畑と農漁村景観整備計画に基づき、春日神社及びオリヤ養蚕の修理事業等に要する経費を計上するものであります。財源といたしまして、国宝重要文化財等保存整備費国庫補助金、過疎対策事業債を充てています。

207ページをお開き願います。

7項6目給食センター建設費、せいよ東学校給食センター建設事業4億2758万6000円であります。令和2年9月の供用開始に向けまして、本体工事、防球フェンス等付帯工事に要する経費のほか、被災した施設の解体撤去に要する経費を計上するものであります。財源といたしましては、学校施設環境改善交付金、学校教育施設等整備事業債、学校施設整備基金繰入金を充てています。

208ページをお開き願います。211ページにかけてとなります。

11款災害復旧費、農地災害復旧費から道路橋梁河川災害復旧費であります。令和元年度に事業着手が困難であり、令和2年度に事業着手が適切と判断した復旧事業等に要する経費のほか、継続費を設定しております新野村保育所建設に要する経費をそれぞれ計上するものであります。

次に、歳入であります。予算書は前に戻っていただきまして、13ページをお開き願います。14ページにかけてとなります。

1款市税30億5887万9000円あります。市民税と軽自動車税の増額を見込みまして、市税全体では、対前年度3047万3000円の増額といたしております。

15ページをお開き願います。

2款5項1目森林環境譲与税であります。災害防止、国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、譲与額が前倒しで増額されたことによりまして6709万9000円といたしております。

16ページをお開き願います。

6款1項1目地方消費税交付金8億4101万7000円あります。地方消費税率の引き上げによる増収分を見込みまして、対前年度2億1092万7000円の増額といたしております。

17ページをお開き願います。

9款地方交付税、普通交付税106億円あります。合併算定替の終了による交付額の減額を算定するとともに、新しく創設されます地域社会再生事業費、仮称であります。ほか、会計年度任用職員制度の施行に伴う経費を算定することによりまして、対前年度1億8670万円の増額といたしております。

23ページをお開き願います。26ページにかけてとなります。

13款国庫支出金であります。社会教育施設災害復旧事業の終了等によりまして、災害復旧費国庫負担金・国庫補助金が減額となりまして、対前年度11億7483万4000円の減額といたしております。

27ページをお開き願います。32ページにかけてとなります。

14款県支出金であります。社会福祉施設災害復旧事業の事業費の精算によりまして、災害復旧費県補助金が増額となり、対前年度2億3156万5000円の増額といたしております。

35ページをお開き願います。37ページにかけてとなります。

17款繰入金、2項基金繰入金であります。総額で25億1458万9000円とし、減債基金、ふるさと応援基金、災害対策基金等の繰入金の増によりまして、対前年度7109万6000円の増額といたしております。

44ページをお開き願います。46ページにかけてとなります。

20款市債であります。土木債では、災害公営住宅、住宅団地整備事業の事業費の減額、消防債では、宇和地区の防災行政無線デジタル整備事業費について継続費を設定したことによる事業費の減額、災害復旧事業債では、社会教育施設災害復旧の終了等により減額となりまして、対前年度25億4581万円の減額といたしております。

続きまして、予算書はまた前に戻っていただきまして、9ページをお開き願います。

継続費であります。CATV整備事業におけるセンター整備工事及び監理委託につきまして、総額を4億5793万円。また、ジオパーク拠点施設整備事業における実施設計監理委託、展示及び本体工事につきまして、総額を7億8403万円とし、それぞれ令和2年度と令和3年度の2カ年の年割額を設定し事業を実施するものであります。

最後に10ページをお開き願います。

地方債であります。先ほど歳入の市債の項目でご説明申し上げましたとおり、地方債の限度額を37億2540万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長

理事者の説明は終わりました。
暫時休憩いたします。（休憩 午後 2 時 05 分）

○議長

再開いたします。（再開 午後 2 時 20 分）
（日程 10）

○議長

次に日程第 10、議案第 40 号「令和 2 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」から、議案第 49 号「令和 2 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの 10 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。
宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

議案第 40 号「令和 2 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

この奨学資金は、西予市出身の優秀な学生、生徒であって、経済的理由により就学が困難な者に対し、定額を無利子で貸し付けるものであります。

それでは予算書 1 ページをお開きください。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ 2980 万 8000 円としております。

予算書 3 ページをお開きください。

歳出では、奨学資金貸付金 56 名分及び運営費に係る経費 2206 万 3000 円、予備費 774 万 5000 円を計上いたしました。

予算書 2 ページに戻ります。

歳入では、償還金 1677 万 8000 円、寄附金 1 万円、前年度繰越金 1302 万円を計上し運営するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案第 41 号「令和 2 年度西予市国民健康保険特別会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定予算と診療施設勘定予算で構成されております。

まず、事業勘定予算からご説明申し上げます。

令和 2 年度の予算編成に当たりましては、被保険者が安心して医療サービスを受取り、国民健康保険事業の適切かつ安定的な運営を維持するため、医療費の動向、制度改正の対応等、国が示す留意事項に基づき編成いたしました。

それでは予算書の 14 ページをお開きください。

歳出の主なものでは、総務費 8718 万 9000 円、保険給付費 38 億 7502 万 7000 円、国民健康保険事業納付金 11 億 9222 万 5000 円、保健事業費 4187 万 7000 円を計上いたしました。

続いて 13 ページをお開きください。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税 7 億 7641 万 8000 円、県支出金 39 億 5663 万 8000 円、繰入金 4 億 6794 万 7000 円を計上いたしました。

以上によりまして、事業勘定予算は、歳入歳出それぞれ 52 億 736 万 9000 円といたしました。

次に、診療施設勘定予算についてご説明申し上げます。

少子高齢化に伴う人口減少や市民の基幹病院志向への高まり等から、国民健康保険直営診療所の診療件数、診療収入等が年々減少しており、診療施設勘定におきましても一般会計からの繰入金により収支均衡を図る厳しい予算構造となっております。引き続き、地域住民から安心・信頼される医療の提供に取り組むとともに、経営改善、適切な経費節減にも努める所存であります。

それでは予算書 18 ページをお開きください。

歳出の主なものでは、総務費 8551 万 9000 円、医業費 5409 万 5000 円を計上いたしました。

続いて 17 ページをお開きください。

歳入の主なものにつきましては、診療収入 9086 万 1000 円、繰入金 5415 万円を計上いたしました。

以上によりまして、診療施設勘定予算は、歳入歳出それぞれ 1 億 4885 万 5000 円といたしました。

続きまして、議案第 42 号「令和 2 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度におきましては、医療の高度化等に伴い、医療費が増加傾向にある中、同制度の持続可能性を高めるため、保険料軽減特例が見直されております。愛媛県後期高齢者医療広域連合におきましては、令和 2 年度及び令和 3 年度

の保険料改定に当たり、愛媛県が設置する財政安定化基金を活用して、保険料の上昇を抑制しておりますが、今後においても被保険者の負担を軽減するため、後発医薬品の利用促進や医療費適正化を進めるとともに、経費の節減に努める必要があるため、本市におきましても、広報への掲載等で健診受診啓発や医療制度の周知を行っているところでございます。

それでは予算書 65 ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 6 億 7068 万 8000 円と定めるものであります。

続いて 67 ページをお開きください。

歳出の主なものといたしましては、総務費 2732 万 2000 円、後期高齢者医療広域連合納付金 6 億 2770 万 9000 円、保健事業費として 1445 万 7000 円を計上いたしました。

次に 66 ページに戻っていただき、歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料 4 億 623 万 2000 円、繰入金 2 億 5007 万 1000 円、諸収入 1435 万 4000 円を計上いたしました。

続きまして、議案第 43 号「令和 2 年度西予市介護保険特別会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

当市の介護保険を取り巻く環境としまして、今後 65 歳以上の高齢者人口は減少してまいります。そのうち 75 歳以上の後期高齢者人口は横ばい傾向が続くと推計されております。こうした状況の中、第 7 期高齢者福祉・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、多職種の連携により、さまざまな生活支援サービスや保険給付等の事業を展開しております。

それでは予算書の 85 ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 61 億 4960 万 5000 円と定めるものでございます。

続いて 88 ページをお開きください。

歳出の主なものとしましては、人件費と介護認定等にかかる経費として、総務費 1 億 3103 万 2000 円を計上し、介護給付、予防給付、その他各サービスにかかる経費として、保険給付費 57 億 3922 万 8000 円を計上いたしました。また、本市における地域包括ケアシステムの構築を目指

し、在宅医療、介護連携、認知症施策、そして、介護予防や生活支援の体制整備などを積極的に推進するため、地域支援事業費 2 億 7272 万 1000 円を計上いたしました。

86 ページに戻っていただき、歳入予算の主なものとしましては、65 歳以上の方に納付していただく介護保険料が 9 億 5733 万 5000 円、介護給付分、地域支援事業費分、それぞれの負担割合により算定される国庫支出金 16 億 2725 万 3000 円、県支出金 8 億 8223 万 6000 円、支払基金交付金 15 億 9675 万 9000 円、繰入金のうち、一般会計繰入金 9 億 4710 万 6000 円、また、介護給付費準備基金繰入金 1 億 3611 万 7000 円、地域支援事業の事業実施に伴う利用者負担金等の諸収入 273 万 6000 円を計上しております。

以上 3 議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

議案第 44 号「令和 2 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和 2 年度における主な事業といたしまして、宇和町及び野村町で稼働している 10 処理区の維持管理業務、公債費の元利償還のほか、企業会計移行に伴う資産調査・評価業務等を予定しております。

それでは予算書の 123 ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出総額を 3 億 6958 万円と定めるものであります。

125 ページをお開きください。

歳出では、施設管理費といたしまして、10 処理区の維持管理費用に係る委託料及びこれらに関連する事務費、人件費等に係る経費に加え、最適整備構想の策定に伴う機能診断業務及び最適整備構想策定業務に係る業務委託料など 1 億 9929 万 4000 円を計上しております。また、10 処理区の施設整備に対する公債費といたしまして、元利償還金 1 億 7028 万 6000 円を計上しております。

124 ページに戻りますが、歳入につきましては、施設使用料 9779 万 5000 円、加入負担金 100 万円、県補助金 700 万円、一般会計繰入金 2 億 5167 万 5000 円、繰越金 51 万円、市債 1160 万円を充当

いたしております。

また、第2表において、企業会計移行に伴う資産調査及び評価業務における債務負担行為を設定し、第3表において、地方債の限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めております。

続きまして、議案第45号「令和2年度西予市水道事業会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、公営企業会計予算書の1ページをお開きください。

まず、第2条業務の予定量についてご説明いたします。

給水戸数1万5240戸、年間総給水量438万立方メートル、1日平均給水量1万2000立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業としましては、三瓶給水区域における津布理浄水場整備事業1億6610万円、宇和給水区域における下川災害復旧事業6440万円をそれぞれ予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では、水道事業収益の総額を7億5051万9000円と定め、営業活動に基づく給水収益の6億3360万円を含む営業収益として6億4310万6000円、営業外収益として1億737万3000円を計上しております。これに対しまして支出では、水道事業費用の総額を7億5374万6000円と定め、主なものとしまして、営業活動に係る営業費用として7億1572万5000円、企業債償還利息等の営業外費用として3707万1000円を計上しております。

次に2ページ、第4条資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

収入では、総額を2億1746万2000円と定め、内訳は、工事に対する負担金160万円、企業債5000万円、企業債元金償還金及び建設改良費に対する補助金1億1049万5000円、建設改良に対する出資金5536万7000円を計上しております。これに対しまして支出では、総額を4億3177万7000円と定め、内訳は、建設改良費3億3319万4000円、企業債償還金9858万3000円を計上しております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億1431万5000円を補填する財源につきましては、第4条括弧書きのとおり

であります。

次に、第5条の企業債では、上水道施設整備事業を目的といたしまして5000万円の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第6条では、一時借入金の限度額を2億円と定め、第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費1億1443万3000円を定めるものであります。

また、第9条では、一般会計から受ける補助金として、目的と合計金額6702万4000円を定め、第10条では、たな卸資産の購入限度額を1560万円と定めるものであります。

続きまして、議案第46号「令和2年度西予市簡易水道事業会計」について、提案理由のご説明を申し上げます。

西予市簡易水道事業は、令和2年度より地方公営企業法の全部を適用することに伴い、初年度予算を計上しております。

それでは企業会計予算書43ページをお開きください。

まず、第2条業務の予定量についてご説明いたします。

給水戸数2,380戸、年間総給水量54万2025立方メートル、1日平均給水量1,485立方メートルを予定しております。主な建設改良事業としましては、配水管布設替事業400万円、野村給水区域における送水ポンプ取替事業193万円を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では、簡易水道事業収益の総額を1億2925万8000円と定め、営業活動に基づく給水収益の5680万円を含む営業収益として5838万9000円、営業外収益として7086万9000円を計上しております。これに対しまして支出では、簡易水道事業費用の総額を1億5065万3000円と定め、主なものとしまして、営業活動に係る営業費用として1億4182万1000円、企業債償還利息等の営業外費用として447万9000円、特別損失として435万3000円を計上しております。

次に44ページ、第4条資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では、総額を620万1000円と定め、内訳

は、建設改良費 59 万 8000 円、企業債元金償還金 560 万 3000 円の補助金を計上しております。これに対しまして支出では、総額を 1897 万 3000 円と定め、内訳は、建設改良費 593 万円、企業債償還金 1304 万 3000 円を計上しております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1277 万 2000 円を補填する財源につきましては、第 4 条括弧書きのとおりであります。

次に、第 4 条の 2 特例的収入及び支出では、地方公営企業法施行令第 4 条第 4 項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額をそれぞれ定めております。

次に、第 5 条では、一時借入金の限度額を 5000 万円と定め、第 6 条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第 7 条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費 2685 万円を定めるものであります。

また、第 8 条では、一般会計から受ける補助金として、目的と合計金額 3702 万 7000 円を定め、第 9 条では、たな卸資産の購入限度額を 200 万円と定めるものであります。

続きまして、議案第 47 号「令和 2 年度西予市公共下水道事業会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

西予市公共下水道事業は、令和 2 年度より地方公営企業法の財務規程等を適用することに伴い、初年度予算を計上しております。

それでは、公営企業会計予算書 79 ページをお開きください。

まず、第 2 条業務の予定量についてご説明いたします。

接続人口 6,075 人、年間有収水量 80 万 7859 立方メートル、1 日平均有収水量 2,213 立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業としましては、宇和処理区における管渠整備工事 1 億 5500 万円を予定しております。

次に、第 3 条収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では、下水道事業収益の総額を 4 億 9885 万 2000 円と定め、営業活動に基づく下水道使用料 1 億 505 万 9000 円を含む営業収益として 1 億 509 万 5000 円、営業外収益として 3 億 9375 万 7000 円を計上しております。これに対し

まして支出では、下水道事業費用の総額を 5 億 84 万円と定め、主なものとしまして、営業活動に係る営業費用として 4 億 4973 万 9000 円、企業債償還利息等の営業外費用として 4531 万円、特別損失として 579 万 1000 円を計上しております。

次に 80 ページ、第 4 条資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では、総額を 3 億 6391 万 3000 円と定め、内訳は、企業債 7820 万円、出資金 2 億 322 万 7000 円、経営基盤強化に対する補助金 6737 万 9000 円、受益者負担金 1510 万 7000 円を計上しております。これに対しまして支出では、総額を 3 億 8300 万 2000 円と定め、内訳は、建設改良費 1 億 7842 万 7000 円、企業債償還金 2 億 457 万 5000 円を計上しております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1908 万 9000 円を補填する財源につきましては、第 4 条括弧書きのとおりであります。

次に、第 4 条の 2 特例的収入及び支出では、地方公営企業法施行令第 4 条第 4 項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額をそれぞれ定めております。

次に、第 5 条の企業債では、公共下水道の整備を目的といたしまして 7820 万円の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第 6 条では、一時借入金の限度額を 2 億円と定め、第 7 条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第 8 条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費 4093 万円を定めるものであります。

また、第 9 条では、一般会計から受ける補助金として、目的と合計金額 7952 万 5000 円を定めるものであります。

以上 4 議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

議案第 48 号「令和 2 年度西予市病院事業会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは公営企業会計予算書 115 ページをお開きください。

まず、第2条業務の予定量についてご説明いたします。

病床数は両病院合計で242床でございます。年間患者数は入院6万3510人、外来9万9354人、1日平均患者数は入院174人、外来408人を見込んでおります。また、主な建設改良事業として、医療機器備品購入費5億2232万円を計上いたしております。

次に、第3条収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では、病院事業収益の総額を40億8516万6000円と定め、医業収益33億3209万円、医業外収益7億4597万8000円、特別利益709万8000円を計上いたしております。これに対しまして支出では、病院事業費用の総額を46億1210万円と定め、医業費用43億8473万4000円、医業外費用2億2485万6000円、特別損失251万円を計上いたしております。

116ページをお開きください。

次に、第4条の資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では総額を7億2172万8000円と定め、出資金520万円、負担金及び交付金2億1182万8000円、企業債5億470万円を計上しております。これに対しまして支出では、総額を8億5543万9000円と定め、建設改良費5億2232万円、企業債償還金3億2891万9000円、奨学金にかかる投資420万円を計上しております。なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額1億3371万1000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

第5条の債務負担行為では、令和3年度の医事業務委託費として、限度額を4500万円と定めております。

117ページをお開きください。

第6条の企業債では、医療機器の購入及び情報システム等の整備を目的といたしまして5億470万円の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

第7条では、一時借入金の限度額を2億5000万円と定め、第8条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第9条では議会の議決を経なければ流用のできない経費として、職員給与費27億2231万9000円及び交際費280万円を定め

ております。

118ページをお開きください。

第10条では、一般会計から受ける補助金として、目的及び合計金額1億1040万5000円を定めております。

また第11条では、たな卸資産の購入限度額を7億円と定めております。

最後に第12条では、重要な資産の取得として、医療情報システム及び地域医療連携システムを定めております。

続きまして、議案第49号「令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

野村介護老人保健施設つくし苑の事業につきましては、高齢者の心身の状況に応じた適切な介護及び機能訓練のほか、必要な医療等を提供することにより、日常生活の自立と在宅復帰を支援し、地域に親しまれ信頼される施設を目指して、引き続きサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

それでは予算書201ページをお開きください。

第2条の業務予定量といたしまして、入所定員を100人、1日当たりの通所者定員を35人とし、年間療養者数は3万7203人を見込んでおります。

次に、第3条の収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では施設事業収益の総額を5億4247万7000円と定め、施設運営事業収益として4億8843万1000円、施設運営事業外収益として3623万6000円を計上しております。これに対しまして支出では、施設事業費用の総額を5億7530万1000円と定め、施設運営事業費用5億6577万円、施設運営事業外費用953万1000円を計上しております。

202ページをお開きください。

第4条の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入を4378万5000円、資本的支出を4444万4000円計上しております。

次に第5条では、一時借入金の限度額を1億円と定め、第6条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費4億631万8000円及び、交際費7万円を定めております。

第8条では、他会計からの補助金として、児童手当補助等、合計6621万1000円を定めております。

最後に203ページをお開きください。

第9条では、たな卸資産購入限度額を2000万円と定めるものでございます。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長

理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時57分)

○議長

再開いたします。(再開 午後2時59分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第50号「卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約の変更について」から、議案第55号「新市建設計画の変更について」までの6件を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、本案6件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長

追加日程第1、議案第50号「卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約の変更について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

議案第50号「卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業につきましては、官民連携の手法でありますPFI事業として、平成29年9月に株式会社西予まちづくりサービスと特定事業を締結し、平成29年10月1日から令和14年3月31日までの14年6カ月を事業期間として取り組んでいるところでございます。

このたび、令和元年10月の消費税法及び地方税法等の改正による消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、当該事業の契約金額の変更が必要となりました。

このことにより、契約金額を3138万7810円増額し、契約金額を19億6893万1577円とする特定事業の変更仮契約を去る2月14日に締結しましたので、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

(追加)

○議長

次に追加日程第2、議案第51号「西予市同報系防災行政無線デジタル整備工事(宇和地区)請負契約について」及び、議案第52号「西予市同報系防災行政無線デジタル整備(宇和地区)に伴う機器の取得について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

議案第51号「西予市同報系防災行政無線デジタル整備工事(宇和地区)請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、アナログ防災行政無線の老朽化に伴い、平成25年度から計画的にデジタル化への移行整備を進めているところでございます。

今回の工事内容につきましては、本庁舎の既設親局設備を改修、移設するとともに、各公民館等に遠隔操作卓を設置し、各地区内に屋外拡声子局を整備するほか、各ご家庭に戸別受信機を取りつけるものでございます。また、あわせて防災行政無線設備の最適化を図るため、中継局設備を改修するほか、津波からの浸水対策として、沿岸部の屋外拡声子局の電源設備のかさ上げ等をあわせて実施することといたしております。

本工事につきましては、去る2月18日に一般競争入札を執行し、三徳電機株式会社、代表取締役三井新太郎氏と工事請負金額4億2790万円で2月19日に工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事に係る概要等につきましては、別

紙参考資料をご参照ください。

続きまして、議案第 52 号「西予市同報系防災行政無線デジタル整備（宇和地区）に伴う機器の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、西予市同報系防災行政無線デジタル整備工事に伴い、使用する機器を購入しようとするものでございます。

これまで整備を行ってまいりました宇和地区以外での機器の購入につきましては、工事の施工業者が、関連機器をメーカーから購入の上、事業を実施する方式をとっておりましたが、宇和地区におきましては、機器費が全体事業費の半分以上を占めていることから、事業費のコストダウンを図るため、工事と機器調達分を分離発注することとし、市が機器類を直接購入した後、工事施工業者に支給する方式を採用いたしました。

機器の購入に当たりましては、これまで整備した機器との互換性が必要なこと、また、機器の卸業者を介さずメーカーから直接購入することが一番安価な調達方法であることから、随意契約によるものとし、株式会社富士通ゼネラル四国支店、支店長山脇真一氏と取得金額 4 億 5100 万円で 2 月 19 日に物品購入仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本機器調達に係る概要等につきましては、別紙参考資料をご参照ください。

以上 2 議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案 2 件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

酒井宇之吉君。

○21 番酒井宇之吉君

随意契約になってる分で、先ほど説明がありましたけれども、これを一括でやったら、随意契約で西予市が一式買ってから工事を発注するという事になったんですけれども、これを工事発注も含めてすると 4 億 5000 万円になるとるやつが、元々どれぐらい安くなるのか試算をいたしておりますか。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの酒井議員の質問にお答えをいたしましたと思います。

分離発注をすることによりまして、約 2320 万円のコストダウンということとなっております。

以上でございます。

○議長

ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 51 号及び議案第 52 号の 2 件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めそのように決定いたしました。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論なしと認めます。

これより議案順に採決を行います。

まずは議案第 51 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 51 号「西予市同報系防災行政無線デジタル整備工事（宇和地区）請負契約については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって議案第 51 号は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第 52 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 52 号「西予市同報系防災行政無線デジタル整備（宇和地区）に伴う機器の取得については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって議案第 52 号は原

案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長

次に追加日程第3、議案第53号「財産の無償譲渡について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

議案第53号「財産の無償譲渡について」提案理由のご説明を申し上げます。

旧魚成小学校講堂及び附属建物につきましては、旧城川町の雇用対策として誘致しましたM・Y繊維に対し、平成12年から貸し付けしているところでございます。

当該建物につきましては、老朽化が著しく耐震基準を満たしていないため、西予市公共施設等総合管理計画に基づき、貸付期間の満了後、貸付契約を更新しないものとしておりましたが、当該借受者より、引き続き同所で事業を継続したい旨の要望がございました。

このため、市有財産処理審議会にて審議した結果、当該借受者の事業継続により、地域経済の downstream 効果が期待されること、また、当該建物は、築年数や維持管理費用等を考慮すると資産としての価値はなく、今後利活用できる物件ではないと判断されることから、当該建物を無償譲渡するため、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

(追加)

○議長

次に追加日程第4、議案第54号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

議案第54号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、現在の組織体制の課題や問題点を洗い出し、行政運営の効率化を図るため、本市

組織機構を見直すことに伴いまして、西予市部設置条例及び関係する6条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、小規模多機能自治制度や復興まちづくり計画を推進するほか、地方創生を初めとした政策企画部門の強化を図ることを主眼として、総務企画部を総務部と政策企画部に再編することといたしております。また、まちづくり推進課から政策立案や行政改革、情報通信技術や広報統計業務を分割し、新たに政策推進課を設置することとしております。

人口減少が進む本市におきましては、地域の特性を生かし、地域の課題を解決できる持続可能な地域づくり活動拠点を整備する必要があるため、同事務を総合的かつ効果的に推進する地域づくり活動センター推進室を政策企画部まちづくり推進課に設置することとしております。その他、人権に関する相談や人権啓発の推進を一体的に行うため、市長部局の人権対策と教育部局の人権教育を統合し、生活福祉部に人権啓発課を設置することとしております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

次に追加日程第5、議案第55号「新市建設計画の変更について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

議案第55号「新市建設計画の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

新市建設計画は、合併後のまちづくりを進めるための基本方針を定め、5町の速やかな一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るための方策を示すため、市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定により策定されたものでございます。

平成30年4月25日に東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行され、合併特例債の発行期限が15年度から20年度に延長されました。

本市におきましても、合併特例債を活用し事業を実施しておりますが、社会情勢や財政状況によ

り計画期間内に完成できない事業や未実施事業があることから、計画年度を令和6年度まで延長し、事業計画や財政計画及び文言等の修正を行うもので、市町村の合併に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

各委員会は、委員会付託された議案について十分に審査を行い、3月3日の本会議において、委員会審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

3月3日は午前9時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします

散会 午後3時18分

第 2 日

3月3日（火曜日）

令和2年第1回西予市議会定例会会議録（第2号）

- | | | | |
|--------------|----------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和2年3月3日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| 1. 開 議 | 令和2年3月3日 | 城 川 支 所 長 | 篠 藤 義 直 |
| | 午前 9時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 散 会 | 令和2年3月3日 | 消防本部消防長 | 佐 藤 克 也 |
| | 午後 0時09分 | 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 |
| 1. 出 席 議 員 | | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 1 番 | 宇都宮 久見子 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 3 番 | 宇都宮 俊 文 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 4 番 | 加 藤 美 香 | 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 5 番 | 中 村 一 雅 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 河 野 清 一 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 山 本 英 明 | | |
| 9 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 10 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 11 番 | 源 正 樹 | | |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 13 番 | 菊 池 純 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 18 番 | 宇都宮 明 宏 | | |
| 19 番 | 森 川 一 義 | | |
| 20 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 21 番 | 酒 井 宇之吉 | | |

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長	管 家 一 夫
副 市 長	宗 正 弘
教 育 長	松 川 伸 二
総務企画部長	三 好 敏 也
会計管理者	山 口 正 人
医療介護部長	山 岡 薫 彦
産 業 部 長	酒 井 信 也
建 設 部 長	清 水 昭 広
生活福祉部長兼	
福祉事務所長	藤 井 兼 人
教 育 部 長	宇都宮 裕

議 事 日 程

- 1 議案第 1 号 林道古屋敷線(遊子谷地区)
災害復旧工事請負契約につ
いて
- 議案第 2 8 号 令和元年度西予市一般会計
補正予算(第 8 号)
- 議案第 2 9 号 令和元年度西予市住宅新築
資金等貸付事業特別会計補
正予算(第 2 号)
- 議案第 3 0 号 令和元年度西予市国民健康
保険特別会計補正予算(第 3
号)
- 議案第 3 1 号 令和元年度西予市後期高齢
者医療特別会計補正予算(第
4 号)
- 議案第 3 2 号 令和元年度西予市介護保険
特別会計補正予算(第 4 号)
- 議案第 3 3 号 令和元年度西予市農業集落
排水事業特別会計補正予算
(第 4 号)
- 議案第 3 4 号 令和元年度西予市簡易水道
事業特別会計補正予算(第 2
号)
- 議案第 3 5 号 令和元年度西予市公共下水
道事業特別会計補正予算(第
4 号)
- 議案第 3 6 号 令和元年度西予市水道事業
会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 3 7 号 令和元年度西予市病院事業
会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 3 8 号 令和元年度西予市野村介護
老人保健施設事業会計補正
予算(第 3 号)
- 2 代表質問
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 林道古屋敷線(遊子谷地区)
災害復旧工事請負契約について
 - 議案第 2 8 号 令和元年度西予市一般会計
補正予算(第 8 号)
 - 議案第 2 9 号 令和元年度西予市住宅新築
資金等貸付事業特別会計補
正予算(第 2 号)
 - 議案第 3 0 号 令和元年度西予市国民健康
保険特別会計補正予算(第 3
号)
 - 議案第 3 1 号 令和元年度西予市後期高齢
者医療特別会計補正予算(第
4 号)
 - 議案第 3 2 号 令和元年度西予市介護保険
特別会計補正予算(第 4 号)
 - 議案第 3 3 号 令和元年度西予市農業集落
排水事業特別会計補正予算
(第 4 号)
 - 議案第 3 4 号 令和元年度西予市簡易水道
事業特別会計補正予算(第 2
号)
 - 議案第 3 5 号 令和元年度西予市公共下水
道事業特別会計補正予算(第
4 号)
 - 議案第 3 6 号 令和元年度西予市水道事業
会計補正予算(第 2 号)
 - 議案第 3 7 号 令和元年度西予市病院事業
会計補正予算(第 2 号)
 - 議案第 3 8 号 令和元年度西予市野村介護
老人保健施設事業会計補正
予算(第 3 号)
- 2 代表質問
 - 3 一般質問

開会 午前9時00分

○議長

おはようございます。

本日は早朝より傍聴にお越しいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

これより本日の会議を開きます。

市長及び教育長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

管家市長。

○管家市長

おはようございます。

ただいまから新型コロナウイルス感染対策について、市の取り組みについてのご説明を申し上げますが、議長から発言の許可をいただきましたので、私が全般的なことを、そして、教育長から学校教育を中心としました教育現場のことにつきまして、ご説明をさせていただきます。

現状につきましては、新型コロナウイルスにかかわる感染症が、昨年12月31日に中国武漢市に端を発して、世界各国に感染が広がり、厚生労働省の公表によりますと、3月1日午前零時現在で23の都道府県で228人が感染し5人の方が亡くなられております。

日本政府では、1月30日に新型コロナウイルス感染対策本部が設置され、感染対策に取り組まれておりますが、2月25日の第13回対策会議におきまして、同感染対策の基本方針を定め、感染の流行を早期に収束させるため、集団感染を防止することが極めて重要であることから、徹底した対策を講じていくこととし、2月26日には全国規模のイベントや行事の自粛、翌27日には小中高等学校及び特別支援学校等の一斉臨時休校などの対策を打ち出しました。

本市におきましても、日本政府の緊急要請等を受け、2月28日に西予市新型コロナウイルス感染症警戒本部会議を開催し、2月28日から当分の間、市が主催するイベントや会合を自粛もしくは延期すること。市が共催・協賛するイベントにおいては、開催・延期・中止等について主催者と必ず協議し方向を決定することとして、感染症対策に取り組むこととしておりましたが、昨日県内で初めて、愛南町在住の方が新型コロナウイルスに感染したことが確認されたと愛媛県から発表があ

りました。

このことを踏まえまして、昨日本市におきましても、愛媛県の新型コロナウイルス感染対策本部設置を受けて、同じく対策本部を立ち上げ、正確な情報把握と危機管理意識のもと対策を進めてまいります。

連日の報道等にもありますとおり、新型コロナウイルス感染症は、感染しますと肺炎を引き起こし、重症化すれば死に至る場合もあることから、特に高齢の方や基礎疾患のある方は注意が必要であります。

また、感染して発症するまで、1日から12.5日と潜伏期間が長いことから、陰性だった方が時間をおいて陽性になった事例、感染経路が明らかでない散発的な発生など、いどこで起こるか予測が難しい状況でございます。

WHOは、2月29日に「世界的に感染は広がっているが、広域範囲に及ぶ流行病、いわゆるパンデミックではない」と強調をしておりますけれども、国内の状況を勘案しますと予断を許さない状況ではないかと思うところでございます。

2月27日時点で、国は保育所・幼稚園・学童保育を今回の休業要請の対象外として、原則開所する方針を示しました。このことを受け、西予市が所管する公立保育所については通常どおり開所いたします。私立保育所等においても、1園を除いて通常どおり開所する方針です。また、放課後児童クラブにおいても、運営主体にご尽力をいただき、小学校の休校に合わせて長期休暇としての対応も計画していただいているところです。各施設の運営に当たっては、衛生管理に一層注意を払い感染予防に努めてまいります。

本市における市内小中学校の対応につきましては、後ほど教育長から説明をさせていただきます。

市議会議員各位、そして市民の皆様にご覧がでございます。

このウイルス対策は、一般の感染症と同様に市民の皆様のお一人おひとりの対応が何より重要であります。まず、手洗いを念入りに行ってください。せきやくしゃみをする際、マスクがない場合は、ティッシュやハンカチ、袖を使って口や鼻を抑える、せきエチケットにご配慮ください。あわせて、不要不急の外出を控えていただきますよう

ご協力をお願いいたします。一人ひとりの心がけにより感染症の拡大を抑えることができます。

また発熱等の風邪症状が見られるときは、できるだけ外出を控えてください。風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日程度続いている方、高齢者や基礎疾患等のある方で発熱が2日程度続いている方、強いだるさや息苦しさのある方は、保健所の帰国者・接触者相談センター、八幡保健所内にあります、にご相談ください。そして、市内高齢者施設や医療機関への訪問・面会は自粛してください。できるだけ無用な訪問・面会を避けるなど、配慮の必要な方々への安全確保にご理解をお願いいたします。

西予市では引き続き、新型コロナウイルスに関する最新の情報等を見ながら、感染拡大防止に努めてまいります。今後の対応については、国・県の動向を見きわめ進めてまいります。

新型コロナ感染症関連情報は、本市のホームページやケーブルテレビ、最寄りの公民館への掲示、また、防災行政無線などを通じて随時お知らせをいたします。

市民の皆様には大変ご心配やご不便をおかけいたしますが、皆様ご自身の安心安全のため、ご協力いただきますようお願いをいたします。

なお新型コロナウイルス感染症の件でご不明な点は、西予市役所健康づくり推進課、電話0894-62-6407まで遠慮なくいつでもお尋ねをいただきたい、そのように思っております。

どうかよろしく願いをいたします。

○議長

松川教育長。

○松川教育長

おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、私からは、新型コロナウイルス対策に関しましての西予市教育委員会における本日までの取り組み状況、また、現時点での対応策等について、ご説明をさせていただきます。

一部市長からの説明と重複する部分もあろうかと思いますが、ご理解をいただきたいと存じます。

まず、これまでの取り組み状況についてご説明申し上げます。

市内各小中学校におきましては、通常の感染症

予防と同様の対策を実施していたところですが、2月19日付け県教育委員会からの「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」の通知に基づき、改めて当該感染症に対するより具体的な対策を各小中学校へ通知し、基本的な感染症の対策の徹底を図ってまいりました。

2月25日には、市教育委員会定例会におきまして対応を協議し、この時点では、引き続き基本的な感染症対策の徹底を行うことを基本に、卒業式や入学式、遠足や集会、修学旅行について、一律の自粛や延期等の要請は行わないこととし、各小中学校へ周知し対応してきたところであります。なお、この時点におきまして、城川中学校、明浜中学校では、保護者説明会を経て、修学旅行の延期を決定しております。

その後、先週木曜日27日には、安倍首相の全小中高校・特別支援学校の臨時休校という要請表明、また、翌28日金曜日に公表されました、愛媛県教育委員会の「国の休校措置要請に係る県の対応方針について」を受け、教育委員の方々との協議を経て、市として、県教育委員会の方針に歩調を合わせることを最善であると判断し、同日に、市内小中学校において、学校が所在する位置や学校の規模にかかわらず、あす3月4日から春休みの前日の25日までを臨時休業とすると決定したところであります。

一方では、並行して、急遽臨時の小中学校校長会を開催し、臨時休業中の家庭保護者との連絡方法や卒業式の実施方法、部活動への対応などを初め、具体的な事項について学校現場と協議を行い、児童・生徒への対応としては、臨時休業中、1つには、原則として家庭で過ごす。2つ目には、電話やメール、ホームページ等を活用して、学校と家庭の連携を図る。3つ目には、卒業式は規模を縮小して実施する予定。4つ目には、部活動は原則中止とする。スポーツ少年団関係等は自粛を要請するなどの内容を保護者宛に文書にてお知らせをさせていただいたところであります。

次に、図書交流館、文化施設、体育館、公民館等の社会教育関連施設に関しましては、同日28日に開催しました西予市新型コロナウイルス感染症警戒本部会議の方針に基づき、部内での意見集約、協議を行い、各種施設への利用対応について協議し、これまで種々の対策を講じてきたところ

であります。

しかしながら、先ほども市長が申しましたが、昨日県内で感染者が確認されたことによって立ち上げました、西予市新型コロナウイルス感染症対策本部会議で改めて協議した結果、社会体育施設及び学校の体育館・運動場の使用につきましては、学校の体育館のみ学童保育を中心とした活動での利用対応は行いますが、それ以外は、当分の間使用を禁止。

また、ギャラリーしろかわを初めとする文化関連施設についても、市外からの利用客が見込まれるため、同様に当分の間休館することといたしました。

図書交流館につきましては、開館はいたしますが、感染拡大を防ぐという観点から、本の貸し出し返却のみの短時間の利用とさせていただきます。

公民館につきましては、公民館主催または共催の会議は、規模を縮小して行うことも可能といたしますが、公民館の自主イベントは中止、または延期といたします。なお、貸し館は自粛を要請することとし、今後の新規申し込みにつきましては、当分の間お断りをさせていただくことといたしました。

文化会館につきましても、自主事業は中止または延期とし、貸し館事業は公民館と同様の対応といたします。

以上のことを、あす3月4日から実施とする予定とし、現在、電話や文書、施設への張り紙等によりまして周知作業を進めているところでございます。また、中学校における部活動につきましては、本日から中止といたしました。

何よりも優先すべきことは健康と安全であります。あくまでも、現時点での対応や方針ということでご説明申し上げましたが、今後につきましても、今回の措置が、感染拡大防止の対応であるという趣旨を基本に、人が集う機会、特に子どもたちが集まる機会を可能な限り避け、子どもたちの健康と安全を守ることができるよう市長部局と一体となり取り組むとともに、県教育委員会を初めとする教育関係機関との緊密な連携を図りながら、刻一刻と状況が変化していく中で、スピード感を持って、適正に、また、柔軟に対応していかなければならないと判断しております。

市民の皆様、そして、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、お気づきの点やご指摘等がございましたらお寄せいただきたいと存じます。

以上で、私からの報告並びに説明とさせていただきます。

議会におかれましては、貴重な時間をいただきましてまことにありがとうございました。

○議長

ただいま理事者から報告がありましたが、2月28日に西予市新型コロナウイルス感染症警戒本部が設置され、愛媛県に感染者が確認されたことから、3月2日に対策本部に移行しております。

西予市議会においても、感染症拡大防止のため、今定例会ではマスク着用とし、発言の際もマスク着用のままといたしますのでご理解願います。

これより日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、議案第1号「林道古屋敷線（遊子谷地区）災害復旧工事請負契約について」及び、議案第28号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第8号）」から、議案第38号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第3号）」までの12件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長 佐藤恒夫君の報告を求めます。

佐藤恒夫君。

○佐藤総務常任委員会委員長

総務常任委員会審査報告。

去る2月26日の本会議において、当委員会に付託されました議案1件について、2月27日に審査を行いましたので報告いたします。

審査の結果は、お手元に配信の委員会報告書のとおりであり、議案1件は原案のとおり可決決定いたしました。

議案第28号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第8号）」の総務常任委員会所管分について、委員からの質疑及び関係部課長の答弁を抜粋

して報告いたします。

事業費の決定による歳出歳入の減額が主なものでありました。総務課所管分では、長浜支所庁舎建設事業1億8836万円の減額補正が大きいですが、総事業費の計上に問題がなかったのかとの質疑があり、建設工事についての入札による減少金と、本体の解体工事に伴う不用額、アスベスト対策の不用額、庁舎の庁用備品の入札による減少金、備品の必要性を精査したことによる減額が主なものであり、適正な設計がなされていたものと理解しているとの答弁でありました。

危機管理課所管分では、防災行政無線について、市内の一部では聞こえないところがまだあるが、工事終了した後のリカバリーはとの質疑があり、防災行政無線の電波状況については、最終工区の契約に関するところで、全体最適化の変更設計も行っている。現在の中継局の改良を行うなど、市内全域の電波状況の最適化も図りたいとの答弁がありました。

まちづくり推進課所管分では、バス路線維持対策事業で237万2000円の増額ということだが、補助金は総額で幾らになるのかとの質疑があり、今回の補助金額については1億144万1000円の補助金額となっているとの答弁がありました。また、デマンド化についてはどう考えているのかとの質疑があり、市内間で完結する路線、乗員の少ない路線については、今後運行状況を調査し、地域の声を聞きながらデマンドの選択肢も議論として進めていきたいとの答弁がありました。

教育総務課所管分では、生徒国際交流事業について、18人枠に対してなぜ13人の派遣になったのかとの質疑があり、申し込み者が13人であり、通常どおり作文及び集団面接の選考試験を行い、13人全員採択になった。また原因として、2校が応募ゼロという状況であったとの答弁でありました。

学校教育課所管分では、小・中学校の災害時緊急被災児童就学支援事業で、小学校は該当なしで中学校は該当1名という説明に対して、申請要件は西予市独自の要件なのか、県全体の要件なのか、西予市だけが厳し過ぎたのではないのかとの質疑があり、今回の申請については、小学校から5名、中学校から2名の申請があり、申請要件に沿って審査した結果、小学校については該当がなく

中学校においては1名が該当となった。この事業は、国・県の補助事業であり、一定の採択要件が示されている。近隣の市町ともすり合わせをした上で行っており、西予市のみが要件が厳しいという認識はないとの答弁でありました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和2年3月3日 総務常任委員会委員長 佐藤恒夫。

○議長

次に、厚生常任委員会委員長 源正樹君の報告を求めます。

源正樹君。

○源厚生常任委員会委員長

それではただいまより厚生常任委員会審査報告を行います。

去る2月26日の本会議において、当委員会に付託されました議案について、2月27日に委員会を開催し審査を行いました。その経過と結果についてご報告を申し上げます。

お手元に配信のとおり、議案7件については、いずれも全会一致で原案可決決定いたしました。

議案の審査経過において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第28号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第8号）」における健康づくり推進課所管分では、予防接種者数及び今年度から実施の緊急風しん対策抗体検査受診者が見込み数より少なかったため、医薬材料費及び予防接種委託料を減額補正したとの説明がありました。委員から風しん抗体検査受診者の実績について質疑があり、令和元年11月末時点で、対象者1,554人のうち、抗体検査受診をされた方が295人、そのうち抗体がない方が122人おり、63人の方が予防接種をされたとの答弁でありました。委員からは、接種率が低いいため1人でも多くの人に受けていただけるようないろいろな手段で広報に努めるよう意見がありました。

子育て支援課所管分では、放課後児童健全育成事業について、宇和地区の次年度の入所状況において待機児童が発生する見込みとなっており、宇和地区における待機児童対策として、新規クラブの立ち上げを計画し、その開設準備経費として、補助金160万円を増額するものであるとの説明が

ありました。委員から来年度の放課後児童クラブの待機児童数の見込みについて質疑があり、来年度の希望調査をとり、令和2年度の待機児童は、宇和で27人、三瓶で9人を見込んでいるとの答弁でありました。

議案第30号「令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、議案第31号「令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」、議案第32号「令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）」、議案第37号「令和元年度西予市病院事業会計補正予算（第2号）」、議案第38号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第3号）」については、令和元年度の実績見込みによる予算調整であるとの説明でありました。

以上、厚生常任委員会報告といたします。

令和2年3月3日 厚生常任委員会委員長 源正樹。

○議長

次に、産業建設常任委員会委員長 宇都宮久見子君の報告を求めます。

宇都宮久見子君。

○宇都宮産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る2月26日において、当委員会へ付託されました議案6件につきましては、2月27日に委員会を開催し審査を行いました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

委員会結果は、お手元に配信のとおりであり、議案6件は原案のとおり可決決定いたしました。

これより、議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第1号「林道古屋敷線（遊子谷地区）災害復旧工事請負契約について」、工事請負費1億2446万8600円増額の主な変更理由としての質疑がありました。本現場については、橋脚の復旧で縦のボーリング調査は設計で査定時に認められていたものの、地すべり災害ではなかったため、横方向へのボーリング調査は認められていませんでした。その後、施工の段階で拡大崩壊が起き、林野庁との協議の結果、横へのボーリング調査も認可され、原因がわかり、山側の崩壊防止対策について工事費が増大したとの答弁でした。

また、当初可決された工事において、大幅な増減額の追加補正が近年多く見られるため、注意喚起とともに、極端な増減額にならないような予算計上を心がけるようにとの意見がありました。

議案第28号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第8号）」のうち、農業水産課所管分では、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業1億9614万6000円の増額について、東宇和農業協同組合を中心とした東宇和畜産クラスター協議会が事業実施主体となり、有限会社小野田牧場の酪農牛舎2,568平米、搾乳施設621平米等の整備を実施するとの説明がありました。委員からの国庫補助金についての質疑に対し、補助率は2分の1であるが、牛舎等については面積による限度額があり4割弱で、事業費対象補助金は1億9164万6000円となっているとの答弁がありました。

経済振興課所管分、第三セクター経営管理事業の2000万円の増額については、あけはまシーサイドサンパーク株式会社のさらなる活性化と安定経営のため、支援策として1株当たり5万円の400株の出資金を増額計上するとの説明がありました。また、第三者割当てとして200株、1000万円の株式を発行し、明浜町内の事業者、明浜町出身の起業者・個人に出資を募るとの説明がありました。委員から増資後の市の持ち株割合の質疑があり、約80%になるとの答弁でした。ことしは、野村会場での開催調整がつかなかったプレミアムダイニング運営委託料150万円の減額について、委員から今後の計画についての質疑があり、令和2年度はジオリゾート施設の完成により明浜町で開催するよう話を進めているとの答弁でした。

建設課所管分では、道路橋梁河川災害復旧事業（過年度）について、今年度は、入札不調が多く発生している現状を踏まえ、令和2年度予算に組み替えるとともに、発注・完了した工事の事業費の精査を行った結果、13億1598万8000円を減額処理する旨の説明がありました。また、入札不調について、委員からの質疑に対し、入札不調で発注できていない工事が16件あり、その原因として業者から聞き取りをしたところ、受注件数が例年の2倍以上も超えた工事を請け負っており、手が回らない実情を伺っているとの答弁でした。

上下水道課所管分、浄化槽設置整備事業補助金

555万2000円の減額の実績について質疑があり、今年度当初60基を予定していたのに対し、41基の見込みで、3分の2程度の割合となっており、例年40基前後で推移しているとの答弁でした。

以上、産業建設常任委員会審査報告といたします。

令和2年3月3日 産業建設常任委員会委員長
宇都宮久見子。

○議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番佐藤恒夫君。

○佐藤総務常任委員会委員長

総務常任委員会審査報告の中で、訂正をさせていただきますと思います。

総務課所管分の説明の中で、「長浜支所建設」というふうに発言をいたしました。「明浜支所庁舎建設」の間違いでありました。訂正をお願いいたします。

○議長

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号「林道古屋敷線(遊子谷地区)災害復旧工事請負契約について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第28号「令和元年度西予市一般会計補正予

算(第8号)」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第29号から議案第38号までの10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第29号「令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)」から、議案第38号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第3号)」までの10件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第29号から議案第38号までの10件は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午前9時43分)

○議長

再開いたします。(再開 午前10時00分)

(日程2)

○議長

次に日程第2、代表質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは発言を許可いたします。

会派こころざし、二宮一朗君。

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

改めましておはようございます。会派こころざし、公明党の二宮一朗でございます。

議長より代表質問の許可をいただきましたので、会派こころざしを代表して質問をさせていただきます。

今定例会は、我々議員と管家市長にとっても任期最後の議会となります。来期以降、また、未来の西予市にとって意義のある質問となりますように努めてまいります。

代表質問では、再質問が認められておりません

ので、理事者の皆さんには温かい真摯なご答弁をご期待申し上げます。どうかよろしくお願いをいたします。

また、本日冒頭に管家市長、松川教育長よりお話がありました、新型コロナウイルスにつきましては、地球規模で蔓延をしております。1日も早い収束を祈念いたしております。

日本が人口減少時代となり、地方創生と言われ始めてから、時間が随分と経過をしたように思われます。日本創生会議では、東日本大震災からの復興を、新しい国づくりの契機にしたいとして、元総務大臣の増田寛也氏を座長とし、2011年5月に発足した有識者らによる政策発信の組織であり、2014年に発表した増田レポートの消滅可能都市や限界集落、消滅集落という言葉は、全国に衝撃を与えました。この増田レポートには批判もありましたけれども、人口減少は地方衰退に直接つながること。また、この後から、人口減少を抑制改善するための地域活性化や地方創生に反映をされていることなど、人口減少を考える上においては、貴重な情報の一つではなかったのかと思っております。

また、このころから地方創生事業が始まりました。国は、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、地方経済の成長を促すことで若者の雇用を増やし、格差を縮小することを目標にされました。また、それと並んで軸となったのが、人口減少をとめることでした。具体的には、地方における安定した雇用を創出することを目標とし、また、東京に流出する人口を抑制し、地方への新しい流れをつくること。そして、出生率を上げることを目標に掲げられました。

しかしながら、現在の日本の状況といえ、東京一極集中も地方の人口減少にも歯どめがかかっておりません。この間政府は、地方創生のプロジェクトに毎年約2兆円近くの予算を投じ、移住・定住や地域おこし協力隊など、地域創生メニューの施策を推進してきましたが、人の流れを都会から地方へと促すにはハードルが高く、思うような結果が出ておりません。

そんな中でも、比較的成功的にしているのがふるさと納税ではないかと思えます。完全に移住や定住をすることにはハードルが高いけれど、自分の趣味、例えば釣りとか、海山のレジャーであった

り、写真であったり、または、農産物の収穫体験など自身の興味がある自治体には行ってみたい、何かのかかわりを持っていたいという関係人口を増やすことにシフトをしてきているように思います。

西予市においても、移住・定住の推進施策や地域おこし協力隊事業を行ってきましたが、人口減少の勢いをとめることや目に見えて移住・定住の流れを引き寄せるぞというところまでには至っていないのが現実ではないでしょうか。

西予市の人口は、合併当時の約4万7000人が、ことし1月末現在では3万7188人と、この16年間で約1万人減少をしております。また、西予市人口ビジョンでは、20年後（2040年）には2万5000人、40年後（2060年）には約1万6000人台の人口になるとの可能性を明記されております。そのときには、城川・明浜地域の人口が約800人前後になるとの予想もされております。

国の地方創生は、本年から第2期に入ります。地方自治体の主体的な取り組みを支援する地方創生推進交付金については、地方での就業の場や担い手の確保をするための就業企業をさらに進めるための支援や地方に一定期間移住し、地域事業に従事する地域おこし協力隊の任期終了後の安定、定着支援の強化などが必要とされております。

加えて、地方創生の新たな潮流となるSociety 5.0の推進の中でも、地域の課題解決策として期待をされる、ローカル5Gについては、積極的に取り組む地方への支援を強化する方向性となっております。また、Society 5.0を支えるICTインフラ地域展開マスタープランでは、自動農場管理のシステム、遠隔診療のシステム、河川の監視のシステムなど、この西予市に必要な要素が随所に盛り込まれているように思います。全国各地におけるローカル5Gの利活用を加速することにより、地方のインフラ整備を促進し、都市部と地方の格差の是正を図る事業にいち早く研究し、取り組んでいただきたいと思います。

また、近年、AI（人工知能）を活用した自動音声問い合わせなどの市民サービスや以前の一般質問でも紹介をいたしました、スマホを活用した千葉市民協働レポートの千葉市、現在では、公用車に取りつけたスマートフォンで道路を撮影し、

共有サーバーに画像を転送、それをAIが道路状況を損傷なし、損傷はあるが修繕は不要、修繕が必要な3つに分類をし、修理の必要性を判断する仕組みを導入されておりました。道路修繕業務の効率化が進化をしておりました。

ここで最初の質問になりますけれども、これまで西予市で取り組んできた地方創生まち・ひと・しごとの事業をどのように自己評価をされているのでしょうか。

さらに、今後西予市創生に必要なと思われる最優先に取り組むべき課題とは何なのか。

そして、AI（人工知能）の西予市での活用予定があればお考えをお聞かせください。

次に、少子高齢化と人口減少ですが、現状と予想の推移については、前に述べたとおりであります。現在の状況は、管家市長が言われている「人口減少を緩やかにする施策」だけでは追いついていけないのではないかと感じます。住む人が暮らして安心を体感できるふるさとのためには、今の高齢者やひとり暮らしの皆様が安心して暮らせる即効性と現実的な施策が急務ではないかと思いません。これまでも元気な高齢者づくりや高齢者のボランティアポイントなど、団塊世代が元気な今こそ対策が必要ではないかと申し上げてまいりました。その団塊の世代の皆さんが、いよいよ後期高齢者になるときが来始めたのであります。

現在管家市長は、地域づくり検討委員会を立ち上げ、小規模多機能自治活動拠点整備事業を推進しておられ、住民自治の改革を目指しておられます。制度ができたときに、地域のリーダーや担い手の皆さんが元気なままでいてくださるのが心配です。例えば、毎日何メートルかずつ道路拡張はしてきたけれど、完成したときには最終地点の集落に誰も住む人がいなかったということも決して笑い話ではない時代になっているのです。

そこで、今必要な喫緊の課題は、病院や買い物に行く手段、高齢者自身の運転や交通事故への不安の解消など、高齢者世帯と独居高齢者への具体的な支援策が急務だと考えます。

国では、高齢者の対策として、65歳以上の高齢運転者のブレーキとアクセルの踏み間違いなどの安全対策として、サポカー補助金の実施を始めました。また、西予市でも実施している高齢者へのごみ出し支援を行っている自治体へ、事業費の半

額助成を行うことなど、本格的に具体的な高齢者対策を進めております。高齢化の高い西予市においては、国に先んじて、現実的な支援策や細やかな対策が必要ではないかと考えます。

そこで質問ですが、買い物や病院への手段として、現在西予市生活交通バスやデマンド乗り合いタクシー、高齢者バス路線の運賃補助などを実施しております。高齢者の皆さんが買い物や病院へ行かれる手段として、さらにもう一步踏み込んだドアツードアなど、玄関から玄関までのご近所何人かで利用できる乗り合いタクシーなど、どういう名称かはわかりませんが、バス停まで行くことが困難な高齢者への細やかな支援はできないのでしょうか。

また、市内各地でAコープや個人商店が閉店をしております。一方で車で移動販売をさせていただいているスーパーなどもあるようですけれども、今後個人で移動販売等をしていただく方への助成策なども考える必要があるのではないかと考えております。

また、運転に不安を持たれている高齢者には、免許返納された方へのタクシー券をお渡しする助成策とか、高齢者と幼児がいる世帯への電動アシスト付自転車、これは三輪車を含めてですけれども、その購入に対しての助成を検討、実施してはいかがでしょうか。電動アシスト付自転車は、現在多くの高齢者が利用されている電動車椅子よりもはるかに安い価格であり、行動範囲ももっと広がるのではないかと考えます。導入についてのお考えをお伺いいたします。

続いて、現在取り組んでいる小規模多機能自治活動拠点事業についてですが、西予市人口ビジョンの20年後、40年後の人口減少が、小集落や現在のまちづくり組織、また、その地区が将来どのような状況にあるのか、シミュレーションができて進められておるのでしょうか。また今後、自治センターが必要に応じて事業を行わなければならないわけですが、現在の手上げ式のまちづくり組織の事業でもわかるように、地域に必要な事業のプランが出てこないとか、リーダーシップをとっていただく人材がないというふうな地域もあることも現実であります。

そこで、国の地域創生を初め、各省庁からのメニューとか、全国での成功事例集を選択してお示

しることが必要ではないかと思えます。お考えをお示してください。

次に、平成の大合併について質問をいたします。

平成の大合併は平成11年当時の3,232市町村が、平成26年には1,718市町村となり、これ以降は変わっておりません。そもそも平成の大合併とはどのようなものであったのか、また西予市の合併など、今さらそれを論じるつもりはありませんが、市民の皆さんの中には、いまだに合併のよしあしの議論をされることも事実なのであります。平成の大合併は、人口減少、少子高齢化など社会情勢の変化による地方分権を担うべき基礎自治体にふさわしい行財政基盤づくりを目的として行われたものであります。

一方で、合併しなかった自治体は、今どのようなになっているのでしょうか。福島県に矢祭町という町があります。平成13年にいち早く合併しない宣言をされた町です。宣言したことによって、町は腹を決め、平成17年に総合5カ年計画を策定、また実行するための自治基本条例を制定されました。一部ご紹介をさせていただきます。

自治基本条例の第6条町執行部及び職員の責務というところでは、「町執行部及び職員は、町民の信託に応え、町民の奉仕者であることを肝に銘じ、来るべき団塊の世代の定年退職にも不補充で臨み、事務事業の執行に努める。」、第7条町議会議員の責務「町議会議員は、町民の信託を受けた町民の代表である。議員は、町民の声を代表して、矢祭町の発展、町民の幸せのために議会活動に努める。」、第8条町民のあり方「すべての町民は、主権者として町政に参加する権利を有する。町民は、町民の主権者として、郷土愛を高め、自らの自治能力を向上させ、町づくりに参画する。」

現在の矢祭町がどのようなになっているかを紹介するにはとても時間が足りませんが、人口だけ見てみますと、2010年6,348人でしたけれども2020年1月1日現在では5,719人、この10年間で600人は減っておりますけれども、子育てしやすいまち宣言をされており、全町民で取り組まれているなという成果を感じることができました。私はこの町の状況を見せていただき勇気をいただきました。私たちの西予市においても、もっとも

っと希望を持つことはできるのではと感じることができました。大切なことは、行政と議会と市民の皆さんが、覚悟を共有すればできないという選択肢はないのだと思えます。

そこで質問ですけれども、愛媛県市町連携推進本部が、合併後10年を迎えた今後のまちづくりに向けて、愛媛県における市町村合併の検証を行っております。そこには合併効果の検証3つの視点の一つとして、市町からのアンケート結果が掲載をされており、残された課題というのも掲載をされておりました。平成27年に愛媛県が行ったこの市町村合併のアンケートに対して、西予市はどのような回答をされたのでしょうか、お伺いをいたします。

最後の質問になりますけれども、地域再生についてお伺いをいたします。

四国西予ジオパークが2013年9月に認定され7年目を迎えます。市民の皆さんからは、「ジオパークはどうなっているの」など、関心の薄さが多く聞こえてまいります。この原因は、市民の皆さんとの協働とか市民生活との関連性が少ないことが原因ではないかと感じます。ジオパークは、日本ジオパーク委員会の認定が前提であることは承知しております。本日は、認定基準に見合う質問ではないかもしれませんが、西予市が日本ジオパークに認定をされた海・里・山などの自然を生かして、地域の暮らしと地形にマッチをした市民の皆さんと共鳴できる、生活に密着感のある事業を行うことが肝要ではないかと思ひ質問をさせていただきます。

現在、地球規模で環境を守る大切さが叫ばれております。伊方原発から30キロ以内に、多くの市民が暮らすこの西予市には、西予市民の皆さんには関心も大きいことと思えます。また、先日の伊方原発の事故においては、不信と不安を持たれた方も多いのではないかと思います。

そこでですけれども、ジオを生かした再生可能エネルギー事業に取り組んではいかがでしょうか。海拔ゼロメートルから1,400メートルの豊かな自然と地形を生かした風力、太陽光、小水力、森林や生ごみのバイオマス発電など、可能性は大きいと思えます。会派ころざしで視察をした北海道稚内市では、人口約3万3000人、面積760平方キロメートルのまちで、環境都市宣言をされてお

り、再生可能エネルギーを推進されておりました。自治体初のメガソーラー施設、太陽光発電稚内メガソーラー発電所の運営で、経費を差し引いても年間約1億円の売電利益を上げておられ、風力発電では、大小84基、10万6355キロワットで、市内の年間消費量120%に相当する電力量でありました。そのほか、バイオマス発電や自然冷熱貯蔵庫など、再生可能エネルギーを活用したエネルギー地産地消構築事業を展開されております。四国においても、高知県梼原町では、町の電力を100%再生エネルギーを目指して、風力や小水力、太陽光と木質バイオマスに取り組んでおられます。

これらの事業は、市単独で難しいと言われるなら、民間と共同で電力会社を運営しているやり方というのもございます。千葉県成田市、香取市や鳥取県米子市では、ローカルエナジーという会社を設立し約4億円の利益が出たなど、地域活性化に電力事業を採択する自治体が増えているのも現実であります。

私は、これからの10年が、将来の西予市の行方を決めるぐらい大切な10年だと思います。先ほどご紹介した矢祭町のように、市長の覚悟ある政策に議会と市民がタッグを組めば、西予市の明るい未来は見えると信じております。国のメニューだけで、周辺と横並びの政策で、気がつけば取り返しがつかなくなる、そんな西予市にならないために、2期目の出馬を決意しておられる管家市長の力強いリーダーシップに期待をし、思い切った政策で、西予市が未来に向かっていくための事業を英断されることを心よりご期待申し上げ、代表質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長

管家市長。

○管家市長

本日は、代表・一般質問に当たりまして、早朝より傍聴にお越しいただきまして、心から感謝を申し上げます。

きょうとあすにわたって4名の議員の皆様から代表質問、一般質問をお受けすることになっております。それぞれの質問に対しまして、真摯に回答させていただきたいと考えておりますのでどうかよろしく願いをいたします。

市政運営の根幹にかかわるご質問には私が回答することといたしまして、それ以外の専門的分野等の質問につきましては、各部長を中心として回答させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ただいま、こころざし二宮一朗議員からの代表質問につきまして、西予市で取り組んだ地方創生まち・ひと・しごとの事業について、答弁をさせていただきますと思います。

西予市では、平成27年度に西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、本市の特性を生かした独創的で質の高い地方創生を目指し、国の情報支援、財政支援等を最大限に活用してまいりました。特に、財政力の乏しい本市においては、地方創生関連の交付金を積極的に活用し、平成30年度までに約4億3270万円の国からの支援を受け、令和元年度においても約3億3660万円の交付決定をいただき、卯之町の町並みで実施しております異能人材を育成する開成塾や城川保健福祉センターの保育所への改修など、教育・福祉を初めとした人づくりを中心に地方創生を展開してまいりました。

これらの地方創生に関する事業については、西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業評価委員会で、「地方創生に相当程度効果があった」もしくは「効果があった」という評価をいただいております。西予市としても、現在までの地方創生の取り組みには効果があったと認識をしております。

さて、令和元年度末に終了いたします国の第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減に対する危機感がベースとなっていることから、短期的な視点かつ狭い範囲で住民の奪い合いが生じるケースが全国的に見受けられました。しかし、狭い地域での住民の奪い合いでは、持続可能性が低く、本市としては、特性を生かした地域の魅力を地道につくり、住みたいまちを目指すことが必要と考えております。

そこで本市では、愛媛大学地域協働センター南予を拠点とした人づくりを初め、外国人材の受け入れに対応する多文化共生の観点を取り入れるとともに、引き続き、新たな地域の担い手として地域おこし協力隊制度などの活用を行い、今まで以上に地域とのつながりを強固なものとし、移住・

定住の推進はもとより、関係人口の創出、拡大を目指し、新しい人の流れによる地方創生の推進を行ってまいります。

次に、A Iいわゆる人工知能についてですが、近年のコンピューター技術の革新やビッグデータの普及などによりその能力が大きく発展し、本格的な活用が期待されております。また今後、5 Gと言われる第5世代移動通信システムが都市部から本格的に稼働することになっており、通信環境が劇的な変化を迎えることで、どこにいても高速な通信環境が整うこととなります。

本市においても、これらのA I技術等を活用した市民サービスの向上、業務効率化を目指した実証実験を県と共同で行っており、第2期地方創生戦略においては、実証実験の結果を十分に検証した上で、A I技術などによるテクノロジーを生かした地方創生の推進について検討してまいりたいと考えております。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

改めましておはようございます。

私からは、ご質問の2点目の高齢者支援についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、乗り合いタクシー等の高齢者支援等はできないかのご質問についてお答えをいたします。

西予市では、人口減少や少子高齢化に対応したまちづくり施策と連携し、公共交通網の充実を目指していくため、いつまでも暮らしていける西予を支える交通システム「新おでかけせいよ」の確立を基本理念とした西予市地域公共交通網形成計画を平成29年3月に策定しております。

宇和島自動車バス路線の見直しのほか、それぞれの地域の实情に合った持続可能な交通手段の確保として、生活交通バスやデマンド乗り合いタクシーを運行し、交通空白地域の解消に努めているところであります。

また、高齢者への買い物や病院への移動支援として、平成27年度より宇和島バスの路線及び野村地区の代替バス路線において、片道260円以上の市内区間を利用した場合、運賃の半額を支払うことで乗車できる高齢者路線バス利用助成事業を実施しております。平成30年度実績で延べ1万

8608回の利用がありましたが、利用者が年々減少しているのが現状でございます。

議員からご提案いただきました乗り合いタクシーでございますが、バス停まで行くことが困難な高齢者支援につきましては、公共交通機関の利用の促進、高齢者の生きがいつくりや介護予防の観点から、介護予防日常生活支援総合事業を活用した、地域でつくる住民主体の移動・外出支援を今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、免許返納された方へのタクシー券の補助ができないかとの質問についてお答えをいたします。

令和2年1月末現在、西予市では、65歳以上の運転免許証保有者数は9,050人で、65歳以上の人口の約57%を占めております。また、平成30年度では、市内の運転免許証自主返納者数は236人となっており、返納者は年々増加している状況でございます。そのうち177人が運転経歴証明書を申請しております。集落が点在し、町の中心部まで距離がある地理的な条件や公共交通機関が少ない当市には、加齢による身体機能の低下により運転に自信がなくなっても、買い物や通院など、生活の足として運転免許を手放すことができない多くの高齢者がおられると思われれます。

県内での運転免許証の自主返納者に対する支援制度につきましては、警察署からの協力に応じた事業所が、運転経歴証明書を提示された方に対して、タクシー運賃の割引や地元商店での割引サービスなどを行っております。

昨今の高齢者による交通事故の状況から鑑みますと、事故のない安全で安心できる地域社会を実現するため、免許返納の取り組みは進めていかなければならないと考えておりますが、市では、運転免許返納後の高齢者を初めとした、自家用車を運転されない方も不自由なく生活できるよう、社会基盤としての公共交通網を整備し、自家用車に依存しないまちづくりを実現していくことが急務であると考えておりますので、現在、運転免許証を自主返納された方へのタクシー券の補助を行う予定はございません。

続きまして、高齢者と幼児がいる世帯への電動アシスト付自転車の補助は検討・実施できないかのご質問についてお答えをいたします。

電動アシスト自転車は、発進力の力が少なくて

済み、一般の自転車と比べて低速時のふらつきが軽減される、疲れにくく移動範囲が広がり、買い物の荷物運搬が容易になるなど、高齢者の利用に適しており、今後高齢者層に普及すると思われる。

しかしながら、高齢になると判断力、瞬発力、バランス感覚が鈍ることで転倒や衝突を起こしやすくなり、また、危険を察知してからブレーキハンドルを握るまでに時間がかかるため、気づいたときには事故が起きてしまうなど、危険とも隣り合わせで、昨今では自転車に乗る高齢者の事故が急増しております。

現在、市では、それぞれの地域の実情に合った持続可能な交通手段を検討し、市内全ての集落からの日常のお出かけ、すなわち主要病院への通院、商業店舗への買い物等への移動を確保するため、公共交通網の充実を図っているところでございますが、地域でつくる住民主体の移動・外出支援をあわせて、今後検討してまいりたいと考えております。

また、幼児がおられる世帯につきましては、1歳までの乳児の保護者を対象に、子育て用品の購入に利用できる上限3万6000円の応援券を交付しておりますので、この券をご利用いただければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

改めましておはようございます。

私からは、小規模多機能自治活動拠点整備事業について、答弁をさせていただきます。

まず、20年後、40年後の人口減少や地区の状況はシミュレーションできているかとのご質問についてお答えをいたします。

住民基本台帳に基づきます令和2年1月末の西予市の人口でございますが、議員からありましたとおり約3万7000人となっております、平成16年4月の合併時から約1万人の人口減少となっております。自然増減、社会増減で減少に転じている本市におきましては、今後も人口減少は避けては通れない状況となっており、市では、2060年までの将来人口をシミュレーションし、人口減少を乗り越えるため、本市の特性に生かした質の高い政策を

推進いたしております。

さて、シミュレーションに基づく人口の推移でございますが、2040年は約2万4000人、2060年は約1万6000人となっております、40年後は65%の人口減と予想され、旧町単位、各行政区単位でも同様の人口推移をたどっております。

ご承知のとおり、人口減少は全国的な課題であり、西予市におきましても喫緊の課題であります。これに対し、本市において、福祉、産業、まちづくりといった他分野におけます人口減少対策に取り組んでいるところでございます。

現在その取り組みの一つとして、公民館を住民自治の拠点である、仮称であります、地域づくり活動センターへと転換するため、小規模多機能自治活動拠点整備事業を進めております。これは、これまで説明させていただきましたとおり、人口減少対策であり、人口減少を受け入れる施策でございます。これから人口減少問題を起因として、さまざまな課題に直面しますが、それに立ち向かうことのできる地域基盤の形成とそれを支援する行政の体制整備が重要だと考えております。

地域づくり活動センターでは、地域住民が集い、地域課題に対して地域が主体性を持って取り組み、自治力を高めることで、自分たちで安心して暮らせ、豊かであると感じられる地域づくり活動がセンターを拠点として実践されるものと考えており、一方で、行政はそれを現場で支援することのできる体制整備を努めてまいります。

現在、地域づくり交付金を活用して、耕作放棄地対策、空家対策、健康寿命対策、六次化産業への取り組みなど、先進地事例にも引けをとらない活動が繰り広げられ、これから、これらの活動への行政支援を広げ、より地域の活性化となる活動を期待したいところでございます。

また近い将来、地域の担い手不足などの問題から自治力が低下し、自治会の再編といった課題が危惧されているところでございます。それにより、これまで地域でできていたことができなくなる事態も予想されますが、こういった課題に対応するためにも、小さな小集落によるエリアで、身近な地域課題に取り組むよりも、顔のわかる地縁エリアと言われている小学校区単位で、自助共助を養い、小規模多機能自治に取り組んでいるとこ

ろでございます。人口が減っても、なお人口減少に立ち向かうことのできる地域基盤の強化が図れるよう努めてまいります。

続きまして、地域で行う事業を、国のメニューや先進地の成功事例からも選択できるようにすべきと思うが、その考えはとのご質問についてお答えをいたします。

平成23年度から「自分たちの地域は、自分たちの手で」を基本理念に、地域発「西予地域づくり」事業をスタートさせ、小規模多機能自治を推進してまいりました。来年度で、本事業は10年目を迎えます。その理念は、着実に地域に浸透しつつあり、手上げ型交付金事業も活発に活用され、地域にも活気が見えてまいりました。

さてご質問は、地域づくり活動において、国や県などの補助事業を活用し支援できないかとのことでございますが、地域発「せいの地域づくり」事業での取り組みで言いますと、これまで、手上げ型交付金事業では、国、県、または財団等の補助事業を併用することについて規制を設けておりましたが、本年、本制度の見直しを行いまして、併用して活用することができるよう見直しをいたしております。来年度より、地域づくり組織によるより積極的な財源獲得に向けた取り組みを期待しているところでございます。

しかしこれには、職員による情報収集、地域への情報発信や企画の推進など、地域と行政のつなぎ役となることが重要な役割を占めるものと考えております。常にアンテナを高く張り、情報を選別し、発信できるスキルを身につけることのできる職員の指導、育成に努めていきたいと思っております。

また、現在、地域づくり活動が年々活発化しているとはいえ、地域により温度差がございます。その温度差を埋めるためには、地域人材の発掘、育成が重要課題であると考えます。そこで、市では、来年度より西予市地域づくり人材登録制度に取り組みます。これは、市民による地域づくりアドバイザーを発掘し、活躍できる場を提供できる取り組みでございます。各地域には、それぞれの分野において地域の専門家が存在します。そんな方々にスポットを当て、その人材の知恵と力を生かし、地域づくり活動へとつなげ、地域の活性化とともに、人材の発掘、育成に努めてまいりま

す。

続きまして、平成の大合併について、平成27年に愛媛県が行った市町村合併のアンケートに対してどのような回答を行ったかとのご質問に対してお答えをいたします。

当アンケートは、平成の大合併の節目となる10年目を迎えるに当たり、県・市町連携推進本部において、平成26年6月から12月にかけて、県内の住民1,089人、173の団体、県下全市町にアンケートを実施し、さきの3つの視点から、平成の大合併の検証を行ったもので、報告書は、愛媛県のホームページにも掲載をされているところでございます。

市町アンケートの結果では、多くの市町が、「企画や防災などの専門職員を配置するなど、専門性の高いサービスの充実、情報基盤整備による迅速かつ、きめ細やかなサービスの充実、利用可能な公共施設の増加と種類の多様化等において合併の効果があった」と回答をしております。

当市の回答といたしまして、合併を機に充実した住民サービスは、「福祉バス、温泉バス、デマンドタクシー等公共交通バスの運行」、「西予市全域に光伝送路を整備し、これを情報基盤とするケーブルテレビサービス及び高速インターネットサービスが市内全域で提供可能」、「明浜及び城川救急出張所の開設により、平日昼間に救急車を配備」、「市内の温浴施設利用促進のための無料の温泉巡回バスの運行開始」、「防災無線の更新」を挙げております。

建物としていたしましては、「西予市本庁舎の建設、特別養護老人ホーム等高齢福祉施設の民営化」、「小中学校の耐震改修工事」などを回答いたしております。また、当アンケートにおきましては「役場が遠くなって不便になる」、「中心部だけがよくなり周辺部は寂れる」といったような県内全域での合併後の課題も明らかになっているところでございます。

その課題に対して、当市からは、「合併後の一体化を最重要課題と打ち出しているが、一方で、歴史・文化・伝統など、地域の特徴がなくなってしまう恐れもあるため、それぞれの地域（公民館レベル）で判断して活用する地域づくり交付金事業を3年前から実施している。合併当初は地域づくりに対して投げやりになっていたが、現在

は落ちついてきており、それぞれの地域が満足すれば、市全体の満足となると考えている」、「公共交通機関の整備については、福祉バス、温泉バス、デマンドタクシー等過剰サービスではないかというぐらい取り組んでいる。最も高齢者に喜んでもらえる行政サービスである」などを、残された課題に対する意見として回答をいたしております。

合併17年を迎え、当市の人口は、合併時より約1万人近く減少いたしました。ただ、これは当市だけではなく、少子高齢化が進む全国の地方都市共通の課題でもあります。その中で、当市も生き残りをかけ、来年度は、小規模多機能自治事業など、さまざまな施策に取り組んでまいりますので、議員の皆様、また、市民の皆様方のご理解をお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

管家市長。

○管家市長

二宮議員の最後の質問であります地域再生について、私から答弁させていただきたいと思っております。

まず、ジオパークの推進について、西予市の多種多様な自然を生かして地域の暮らしや地形にマッチした市民の皆さんと共鳴できる生活感のある事業を行うことに関して、回答させていただきます。

さて、西予市では、さまざまなジオパーク推進の事業を展開しておりますが、その一つとして、せいよ自然と暮らしのカレッジ事業を実施しております。この事業は、ジオパークの視点で地域を歩き、ジオパークの楽しみ方や活用方法について考えるフィールドワークで、今年度は5回開催をし、毎回約20名前後が参加いただき、参加者も増加傾向であります。また、ガイド養成もあわせて行い、昨年度は新たに5名のガイドが誕生しました。平成30年7月豪雨災害を教訓としたジオの視点から見る防災・減災学習も実施しております。

今後は、令和4年4月の開館を目指して進めております拠点施設をジオパークの核として、地質や地形だけではなく、その地域の生態系や文化、人々の暮らしにどうかかわってきているかなど、

市民の皆様に理解していただく活動を推進してまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

続きまして、これからの10年、将来の西予市の行方を決める重要な10年の期間、2期目の出馬を決意している私の政策について述べさせていただきます。

所信表明の中でも触れさせていただきましたが、基本方針として、豪雨災害の復旧・復興を最優先として行いつつ、新しいまちづくり実現のために、夢と希望を叶える6つの変革(挑戦)に取り組んでいきます。

また、歳入見合いの事業量と予算規模の実現のために、引き続き指定管理施設の整理に取り組み、財源の確保に努めていきます。

それでは、議員のご質問の地域再生に関連した政策について述べさせていただきます。

第1に、仕事づくりとして、稼ぐ力の増強と地産品を生かした産業振興の政策についてですが、稼げる林業として、東京五輪・パラリンピックの選手村ビレッジプラザに全国63自治体、そして愛媛県からは唯一西予市産ヒノキが使用されました。このことを戦略的に情報発信し、西予市産ヒノキの販売強化に取り組むとともに、川上側の森林所有者、林業経営者と川下側の木材関連産業の連携強化を図り、自伐林家の育成に取り組みます。

また、市内の山林面積からすると一部ではありますが、市が所有する山林については現地踏査を行い、管理して守る施策から稼げる、責める施策へと進めていきます。

農業と水産業では、後継者支援等、移住者・異業種を含めた新規就労者の支援強化に市の単独事業として取り組みます。

商工業では、松山方面と宇和島方面の分岐点である西予宇和インターチェンジの地の利を生かして、物流、営業の南予の拠点となるよう企業誘致に取り組み、雇用の拡大と人口増に取り組むとともに、外国籍の人が就労しやすい環境づくりとして、西予市外国人材活用事業の実施による日本語講座、生活支援パンフレット作成、国際交流イベントのほか、住宅・研修施設等の環境整備を行い、民間企業と連携しながら、西予市内での監理

団体設立に向けた取り組みを進め、労働者の雇用増につなげたいと考えております。

第2に、人づくりとして、西予市に誇りと住みたい人を育てる政策についてですが、安心して子育てができる支援体制の充実強化として、放課後児童クラブの新設と市民税非課税世帯を対象に利用料金半額制度の創設、高山保育所の新設整備、空き室となって管理している住宅の払い下げ等による住宅の利活用を行い、移住定住者の増につなげてまいります。また、市内高校の魅力化を図り、生徒数の確保に努めるとともに、人口流出の抑制と移住定住促進につなげるよう高校魅力化事業に、市は主導的に取り組みます。

第3に、まちづくりとして、地域の宝を生かして、人を呼び込む政策についてですが、小規模多機能自治活動拠点整備事業として、社会教育と生涯教育の拠点の場であります公民館を、地域づくりとまちづくりの拠点の場を加えた地域づくり活動センターへと変更し、地域が持つさまざまな課題に挑戦できる体制づくりに取り組んでいきます。

このことにより、地域の取り組むさまざまな活動を通じた成功や失敗が、本来の地域活性化につながっていくのではないかと思います。

また、移住・定住・安住施策として、西予市内へ移住を希望する方への空家相談や創業支援業務に関する窓口を一本化し、西予市内で活動している地域づくり組織と連携したお試し移住住宅の利活用支援、西予市内で求人中の民間事業者と西予市の移住に際し、転職を伴う方とのマッチング支援に取り組むしたいと思います。

以上が地域再生に関連しました守りから攻めへの3つの政策であります。

議員のご質問の中にありました国のメニューで、周辺と横並びの施策で、気がつけば取り返しのつかなくなるについてですが、近隣自治体と同じ施策、同様な施設を建設して運営を委託しても、将来の少子高齢化の現状を考えれば、経営が成り立たなくなることは明らかであります。

しかし、自主財源の脆弱な当市では、一般財源での実施は困難であり、地方債を財源とした単独事業では、後年度の償還額に対して、地方財政措置はありますが、公債費の償還増となり厳しい財政運営となります。当市の現状と将来予測を踏ま

えて、将来にわたって事業運営が成り立つのか精査した上で、国のメニューを活用した事業を優先して行っていく考えであります。安易に補助事業を活用するのではなく、民間企業と連携した施策の推進にも努めていく考えであります。

このためには、職員のさらなる意識改革を行いながら、一方で市民の皆様にもご理解をいただき、事業の見直しや統廃合を含め、重要かつ必要な事業を精査し、的確、適正な支出に努めていきますので、議員各位においてもご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時57分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時15分）

（日程3）

○議長

次に日程第3、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

11番源正樹君。

源正樹君。

○11番源正樹君

改めましておはようございます。

議席番号11番源正樹です。ただいま菊池議長より発言の許可を得ましたので一般質問を行います。

冒頭に管家市長と松川教育長から、新型コロナウイルスへの市の対応についてご説明をいただきました。感染拡大により、社会全体への影響が深刻化しております。多くのイベントや年度末の歓送迎会が中止または延期されております。この流行がいつまで続くかわからないことから、心理的な要因が強く働き、景気の急減速による地域経済の悪影響が非常に心配されます。

国においては、第2弾の緊急対応策を今後策定されるようです。感染症の流行のように、目に見えない災害ほど過剰反応をする傾向があります。納得のいく正しい情報が適切な行動の基礎となります。

市におかれましても、できる限りの対策を行うこと。また、正確かつ素早い情報を提供されるようお願いをしたいと思います。

これより通告書の内容について、会議規則及び申し合わせ事項に従い一般質問させていただきます。

今回は、公立病院についてと人口減少、少子化対策についてをお尋ねいたします。質問を通じて、我がまち西予の市政発展と福祉向上の一助となれば幸いです。

最初に、公立病院について、特に、新病院改革プランの改定についてお尋ねいたします。

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため、重要な役割を果たされていますが、近年、多くの公立病院において、経営状況が悪化するとともに、医師及び看護師、医療スタッフの不足に伴い、診療体制の縮小を余儀なくされるなど、その経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっています。

このような状況の中、公立病院が今後とも地域において、必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、公立病院における抜本的な改革の実施が避けて通れない課題となっています。

平成26年に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、平成29年に、現在の西予市立病院新改革プランが策定されております。今年度、令和元年度末に新病院改革プランが見直しされる予定ですが、改定の目的と主な内容について、まずお尋ねいたします。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

改めましておはようございます。

源議員におかれましては、市内の地域医療対策、災害医療対策等の委員会、格別のご理解、また多くの貴重なご提言をいただいておりますことを御礼申し上げます。

それでは新病院改革プランの改定、見直しについてお答えいたします。

国の医療介護総合確保推進法に基づき、県は地域医療構想を策定し、西予市でもそれにあわせて、公立病院の果たすべき役割を認識し、将来に向けて、その実現を図りながら、安定的な経営ができることを目指して、平成29年3月に新公立病院改革プランを策定しております。

プランでは、目指すべき姿として、2025年度に

向けて、市内の公立病院の体制を確立するため、二次救急の一本化、両病院の機能分担、経営の効率化、医療情報等の連携等について、平成32年度（令和2年度）を目標としてきたところでございます。その後、急速な人口減少や少子高齢化、医療従事者不足、また一昨年の豪雨災害、働き方改革の対応、市全体の財政規模の縮減など、市立病院を取り巻く環境は変わってきております。両病院が現状のままでは、両病院ともにその機能を果たせなくなる恐れがあり、両病院の改革を着実にを行うことで、市内の地域医療の維持が可能となるため、プランの見直しをしたものであります。まさに、2つの市立病院に必要な機能を残し、両病院を存続するための改革であります。

その主な見直しの内容としては、市内二次救急の集約時期を2年間延長して、令和4年4月とすること、また、病床数を人口減少による患者数の減少などにより見直しをし、野村病院の病床数を一部削減、一部減床するものであります。

なお、市内の二次救急につきましては、今までどおり平日・日中の野村病院での受け入れは、可能な限り継続して、休日・夜間については、両病院が協力して、西予市民病院において、仮称ではありますが、西予市休日・夜間2次救急センターとして運営しようとするものであります。

また、現在の診療機能、入院機能は維持・向上に努めながら、西予市民病院が中核的な役割を担い、医療機関の少ない市内の東部の野村・城川地域においては、野村病院が地域医療の拠点となり、両病院がそれぞれの機能を果たし存続できるようにするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

何点か再質問をしたいと思います。

まず、病床数を見直すると答弁があったかと思えます。プランの見直しで、両病院の病床数はどのようになるか、ご説明願いたいと思います。

関連してになりますが、野村病院について、病床数を一部減少するとのことでしたが、この減少によって入院できない方が出てくる可能性はないのか、そのあたりについてお尋ねをしたいと思えます。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

お答えいたします。

現在の病床数は市民病院が154床、1日の平均稼働が102床、野村病院が88床のうち、1日の平均稼働が71床となっております。

目標の令和4年には、診療体制は現体制を維持しながら二次救急を集約することにより、西予市民病院では、病床数を現状維持して、スタート時の平均稼働を116床と予測しております。また、状況によりまして人員確保もさらに行いながら、さらに稼働率を上げていくことも検討してまいります。

一方、野村病院では、休日・夜間の二次救急集約と人口減少による入院患者数減を見込み、70床へと減らして、平均稼働を56床と予測し、必要病床の確保と効率的な病院経営を目指すことを考えております。

現状として88床、野村病院は全てを使用しているわけではなく、現状でも1日平均71床でございます。在宅復帰を目的とした地域包括ケア病床もございますので、病床回転率を効率に上げていきたいと考えております。ですので、70床となりましても、必要なベッド数は確保しているというところでございます。

また今後、市民病院の療養病床から一般病床への転換により、市全体として、減少分につきましては、介護医療院の設置も関係部署とも検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

もう1点お尋ねしたいと思います。

改革プランの主目的の一つに、安定的な経営ができることを目指すとあったかと思えます。見直しにより収支計画がどのようになるのか、再質問したいと思います。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

現在、入院・外来患者数、医療従事者の将来にわたる人員等を予測しながら、また国からの公立

病院に対する地域医療確保のための地方債、財政措置も含めて、一定の健全性を有した出資計画をシミュレーションしているところでございます。

今後もより詳細なシミュレーションを行い、効率的な経営を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

それではこのプランの改定について、先月2月、各地区において住民説明会が開催されております。特に、夜間と土日祭日の二次救急体制が集約されることについて、さまざまな意見があったと思われま。

各会場で参加された方からどのような質問、また要望等があったのかお尋ねいたします。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

プランの見直しに係る住民説明会の状況についてお答えいたします。

先般2月17日から27日にかけて、市内旧町ごとに1カ所ずつ、野村地区については惣川地区を追加した、合計6カ所で説明会を開催し、6カ所合計で334名の多くの住民の方にご参加をいただいたところでございます。本当にありがとうございました。

また説明会では、両市立病院から院長や副院長、看護部長も参加、説明をいただき、生の声が参加者に届いたことで、現状の医師の勤務の苛酷さ、人手不足による人員の増などの心配をいただく声や救急医療の適正受診についても理解を深めていただきました。

集約による影響の大きい東部地区（野村・城川地区）の参加者からは「平日の日中以外は市民病院の搬送となり、野村病院より時間を要するようになる。」また「どうして位置的に西予市の真ん中の野村病院で救急を受け入れできないのか。」また「三次救急の宇和島市立病院に直接搬送してもらえないのか。」また「かかりつけ医が野村病院の場合、救急対応後入院が必要となる場合、症状や検査結果、処方などの情報は野村病院にあるがうまく連携できるのか。」また「家族の支援なども不便なため、野村病院へ転院できないか」な

どの意見もいただいたところでございます。

現在、両病院の医療従事者はぎりぎりの人数で二次救急を維持しており、今後の状況から2カ所の市立病院で休日・夜間の二次救急体制を維持することは困難となり、総合的な判断から、適正規模の西予市民病院に集約し、両病院で協力して、市民病院で受け入れ体制を維持向上させることが、適切で実現可能な方策と考えているところでございます。

また、三次救急宇和島市立病院は、特に重篤な患者を受け入れるため、その機能を果たしており、現在も厳しい状況で、悪化すれば、受け入れるべき患者が受け入れられなくなったりするため、全ての患者を搬送することは、南予地区の救急医療崩壊につながるため、市内で何とか二次救急を完結させることが重要であります。

また、搬送につきましては、消防本部救急隊とも連携を一層強化し、適正な搬送に努めていただくようお願いしてまいります。また、両病院の診療連携は現在も緊密に行っておりますが、来年度中に連携システムを構築して、両市立病院間、また市内の開業医、市外の基幹病院との診療情報の連携強化を図ることとしております。また入院後、野村病院の転院も今まで以上に連携強化し可能とする予定であります。こういったことなどを説明したところでございます。

またこのほかにも、いただいた多くの意見には真摯に受けとめ、可能な限り対応してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

それでは、今後新病院改革プランの改定と実施に向け、どのような課題があると考えられているのかお尋ねをいたします。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

両病院では、医師や看護師等の医療従事者不足により、スタッフは最低限の人数で、厳しい環境の中勤務しているところであり、今後のプラン実行のための一歩の課題は人員確保であると考えております。

特に2024年には、医師の働き方改革の導入により、時間外労働時間の上限設定が予定されており、それに対応することが重要であります。また医師だけでなく、医療従事者全体の現在の勤務環境改善に取り組むことも重要で、昨年1月より愛媛県勤務環境改善支援センターの支援を受け、環境改善に取り組んでいるところでございます。

今後、医師、看護師等の医療従事者を確保するため、あらゆる施策を強化し実施していくことで、一層の人員確保に努めるとともに、健全経営も維持したいと考えております。

このほか、プラン実現のためには、関係職員の意識改革と両病院の連携強化の必要のため、研修会の開催、交流事業など計画的、継続的に進め、市内の地域医療を維持するために、両市立病院を両病院全員が支えていくことが重要というふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

やはり一番問題となるのは人員確保だと思われます。救急体制の集約後、医療従事者、特に医師、看護師などはどの程度必要になられるのでしょうか。

当然現在も人員確保が大変困難になっていますが、その対策についてもあわせてお答えいただければと思います。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

令和4年度の集約目標時には、両市立病院合わせて、医師が4名増、看護師が15名の増員、できる限りこれ以上の人員増を目指して、今後の医療従事者の確保に努めたいと考えております。なお、医療従事者は常勤のみで、大学等の応援医師は含んでおりません。

対策につきましては、医師、看護師ともに、地方の病院ではその確保に大変苦勞しているところでございますが、看護師につきましては、養成機関への訪問や利用しやすい奨学金へと改正も行いましたので、今後さらなる拡充等の検討や周知も進めていく考えでおります。特に、医師、薬剤師につきましては、奨学金制度の見直しを行います

とともに、今まで以上に招致活動を強化してまいります。

また、両病院の医師、看護師並びに多職種が協力体制を構築することはもとより、医師事務作業補助者や看護補助者を増員するなど、そのほかにもあらゆる施策を検討し進めてまいりたいと考えております。

議員各位、市民の皆様にもご紹介をいただくなど、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

現在の目標年度に対しまして改革プランを進めていかれると思いますが、この病院改革プラン見直し後も継続的に改革が当然必要になっていくと思います。

この点について繰り返しになるとと思いますが、どのように進められていただくのかお尋ねします。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

見直しをしておりますプランに基づきまして、今後は両病院の合同幹部会や調整会議、病院改革推進委員会などで問題点、解決策、進行状況などを協議、確認しながら進めていく予定であります。このことは職員全体にも随時情報共有するなど見える化し、職員の意識改革もあわせて進めながら、先ほど申しましたように両病院職員全体が協力して進めることが重要と考えております。

また、適切な時期に市民や議会にもお知らせし、理解や協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

今後も人口減少に伴い、患者数の減少が進んでいく以上、地域医療を守るために、また、両病院を維持するために改革は必要なことだと思います。

それを実現するために、市民の皆様の意見を聞

きながら、また現場で懸命に職務に努められている病院関係者の皆様の意見を聞きながら進めていただきたいと思います。

それでは次の質問に移りたいと思います。

次に、人口減少、少子化対策について質問します。

2040年までに全国896の自治体が消滅してしまう、民間有識者で構成されたシンクタンク、日本創生会議が平成26年に公表したレポートは、各界に衝撃を与え、現在進められている地方創生の端緒となりました。

我が国は、人口急減期を迎えています。今後も人口減少をとめることは困難であります。原因は、若年女性が都市部に流出することによる再生産人口の急減、いわゆる消滅可能性都市として挙げられた896自治体は、2010年と比較して、2040年に20代から30代の女性が半分以上に減る自治体でありました。全ての問題の原因は、急激に進行している人口減少と少子高齢化による人口バランスの崩れであります。

本会議初日、管家市長の市政方針演説の中で、1期目の公約で真っ先に挙げられていたのが、人口減少のスローダウンであり、子育て支援対策と移住促進対策、この2点について、行われてきたと考えております。人口減少を食いとめるためには、子育て世代の支援を主とする再生産人口増加策と他の地域からの流入を促す移住定住策が政策の両輪です。

そこで、西予市におけるそれぞれの政策の取り組みについてお尋ねをします。

まず、子育て支援策についてですが、現在西予市では、どのような支援事業が実施されているのかお尋ねをいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

それでは、現在市で実施しております子育て支援策についてお答えをいたします。

少子高齢化に伴う人口減少の急速な進展を背景とする核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の子育て力・子育て支援力の低下により、子育てや暮らしのあり方が多様化、複雑化しております。

このような中、本市では、平成27年3月に西予

市子ども・子育て支援事業計画を策定し、人口を維持していくために、「西予市で子どもを生みたい」、「西予市で子どもを育てたい」と思える市民を増やすことを目指し、「子育てするなら西予」を掲げております。

平成29年4月には、子育て支援課を創設し、西予市子ども・子育て支援事業計画を基本として、現状の課題や今後の方向性を踏まえながら各事業を展開してまいりました。

それでは、市が実施しております子育て支援の主な施策につきましてお答えをさせていただきます。

1つ目は、木育の推進でございます。

その取り組み内容は、西予市で生まれた子どもや10カ月児健康相談までに転入された子どもを対象として、西予市産材で市内の職人が作成した、ぬくもりのある積み木にネームをつけた「西予のたから箱」を誕生日祝い品として贈呈しております。

次に、子育て応援券の交付でございます。

この事業は、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、安心して子どもを育てる環境を整備するため、1歳未満の乳児に必要な子育て用品を市内の指定事業所で購入する際に使用できる上限3万6000円の西予市子育て応援券を交付しております。

次に、多様な保育ニーズに対する保育サービスの維持向上でございます。

多様な保育ニーズへの対応や安心安全な保育環境の整備、効率的運営ができる保育所の適正配置などの視点から、幼児教育と保育サービスを一体的に提供できる認定こども園への再編、病児保育事業の創設など、保護者や地域の要望を把握し、公民協働で保育サービスを推進してまいりました。

次に、放課後児童クラブの充実でございます。

出生数の減少に伴い、小学校の児童数は年々減少しておりますが、放課後児童クラブの利用希望数は増加及び横ばいの状況となっております。

西予市では、増加する利用希望ニーズへの対応、また適正な施設環境を確保するため、専用施設の整備や教室の改修を行ってきたほか、実施場所や災害対応など、各地域の課題を解決しながら取り組んでまいりました。

最後に、児童医療費の助成拡充でございます。

平成24年度から小学生の入院医療費の助成を拡充し、平成25年度からは中学生の入院医療費の助成拡充、平成30年4月からは、小学生・中学生の通院医療費自己負担分に係る2,000円を超えた額への助成を拡充し、その結果として、平成30年度の医療費助成額は約730万円でしたが、今年度は1.5倍の約1100万円と見込んでおり、事業の浸透と保護者の皆様のニーズの高さを実感しております。

現在実施しております主要な子育て支援につきましては、国や県からの支援が少ない中、ふるさと納税や限られた財源を活用し、効果的な事業展開を進めている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

次に、今答弁いただきました支援策のさらなる充実についてお尋ねをしたいと思います。

子育て世代を支援するため、また子育て世代に選ばれるまちになるために、例えば、高校生まで医療費助成を行い、医療費助成制度を拡充することなど、支援策をさらに強化するべきではないかと考えます。

先ほどの部長の答弁の中で、国や県からの支援が少なく、ふるさと納税や限られた財源を活用して事業を展開しているとあったかと思えます。財政が脆弱な西予市において、これ以上の支援策は難しい面も理解できますが、支援策の強化について、理事者の考えをお聞かせください。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

児童医療費助成制度の拡充など、支援策をさらに充実できないかのご質問にお答えをいたします。

児童医療費の助成拡充につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、重要な施策の一つとして認識をしております。

今年度実施いたしました、就学前及び小学生の保護者アンケートの意見の中におきましても、中学校卒業までの医療費の無料化に関するご意見を多数いただいております。また、県内の自治体に

おいても、松山市や今治市が今年度から無料化に踏み切り、宇和島市が令和3年度から無料化開始の方針を打ち出しております。

その一方で、市民の代表や有識者等で構成しております西予市子ども・子育て会議においては、児童医療費の無料化についての重要性は十分認識できているが、現在、市内の小児科が1件である現状を考えると、医療環境の整備が先んじて必要であるのご意見や、ニーズ調査においても、子ども・子育て支援に関しての不満の40%以上が小児医療の充実とあり、小児医療の整備が最重要課題と位置づけております。

本来、児童医療の無償化は、幼児教育・保育の無償化と同様に、国が補助制度などを整備し、対策を講じる必要があるものだと考えております。

今後も子育て支援の多くの課題に広く目を向けながら、市の限られた財源を最大限に有効活用し、支援のあり方を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

それでは子育て支援に関する最後の質問になりますが、この子育て応援宣言と申しますのは、岡山県奈義町で平成24年4月に行われたものでございまして、奈義町子育て応援宣言をこちらのほうでご提案をするものであります。

約10年前に子どもの声が町から聞こえなくなると、町の将来を案じる声が多く寄せられるようになったそうです。子どもの数が減っていった要因の一つとして、子育ての費用負担が大きいと考えられ、支援策を充実することにされたそうです。それまでも支援策はあったが、若い世代の移住者を増やすために、誘致策になるぐらい独自性の高い思い切った支援策を実現されました。

例えば、満4歳児で保育園等に入園していない児童養育者に月額1万円を支給する在宅育児支援手当、高等学校等就学支援として、在学中の3年間、毎年9万円を支給されております。先ほど質問いたしました医療費についても、18歳まで医療機関等での自己負担分を全て町が負担されております。

現在、西予市で行われている子育て支援策は、

決して他の自治体と比較して負けるものではないと思います。このことを子育てするなら西予を市内外に強く発信する必要があると考えます。

今後、西予市子育て応援宣言を行ってはどうかと考えますが、理事者の考えをお聞かせください。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいま子育て応援宣言について、源議員からご提案をいただきました。

西予市子育て宣言を行ってはどうかについてお答えをさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、岡山県の奈義町では子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育てる環境づくりを目指した子育て応援宣言を掲げ、また、若者が定住でき、安心して産み育てるまちづくりを実現するため、独自の支援制度を整備し、岡山県が算出した数値になりますけれども、2014年には合計特殊出生率が2.81を達成し、奇跡の町と呼ばれております。私も報道等で、そういうのを見ましたところでございます。

本市におきましても、このような先進事例について調査研究を重ね、西予市総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の重要課題である人口減少への対策として「子育てするなら西予」を目指してまいります。

また、子どもたちや保護者を含めた全ての市民の方々が暮らして安心が体感できる西予市に向けて、一つひとつの課題を解決しながら、子育て応援宣言ができるまちに近づけるよう、多方面に目を向け、前向きに子育て支援を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

それでは続きまして、移住定住についてをお尋ねします。

昨年第3回定例会でもこのことについて質問いたしました。今回は、事業実績など具体的にお尋ねをしたいと思います。

移住定住を推進するため、移住交流体験施設整備やインターンシップツアーなどが行われていま

す。その実績はどうなっているのかお尋ねします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいま支援事業の実績についてご質問がございました。

今ほど議員からのご質問にもありましたとおり、当市では、移住定住の促進を図るため、地方への移住を希望している方々に対し、市内における実際の暮らしを体験できる取り組みを行っているところでございます。

1つは、就業体験や生活体験、地域住民の方との交流等を通じまして、実際の暮らしを一定期間体験し、本人の人生をかけた移住を失敗しないものとしていただくため、西予市移住交流インターンシップツアー事業を実施しているところでございます。

この事業では、市内の企業や地域づくり組織のご協力のもと、移住希望者の就業体験の受け入れを一定期間行っていただきます。市といたしましては、移住希望者の最大1週間分の滞在費等の負担を行っているもので、市内民間企業や市民との連携事業として、特色ある取り組みとなっております。

実績でございますけれども、事業がスタートしました平成30年11月以降、これまで6名の方に参加をいただいております。そのうち、西予市への移住を決定した方が1名、移住を検討している方が2名となっている状況でございます。

もう1つは、旧狩江小学校校長住宅を改修いたしましたして、平成30年2月にオープンしました狩浜移住交流体験住宅には、これまで59名の方々にご利用いただいております。そのうち把握しているものだけで、5世帯11名の方が既に西予市内へ移住をされているほか、移住を検討している方が3世帯7名となっております。本施設を利用していただいた方には、希望に応じて、明浜町狩江地区の地域づくり組織であります、かりとりもさくの会の方々が交流会を開催していただいております。こうした地域住民によるおもてなしや交流の機会が大変好評となっているようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

ただいまインターンシップツアーに参加された方が6名、移住交流体験住宅を利用された方が59名ということでしたが、どこから来られているのか、利用者の住所地はどこなのか、わかりましたらお答えいただければと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまのご質問にお答えをいたします。

このインターンシップツアー事業を利用された方でございますけれども、都道府県別に申し上げますと、奈良県が1名、兵庫県2名、東京都1名、愛知県2名で、西予市に移住を決められた方は、兵庫県の方1名でございます。

次に、狩浜移住交流体験住宅を利用された方でございますけれども、東京都21名、大阪府15名、千葉県7名、神奈川県1名、京都府2名、奈良県2名、高知県2名、徳島県3名、北海道1名、それから愛媛県内5名となっております。全国各地から利用をいただいているところでございます。そのうち西予市へ移住された方は、東京都から7名、千葉県から4名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

特に体験住宅に関して、本当大変多くの方が利用されてるんだなということがよくわかりました。

現在は、明浜、海エリア1カ所だけになるかと思うんですけども、今後、山エリアなどほかの地区でも施設を設置する必要が出てくるのではないかと思いますので、今後ともご検討をいただければと思います。

続きまして、昨年12月に西予市移住交流促進協議会が発足されたと聞いております。この協議会はどのような目的で設立をされたのかお尋ねします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

促進協議会についてお答えをいたします。

西予市は、海・里・山などさまざまな地域資源を有しておりまして、移住者の希望する暮らしを市内で選ぶこともできるまちと言えます。こうした地域資源を活用して、移住希望者の体験受け入れや各種イベントでのPRなどにより、移住促進には一定の成果が出てきているというところでございます。

今後さらに移住交流を促進させていくためには、受け入れ側の移住に対する意識の向上が重要な要素となっていると考えております。

そこで、市内の地域づくり組織や事業所、行政機関等の幅広い主体の参画を得て、西予市ならではの豊かな暮らしを再発見、または再構築し、地域内外双方向の関係性を築くことによりまして、移住交流に向けたマッチングを促進する場として、昨年12月に西予市移住交流促進協議会を発足させたところでございます。

当面本協議会では「住まい、空き家対策部会」、「生業・雇用に関する部会」、「子育て・福祉・教育に関する部会」、「まちのPR・ブランディング部会」を設けまして、協議を進めてまいります。

現在、部会代表者によります部会開催前の打ち合わせを行っておりまして、3月中には、いずれの部会も本格的な協議をスタートさせ、部会ごとの分野に応じて、移住定住に向けた課題解決や情報共有などについて、話し合いと具体的な対策の検討がなされていく予定となっております。

なお、協議会で検討された方策を実践する機関といたしまして、中間支援組織の立ち上げも今後予定をしております。協議会、中間支援組織、行政が連携しながら、実効性のある移住交流促進体制の構築を図ってまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

それでは最後になりますが、空家等対策について質問したいと思います。

人口減少により、全国的に空家が増加し、その対策が求められています。管理が適切に行われていない空家は、個人所有の住宅であることが多いようです。相続などにより代がわりが行われない

結果、管理者が不明、あるいは遠方により管理が行き届かないといった事例が多く見受けられます。

以前は、法的拘束力がないために対処に限界がありました。それに対応するため、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。空家とは何かを定義し、自治体による立ち入り調査が可能になり、所有者に適切な管理をするよう指導し、空家の活用を促進できるようになりました。

また、地域で問題となる空家を自治体が特定空家等に指定して、立木伐採や除却などの助言、指導、勧告、命令をし、最終的に行政代執行が可能となりました。

法の制定から間もなく5年が経過しようとしています。現在の西予市における空家対策についてお尋ねしたいと思います。平成27年度から、危険空家除却費用助成事業が実施されていますが、その実績はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

危険空家除却事業の実績についてお答えをいたします。

市では、平成27年度より、危険空家除却事業を実施しております。この事業は、老朽化した危険な空家の倒壊などを防止するために、空家所有者に対して、除却費用の5分の4、最大80万円を補助するものであります。

これまでの実施件数は、平成27年度5件、28年度10件、29年度10件、30年度27件、今年度43件となっており、5年間の合計申請件数253件に対し、95件を実施し、7336万4000円を補助しております。

この事業につきましては、広報紙等でお知らせし受け付けをしておりますが、要望件数は毎年増加しており、今年度は93件と多く、今後も増加してくるの見込まれておりますので、国、県に対して補助金増額の要望を継続して行っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

関連になりますが、市内で空家の件数はどのくらいあるのかお尋ねいたします。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

市内の空家の件数についてお答えいたします。

市では、空家台帳システムによって空家を管理しておりまして、現在2,037件が登録されております。

また、この空家につきましては、危険度別にA、B、C、D、Eの5ランクに分類し、そのうち危険度の高いD、Eランクの空家は574件となっており、全体の約27%を占めております。また、空家率につきましては、市内の住宅総数に対しまして、先ほどの空家総数2,037件で、空家率は8.2%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

次に、特定空家等についてお尋ねをします。

特定空家等とは、放置すれば倒壊などの著しく保安上危険な恐れがあるものや著しく衛生上有害となる恐れのあるものなど、放置することが不適切な空家のことを指します。

現在市内で特定空家等に認定されている物件は何件あるのかお尋ねします。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

特定空家等についてお答えいたします。

特定空家等とは、危険な状態になっている空家等のうち、通学路や避難路等に面しているもの、また、公共施設等に倒壊する恐れがあるものなど、放置することが不適切な状態になっている空家等を定義しております。特定空家等の判断については、西予市空家等対策協議会の意見を参考にした上で、市長が最終判断を行うこととなっております。

特定空家等の判断を行うことにより、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく助言、指導、勧告、命令を行うことができ、それに従わない場合は、行政代執行を行うことが可能となつて

おりますが、これまでのところ、西予市においては特定空家等と判断し、行政代執行を行った事例はございません。

空家等は基本的に所有者に管理義務があることを踏まえ、市では、所有者が特定されている場合は、自主的な改善等を求めるために、文書、電話等により、助言・指導を継続しているところであります。

なお現在、特定空家等になりうる物件を1件把握しておりますので、新年度に入り西予市空家等対策協議会に諮り、特定空家等の判断をしていただくよう準備を進めているところでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

それでは最後になりますが、行政代執行について質問をしたいと思います。

ただいま部長の答弁にありましてとおおり、民家や通学路、市道等に隣接する危険空家等も存在しているのは事実でございます。所有者不明の物件もあることから、今後、行政代執行を実施する必要が出てくると考えます。

愛媛県内では、四国中央市で2件、八幡浜市で1件、砥部町で1件、合計4件、行政代執行により撤去されています。このことについて、理事者の考えをお聞かせください。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

まず初めに先ほどの空き家の件数で一部答弁を間違えておりましたので修正させていただきます。

危険度の高いD、Eランクの空き家の数は「574件」と申しましたが「544件」でございます。訂正させていただきます。

次に行政代執行についてお知らせいたします。

行政代執行の実施につきましてですが、先ほどもお答えし申し上げたとおり、来年度1件特定空家等の判断を行うよう計画しており、その判断の結果により、慎重な手続を経て最終的に行政代執行へ進んでいくこととなります。

この物件以外にも、議員ご指摘のとおり、通学路、市道に隣接する危険空家等も数件把握してお

りますが、これらの物件は所有者が特定されております。空家は所有者等に維持管理義務があることにより、所有者等に対して、危険空家除去事業を行うなどの助言・指導を継続して行っております。

議員ご指摘のとおり、特に危険度の高い空家につきましては、助言・指導を行っても状況が改善されない場合には、特定空家等の判断を行い、最終的には行政による代執行を実施することも必要かと考えられますが、これまでのところは、所有者への働きかけで対応をお願いしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

それでは一点再質問したいんですが、通学路、市道等に隣接する危険空家、どのくらい数があるのかお尋ねをいたします。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

通学路、市道等に隣接する危険空家の実態ですけど、市で把握しているものにつきましては、野村町で1件、宇和町で3件、現在把握しておりますそれぞれ対応しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

今後も管理が必要な空家等の増加が続くと思われれます。

公費による解体は、行政負担が非常に大きく、全ての危険空家に対応するのは大変厳しいと思われれます。所有者に対して適切な指導・助言を行いつつ、所有者が不明な建物や費用回収の見込みがある物件については、積極的に対応をしていただきたいと考えます。

以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

明日3月4日は午前9時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時09分

第 3 日

3月4日（水曜日）

令和2年第1回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|------------------------------|-------------|--|-------------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和2年3月4日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| 1. 開 議 | 令和2年3月4日 | 城 川 支 所 長 | 篠 藤 義 直 |
| | 午前 9時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 散 会 | 令和2年3月4日 | 消 防 本 部 消 防 長 | 佐 藤 克 也 |
| | 午後 0時16分 | 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 |
| 1. 出 席 議 員 | | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| 1 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | 1. 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 3 番 | 宇 都 宮 俊 文 | 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 4 番 | 加 藤 美 香 | 1. 議 事 日 程 | 別 紙 の と お り |
| 5 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別 紙 の と お り |
| 6 番 | 河 野 清 一 | 1. 会 議 の 経 過 | 別 紙 の と お り |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 8 番 | 山 本 英 明 | | |
| 9 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 10 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 11 番 | 源 正 樹 | | |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 13 番 | 菊 池 純 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 18 番 | 宇 都 宮 明 宏 | | |
| 19 番 | 森 川 一 義 | | |
| 20 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 21 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 企 画 部 長 | 三 好 敏 也 | | |
| 会 計 管 理 者 | 山 口 正 人 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 産 業 部 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建 設 部 長 | 清 水 昭 広 | | |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 | | | |
| 福 祉 事 務 所 長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 教 育 部 長 | 宇 都 宮 裕 | | |

議 事 日 程

- | | | | | | |
|---|-----------|--|-----------|---|------------------------------|
| 1 | 一般質問 | | | | 条例の一部を改正する条例制定について |
| 2 | 議案第 2 号 | 西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例制定について | 議案第 1 5 号 | 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 3 号 | 西予市県条例水道等基金条例制定について | 議案第 1 6 号 | 西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について | |
| 3 | 議案第 4 号 | 西予市監査委員条例等の一部を改正する条例制定について | 議案第 1 7 号 | 西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 5 号 | 西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 1 8 号 | 西予市営土地改良事業分担金徴収条例及び西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 6 号 | 西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 1 9 号 | 西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 7 号 | 西予市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 0 号 | 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 8 号 | 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 1 号 | 西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 9 号 | 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 2 号 | 西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 1 0 号 | 西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 3 号 | 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 1 1 号 | 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について | 4 | 議案第 2 4 号 | 西予市野村公会堂条例を廃止する条例制定について |
| | 議案第 1 2 号 | 西予市公民館条例及び西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 2 5 号 | 西予市宇和町農林業振興基金条例を廃止する条例制定について |
| | 議案第 1 3 号 | 西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 2 6 号 | 西予市社会教育指導員設置条例を廃止する条例制定について |
| | 議案第 1 4 号 | 西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める | 5 | 議案第 2 7 号 | 第 2 次西予市総合計画基本構想の変更について |
| | | | 6 | 議案第 3 9 号 | 令和 2 年度西予市一般会計 |

- 予算
- 7 議案第40号 令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
- 議案第41号 令和2年度西予市国民健康保険特別会計予算
- 議案第42号 令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第43号 令和2年度西予市介護保険特別会計予算
- 議案第44号 令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第45号 令和2年度西予市水道事業会計予算
- 議案第46号 令和2年度西予市簡易水道事業会計予算
- 議案第47号 令和2年度西予市公共下水道事業会計予算
- 議案第48号 令和2年度西予市病院事業会計予算
- 議案第49号 令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
- 8 議案第50号 卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約の変更について
- 9 議案第53号 財産の無償譲渡について
- 10 議案第54号 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第55号 新市建設計画の変更について
- 追加 議案第56号 財産の無償貸付について
- 議案第57号 財産の無償譲渡について
- 議案第58号 財産の無償貸付について
- 議案第59号 財産の無償譲渡について
- 議案第60号 財産の無償貸付について
- 議案第61号 財産の無償譲渡について
- 議案第62号 財産の無償貸付について
- 議案第63号 令和元年度西予市一般会計補正予算(第9号)

本日の会議に付した事件

- | | | | | | |
|---|-----------|--|-----------|---|------------------------------|
| 1 | 一般質問 | | | | 条例の一部を改正する条例制定について |
| 2 | 議案第 2 号 | 西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例制定について | 議案第 1 5 号 | 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 3 号 | 西予市県条例水道等基金条例制定について | 議案第 1 6 号 | 西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について | |
| 3 | 議案第 4 号 | 西予市監査委員条例等の一部を改正する条例制定について | 議案第 1 7 号 | 西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 5 号 | 西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 1 8 号 | 西予市営土地改良事業分担金徴収条例及び西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 6 号 | 西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 1 9 号 | 西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 7 号 | 西予市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 0 号 | 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 8 号 | 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 1 号 | 西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 9 号 | 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 2 号 | 西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 1 0 号 | 西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 3 号 | 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 1 1 号 | 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について | 4 | 議案第 2 4 号 | 西予市野村公会堂条例を廃止する条例制定について |
| | 議案第 1 2 号 | 西予市公民館条例及び西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 2 5 号 | 西予市宇和町農林業振興基金条例を廃止する条例制定について |
| | 議案第 1 3 号 | 西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 2 6 号 | 西予市社会教育指導員設置条例を廃止する条例制定について |
| | 議案第 1 4 号 | 西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める | 5 | 議案第 2 7 号 | 第 2 次西予市総合計画基本構想の変更について |
| | | | 6 | 議案第 3 9 号 | 令和 2 年度西予市一般会計 |

- 予算
- 7 議案第40号 令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
- 議案第41号 令和2年度西予市国民健康保険特別会計予算
- 議案第42号 令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第43号 令和2年度西予市介護保険特別会計予算
- 議案第44号 令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第45号 令和2年度西予市水道事業会計予算
- 議案第46号 令和2年度西予市簡易水道事業会計予算
- 議案第47号 令和2年度西予市公共下水道事業会計予算
- 議案第48号 令和2年度西予市病院事業会計予算
- 議案第49号 令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
- 8 議案第50号 卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約の変更について
- 9 議案第53号 財産の無償譲渡について
- 10 議案第54号 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第55号 新市建設計画の変更について
- 追加 議案第56号 財産の無償貸付について
- 議案第57号 財産の無償譲渡について
- 議案第58号 財産の無償貸付について
- 議案第59号 財産の無償譲渡について
- 議案第60号 財産の無償貸付について
- 議案第61号 財産の無償譲渡について
- 議案第62号 財産の無償貸付について
- 議案第63号 令和元年度西予市一般会計補正予算(第9号)

開会 午前9時00分

○議長

おはようございます。

早朝より傍聴にお越しいただきまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

まず、21番酒井宇之吉君。

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君

おはようございます。

久しぶりの一般質問をさせていただきます。

ことしは、ウグイスの鳴き声も早く聞こえてきますし、また、野福峠の菜の花ももう満開で、ことしの桜は非常に早いのではなかろうかと、このような季節感を感じているところでございます。

世間はどのテレビを見ましても、毎朝新型コロナウイルスの報道ばかりで、ほかの事件が非常に影を薄れております。世界を揺るがすアメリカ大統領は70歳、私よりほとんど上の人たちが選挙戦を、きょうはチューズデーで昼ごろには選挙戦の中間が出てくるであろうと思います。アメリカ大統領というのは、それだけ世界に重い地位にあるんだなと思っていますところへ、新型コロナウイルスの総理の決断によりまして、社会全体、経済全体が動いているところでございます。

また我々の一般生活につきましても、毎日の生活がどのようにしていいか、まだ戸惑いの中で暮らしているようなところでございます。

私が通告いたしておりますところの新型コロナウイルスの対応について、そして、暖冬について、質問施策区分につきましては、危機管理についてということで、2月20日の一般質問の提出日にさせていただいております。コロナウイルスにつきましては、昨日、2月28日に警戒本部、3月2日に対策本部の詳しい説明が、市長と教育長か

らありました。それによりまして、私の危機管理についての特にコロナウイルスの件につきましては、議長にお断りさせていただきたいんですが、許可をいただきたいのでございますが、2週間の間に、危機管理というよりも、武漢で火事が起きたのが、日本、西予市まで火事が来てるような感じになっておりまして、質問の内容を細部にわたりましていただきますことを許可願いたいんですが、議長よろしくお願い申し上げます。

○議長

ただいまの現状を鑑みて、これを許可いたします。

○21番酒井宇之吉君

それでは私から、議長の許可を得ましたので、西予市に患者が入ったときには、どのような対応をされるのか、まずお聞きをいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

改めましておはようございます。

ただいま、西予市に感染症の患者が確認された場合の対応について、ご質問がございましたのでお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の疑いがある時点から、愛媛県が主となり対応を行います。検査の結果が陽性の場合には、保健所から市に対して、感染者の行動歴等の調査依頼協力がございます。入院先の医療機関については、県と保健所で手配をされます。

西予市内の感染者の場合は、基本的に八幡浜保健所が八幡浜管内の指定病院に振り分けますが、入院患者数が多くなった場合には、愛媛県が八幡浜管内以外の病院を調整して対応されることとなっております。

本市の役割といたしましては、個人情報保護の範囲内で、市民の皆様に正しい情報を提供するとともに、一層の感染防止に向けた取り組みを行い、市民の皆様の不安等の解消に努めてまいります。

また、市内で発生した場合の具体的な市の取り組みにつきましても、県にお任せするだけでなく、市といたしましても、現在、関係課と発生した場合の取り組みについて協議を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君

昨日の市長の報告並びに教育長の報告とダブる場合もございますけれどもお許しを願ったと思います。

保健行政として、感染予防、今までインフルエンザだとか、SARSだとか、いろんなことが出ておりますけれども、西予市におきましては、保健行政として感染予防についてどのように対応しているのかお尋ねをいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

市の保健行政としての感染予防についてどのような対応をしているかというご質問に対しましてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスを含む感染症対策につきましては、基本、手洗いやマスク着用を含むせきエチケットの励行でございます。

また、今回の新型コロナウイルスに関しましては、不要不急の外出や人が多く集まるイベント等への参加の自粛、また、発熱等の風邪症状が見られるときは、できるだけ外出を控えていただきますようご協力をお願いしているところでございます。

また、市内の高齢者施設や医療機関への訪問、面会につきましても、配慮の必要な方々への安全確保のため自粛していただくよう、こちらもお願いをしているところでございます。

新型コロナウイルス感染症関連の情報は、西予市ホームページへの掲載や西予市公式フェイスブックなどでも随時更新をしてお知らせをしておりますが、感染症対策は、状況により刻々と変化をしておりますので、市民により身近な公民館、窓口での最新情報の掲示、西予ケーブルテレビや防災無線などを通じて、随時お知らせをまいります。

また、愛媛県、保健所、近隣の市町と緊密な連絡を図り、的確な対策により感染拡大を抑制し、市民の生命及び健康保護、生活や経済に及ぶ影響が最小となるよう、今後も努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君

先ほど答弁にありましたように、1日、1日変わってるようなことが、国・県につきましても報告がなされまして、1日、1日の対応が求められているところでございますが、基本的な形のものをお聞きさせていただきます。

最寄りの帰国者・接触者相談センターはどこにあるのか。もしよろしければ、接触につきましても、濃厚接触とかいう言葉が出ておりますけれども、それにつきましても、濃厚接触ってのはなかなかわかりにくいんですが、もしわかれば一緒に説明、接触者相談センターという意味合いも含めてお答え願ったと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

最寄りの帰国者・接触者相談センターはどこにあるのかというご質問だったと思いますが、管内では八幡浜保健所内に設置をされております。受付時間は、土曜日、日曜日、祝日も含めまして、午前9時から午後9時までの間、感染が疑われる方からの相談を受けております。午後9時以降につきましても、愛媛県健康増進課で対応しております。

また、新型コロナウイルス感染症に関する一般相談についても、平日のみとなりますが、午前9時から午後5時まで八幡浜保健所で受付をしております。また、昨日市長が申し上げましたとおり、市の健康づくり推進課でも、不明な点がございましたらご相談をしておりますので遠慮なくお電話いただければと思っております。

濃厚接触者とはどういった方を言われるのかというご質問でございますが、こちら、私も一般的なことを申し上げることになりますが、新型コロナウイルス感染症が疑われる方と同居、あるいは長時間の接触（車内とか航空機内等を含みます）があった方、2つ目が、適切な感染防護なしに、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護もしくは介護していた方、新型コロナウ

ウイルス感染症が疑われる方の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い方ということで、私が知っているのが、この3点でございますが、先ほど市議が申されましたように、状況が刻々と変わっておりますので、これ以外のこともあろうかとは思いますが、その点については、また新しい情報は随時、皆さんに周知をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君

市民の方は、テレビとか、そういうことのほうで先にわかっているとは思いますが、やはり市の行政でございますので、改めてお聞かせ願ったらと思っておりますが、今後の新型コロナウイルス感染症の患者の増加を想定した場合に、現在整備されている国内の感染症病棟で足りるのか。国内のという意味よりも、特に、指定医療機関である市民病院の対応はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

改めましておはようございます。

医療機関の関係について私から答弁させていただきます。

感染症病床は平成31年4月1日現在、国内で1,871床が整備されております。国の対応や現在の協力要請等もありまして、今後は、これを増やすということで、全国ベースでは現在の2,000から5,000床ということで考えられております。それによりまして、結核病床の空き病床の利用や状況によりましては、施設を整備して、一般病床の利用も求められているところであります。

県内には、現在第一種及び第二種の感染症医療機関が10病院ありまして、感染症病床が26床となっております。南予では3病院、8床でございます。西予市民病院もその一つであり、感染症病床は2床ございます。

先ほど申しましたようなことで、今後は、市立両病院においても、一般病床についての利用について検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君

どのようなときに重症化していくのかとかいうことにつきましては、高齢者の方や高血圧、糖尿病などの基礎疾患のある方があるというようなことにつきましても、テレビ放送とかそういうようにしておりますけれども、私もきょうは、ある議員からマスクをいただきました。私がやってたやつよりもこれのほうがものが言いやすいもんですから、これに取りかえさせていただきますけれども、正しいマスクのやり方はNHKなどでもいろいろテレビ放送してますけど、改めてご指導していただいたらと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

正しいマスクの着用方法ということでございますが、こちら、実は市民の皆様にはリーフレットで、感染症対策へのご協力をお願いというものを、回覧版とかホームページ、また、先般行われた病院改革プランの住民説明会でも配付をさせていただいております。こちらに正しい手の洗い方とか、せきエチケット、正しいマスクの着用ということを記述させていただいております。

こちらに記述している正しいマスクの着用でございますが、まずは、マスクをつける際には、必ず鼻と口をこのように塞いでいただくと、最後に、すき間がないように、大抵のマスク上側に金がついてると思います、調整できると思いますので、必ずすき間が出ないようにしていただいたらと思います。

また、先ほどせきエチケットという話をいたしました。人が集まる場所では、3つのせきエチケットとして、マスクを着用する、必ず着用する、マスクがないときにせきが出る場合には、ティッシュやハンカチで口や鼻を覆う、マスクがない状態でとっさにせきが出る場合は、せきを手で押さえるのではなくて、袖で口や鼻を覆うようにしていただいたらと思います。

こういった対策をしていただくことで、感染の拡大も防げると考えておりますので、ぜひ皆様励行していただいたらと思います。

以上でございます。

○議長

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君

もちろんこれ、市民の不安を取り除くためには、それから市民の安全安心のそこへ行くためには、不安を和らげるための施策が、これから対策本部の中で、毎日毎日やっていかれると思います。ひとつそのあたりにつきまして、その方法については質問を取りやめます。

最後でございますけれども、1日1日変わつてると言えますけれども、けさの愛媛新聞の学校のあり方、児童の、県の要請があると思いますが、西予市としてはどのように対処するおつもりであるかお聞きをいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

改めましておはようございます。

今ほど学校での受け入れの関係でのご質問がございました。

市内各小学校につきましては、3月4日から3月25日まで臨時休業とすることにつきましては、2月28日付け文書で、各保護者の方々に通知をさせていただきまして、各家庭では、家庭内で協力し合ったり、また、学童保育を利用したりするなど、それぞれに対応していただいていることと思えます。

昨日の時点でありまして、学校や市教育委員会に、学校での子どもの居場所づくりについての相談や問い合わせは入っていないという状況でございます。

しかしながら、本日から休業ということとなり、実際休業になりますと諸事情が発生することも考えられます。

このようなことから、困り事等の相談を受けることができる窓口を各学校に設け、学校から各保護者にその旨をお知らせするとともに、電話や家庭訪問で、学校から各保護者に、休業中の状況を確認することも行うよう進めているところであります。

今回の臨時休業の措置は、感染症拡大防止の対応ということが根底にありまして、昨日も市長また教育長からご説明がありましたけれども、何よ

りも優先すべきことは健康と安全であります。子どもたちの集まる機会を可能な限り避け、子どもたちの健康と安全を守ることが最も重要であると判断をしております。

しかしながら、各家庭におきましては、やむを得ない特別な事情のある家庭があるのも現実だと思います。そういった状況を電話連絡等でしっかりと確認をした上で、今週中には方針を出したいと現段階では考えておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君

市民は今不安で大変でございます。これを和らげるためには、やはり安全・安心の施策をこれからも日々やっていただいたらと思います。それよりも早く感染症に対応のできる薬が、早くできるように望んで次の質問に移ります。

危機管理につきましては、暖冬について、ことしの暖冬は、ことしの秋の収穫に影響すると私は考えております。それにつきまして、本冬の温度、気象については、私は異常気象だと、このように思っておりますので、危機管理について、一次製品の販売生産、販売影響についてお尋ねをいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

お尋ねの暖冬につきまして、気象庁の発表では、この冬の気温は高く、西日本では平年差プラス2.0度と最新の情報でございます。これは1946年の統計開始以降、一番の高温となっております。冬型の気圧配置が続かず、全国的に寒気の南下が弱かったため、日本海側を中心に降雪量はかなり少なくなるなど、暖冬となっております。

このため、農作物の生育が早まり、特に葉物野菜などは出荷時期が早まり、例年より価格が低迷している状況でございます。また、暖冬の影響で、病害虫の発生などに加え、生育の早期化により霜や低温による被害が懸念されるところでございます。

対策といたしましては、生育状況を把握し、生育量に応じて追肥を行ったり、病害虫に関しては、ほ場・樹園地の観察や毎月県が発表する病害

虫発生予察情報による発生動向の把握に努め、適期防除を行うことが重要となります。また、ハウス栽培においては、周囲の除草や防虫ネットの設置、水稻においては、穂が出るまでの畦畔の除草などが有効的な対策となります。

市といたしましては、県西予農業指導班や農協と連携をしながら、各種部会や講習会等を通じ、農家への情報提供や指導を行い、早期発見、適期防除により、被害の影響を最小限に抑えたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君

やはり異常気象が想定される、またことしの夏も非常に暑いというようなことを聞いておりますし、ましてやこのコロナウイルスの対応について一所懸命になっているところに、ことしの生産、そして、一次産業が衰退しないような施策をこれからも順次やっていただきたい、このように考えております。

続きまして、質問に移りますが、集会所について。

集会所は早くからつくられまして、非常に地域のコミュニケーションの場であったと思いますが、人口減少及び高齢化、そしてまた、生活様式、冠婚葬祭の様式が変わってまいりましたので、集会所の頻度につきまして、今現在問われているところでございます。使っていないところもあるように聞いておりますが、これについて時代の必要性についてお尋ねをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

改めましておはようございます。

ただいま集会所の時代の必要性についてのご質問がございました。お答えをいたします。

現在集会所は、地域が主体となりまして、管理運営を行っていただいております。地域活動におけるさまざまな話し合いや伝統行事、スポーツ、冠婚葬祭など、住民相互の交流の場として活用されているところでございます。

しかし、先ほどもありましたように、近年にお

いて求められる用途にも変化が生じておりました。昨年度の7月豪雨災害をきっかけといたしまして、災害に備えた施設としての機能強化を求められるなど、そういった変化もございます。

また、少子高齢化に伴いまして、利用頻度の低下や施設の維持管理費用の増加によります住民負担増などの課題もあるようでございます。

集会所の必要性につきましては、最終的には地域のご判断によるものではございますけれども、市といたしましては、人口減少に直面する昨今において、自助、共助の精神を養い、住民が助け合うことのできる地域基盤を形成するために、地域内で話し合う場として集会所は必要不可欠ではないかと考えているところでございます。

しかしながらその一方で、近い将来、その維持管理経費が、住民負担としてさらにのしかかってくることも事実でございます。今後、人口減少に伴い、自治会の再編や集会所の集約化などといった問題の発生も予想されております。市内集会所の設置の歴史につきましては、旧町単位で異なっており、そのあたりの歴史的背景も考慮しつつ、今後の集会所のあり方について、市として対応すべき点も含めまして、今後の検討とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君

続いて、現状と建設の実態については、先ほど少しありましたけれども、総数だとか、現在、西予市の中にどれぐらいの集会所があるか、お尋ねをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

総数でございますけれども、現在、市内の集会所の総数は278棟でございます。旧町ごとの内訳といたしましては、明浜町が12棟、宇和町が88棟、野村町120棟、城川町53棟、三瓶町5棟でございます。これは平成27年度に調査をいたしました集会所の台帳をもととしておりますけれども、作成から5年が経過いたしましたので、各自治会にも変化が生じているものと考えます。今後も更新をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君

今数字が出ましたが、明浜町12棟と出ておりますけれども、明浜町俵津地区の脇地区の公民館の中にある集会所が、我々はまだ集会所とってるんですけども、現在学童保育に使っております。

これは集会所と数えているか、それとも学童保育と数えているかをお尋ねします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

先ほど言いました12棟の中には含まれておりません。

以上でございます。

○議長

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君

これは、ちょうど平成27年に数えた統計でございますので、当時集会所を学童保育に使うということがありまして、今度の7月7日の災害によって、また、新しく中学校に学童保育ができて集会所になったんです。集会所になってまた今度災害があって今度学童保育が現在使ってるという状態でございますので、その施設そのもの自体は地域のものであって、地域の集会所を管理してる区長の許可をもらって学童保育として使ってるわけでございますので、当然学童保育に入れるべきだと私は感じております。

これは作成してまた新たな形をつくるのでありましょうから、これ以上のことは申しませんけれども、また、住民当たりの一集会所、世帯数とか人口の分布はどのようになっておりますか、お聞きします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

住民または世帯当たりの分布でございますけれども、これにつきましては地域によってさまざまでありますので一概には言えませんけれども、山間地域では、おおむね30から50世帯規模で、また海岸地域や中心部では、それより大きい世帯数ごとに集会所が存在しているようでございます。最

も大きい自治会では400世帯を超えるところもあります。また逆に小さい自治会では、世帯数が1けたというケースもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君

非常にその地区地区の管理の状態が違うなという感じがいたします。方法論も違うんだろうなと想定をいたしております。

その中で、所有権と管理権についてお尋ねをいたします。

誰が所有してるのか、管理はどこがしてるのかお尋ねをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

所有権、管理権についてお答えをいたします。

建物につきましてはそのほとんどが未登記のままとなっております。これには合併前の旧町ごとに、集会所建設当初の実情もあるようでございますけれども、現在その理由について、個々に把握はいたしていないところでございます。旧町により歴史や地域の実情もあり一概には言えませんけれども、集会所の所有権は地元へ帰属するという考えでございます。

しかしながら、建築当時は、自治会に不動産登記ができる制度がございませんでした。また、建築には、国や県の補助事業を活用しているものもございまして、登記義務はございませんでした。このような名残によりまして、集会所は未登記のままとなっている経緯がございます。

近年では、これ平成3年でございまして、地方自治法が改正をされまして、自治会も法人格を持てるようになり、不動産登記ができるようになってございます。

現在、補助事業により新築する集会所におきましては、自治会名義で登記することを義務づけることとして事業を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君

これは、帰属が地元でという話でございますけれども、旧明浜町におきましては、半分が国庫補助、そして、受益者負担が半分でございますけれども、受益者負担を旧町のときに全部町が出しているところと、宇和町のように受益者が出しているところは地元の市民の意識が違います。この意識の違いがこれからもずっと続いていくんであると思います。我が集会所と申してるところと、これは市のものよと申してるところの意識の違いがあります。

これについてお尋ねしますが、固定資産税についてはとっておるか、おらないかお聞きます。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまのご質問にお答えをいたします。

土地の用途が集会所として利用されておりましたら、申告により非課税扱いとなっております。ただし、土地の賃料を徴収しているものにつきましては対象外ではございます。

ただ個人名義につきましての課税状況については現在のところ把握をいたしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君

固定資産税を取ってないということは、その建物自体は、条例の契約で免除の契約をしてるか、それとも市の所有物であるか、どちらかはずなんです。そうでないといけないんであって、集会所が減免措置の契約はしてないと思いますので、集会所は補助金を半分出してる、固定資産税を取ってない以上は、市のものだと考えるのが、私は妥当ではないかと。そうでないんであったら各集会所、全部減免措置の契約をしてれば、それはそうでないという解釈を私はします。

そして土地の名義、借料はどのようになっているかお聞きをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

土地につきましては西予市名義がほとんどでございますけれども、中には個人名義のものもございます。西予市名義の土地につきましては、地区

から寄附を受けたものも含まれますけれども、その全てを把握しておりません。

また、借地料につきましても、市名義でありましたら無償貸付でありますけれども、個人名義所有につきましては借地料が発生しているものもあるようでございますけれども、同じくその全てを把握しているわけではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君

いろいろとあるわけでございますけれども、耐震がある部分と、昭和56年度以前の分は全部耐震がありません。市民が不安をもっておりますけれども、その耐震は誰がやるのかというような問題もあります。

そして、これを取り壊すときはどのようにしていくのか、そういう問題もあります。誰が取り壊すのか、誰が負担するのか、そしてこれからの必要性について、市が要らなくなったときはどうするのか。そして、管理者が要らなくなったときはどのような方法で解決していくのか。

これにつきましては、住所、初年度の建てた補助金、誰が管理しているか、そして管理者、所有権、賃貸料、賃貸料も先ほどありましたけれども、取られてないって言いますが、4万円のところもあれば8万円のところもある、いろんなところがあるんです。その台帳をしっかりとこしらえて、今後耐震も含めた形でどのような処置にしていけるか、ひとつ考えていただきたいと思えます。

これは質問として言ってますとなかなか時間もございませんので、答弁は要りません。ただこれは、台帳をしっかりとつくって取り交わし、そしてこれからどういう管理の仕方、そして、利用頻度、時代の必要がなければ、利用頻度は要らないんです。それで利用頻度を上げるために、これからのことについてお聞きをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

利用頻度を上げるためにはというご質問でございますけれども、この集会所につきましては地元、地域で考えてもらわなければならない問題で

あるというふうに考えておりますけれども、この集会所の利用頻度を上げるための手法といたしましては、地域づくり組織と連携した活用が有効ではないかというふうに思っております。

現在市内では27の地域づくり組織がさまざまな地域づくり活動を実践していただいております。その活動のツールとして集会所を利用することで、地区内だけでなく地区外の方にもご利用いただき、利用頻度の向上にもつながるのではないかと考えております。集会所は、地域で管理運営をしていただいている施設でございますので、自由な発想でご利用いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君

例を挙げますと、先ほどありました自由な発想でご利用いただきたいということでございますが、管理運営をしている区のほうが、これからはもう費用も集めるの大変だと、下の地代も払わなきゃだめだというところが出たときに、老人会だとか、そういう団体に任せていいものかどうか、そこのところをお聞きします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

先ほども申しましたとおり、この集会所の管理運営につきましては、自治会に帰属しているものというふうに考えております。

そういったことから管理主体及び運営方法につきましてはそれぞれの自治会の合意のもとであれば、どなたが管理していただいても問題はないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君

最後にお聞きしますが、台帳を精査するおつもりがあるかということと、それからこれの管理運営につきましては、先ほどからも答弁していただいておりますように、地域がやるものだとということでございますので、集会所を老人会、憩いの家に自治会が構わないということでしたらできるか

どうかの確認だけとらせてもらいます。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまのご質問にお答えをいたします。

この台帳の整理ですけれども、先ほど答弁しましたように平成27年に一応調査をいたしまして作成したものでございます。これからご承知のとおり、小規模多機能自治を推進していく上で、この集会所のあり方もいろいろ問題になってこようかというふうに思っております。それを進める上においても、今の現状がどのようになっているか、台帳を調査して、しっかりした台帳をつくってまいりたいと思っております。

先ほどの憩いの家につきましては、今後の検討課題にさせていただいたらというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君

先ほど言った明浜町に12あるということでございますけれども、この集会所につきましてお尋ねしたのはそういう点でございますが、一つその中でお尋ねするのが飛んでおりましたけれども、明浜町の渡江地区と宮野浦地区が分館だったのが、いろんな経緯があって三瓶の分館と一緒に分館でなくなって集会所になるのかなと思ってたら、明浜町だけが分館になりました。その経緯についてお尋ねをしておきます。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

明浜町の2つの分館が集会所に移行した経緯についてでございますけれども、合併以降、全市の一体的な発展を目指して事業を見直すという中で、当時、明浜町内の公民館の下部組織として設置をしておりました渡江と宮野浦の2つの分館につきましては、その利用実態が、宇和町、野村町、城川町における集会所と同様の地域のコミュニティ活動が主なものとなっているということが確認をされたというところであります。

そして、宇和町、野村町、城川町では、地区の集会所の維持管理経費は、地元自治会が負担をし

ているということから、明浜町の分館につきましても同様に集会所と位置づけて、維持管理を自治会の負担とするよう検討し、地元はその説明を行ったというところでございます。

まず、平成24年4月の明浜地区代表区長会において、分館における維持管理の見直しについて説明を行いました。続いて、同年9月に渡江地区説明会を開き、翌平成25年3月に渡江地区総会、同年4月に宮野浦地区総会においてご説明の機会を設けた上で、ハード面でも集会所として整えていくため、平成25年度に緊急経済対策事業として、両分館の改修工事を行ったというところであります。

そして、以上の経緯を経て、平成26年4月に両分館関係地区の同意をいただいたということから、同年第2回市議会定例会に、西予市公民館条例の一部を改正する条例を上程し、議決を賜りまして、同平成26年7月1日から両分館は集会所に移行し、地元で管理していただくということになりました。

維持管理経費の地元負担につきましては、平成25年12月に両分館関係地区の代表区長様からの要望を受けまして、集会所への円滑な移行を図るため、集会所移行推進補助金交付要綱を新設いたしまして、集会所以降2年の間に段階的に地元と市の負担割合を変更しまして、3年目から市の負担がゼロとなるような経過措置を講じたというものでございます。

以上、簡単でございますけれども答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君

分館以降につきましては地域コミュニティの問題もありましょうけれども、やはり今回三瓶は分館が多いわけでございます。そのあたりも含めて地域に即した形の分館、そしてやはりコミュニティと言いましても、400もあれば10戸ぐらいの集会所もあるわけでございますので、それぞれの地域に合った形の対応をしていただきたいと思います。

次に、支所の活性化についてでございますけれども、各支所いろんな形で今活躍をいたしております。支所の活性化なくして西予市の発展はない

と私は考えておりますけれども、今回退職される野村、城川の両支所長、そして並びに明浜、三瓶の支所長についてお尋ねをいたします。

市長の市政にありましたように、4年の間に4課を2課にするというようなところもありますし、ますます支所が疲弊するのではないかと心配がありますので、退職されるお2人はこれまでの経験を生かした考え方と、そしてまた明浜、三瓶の支所長は、これからどうしたら支所がよくなるか、その地域がよくなるか、お考えを聞かせていただけたらと思います。

○議長

上中明浜支所長。

○上中明浜支所長

改めましておはようございます。

私から、明浜支所と明浜地域の活性化についてお答えをさせていただきます。

まず明浜町の現状でございますが、合併当時の人口が4,573人であったものが、ことし1月末現在では3,047人となりまして、人数にしまして1,526人減少し、この16年間で約3割の人口が減ったこととなります。また高齢化率におきましても、現在西予市全体では42.6%でございますが、明浜町では52.9%であり、過疎化と少子高齢化の進行が顕著に反映した数字となっております。

この現状の中で、昨年8月から新明浜支所で業務を開始させていただいておりまして、テナントとして伊予銀行、また、明浜救急出張所も同時に移転し利便性の向上が図られました。支所職員一同ともに、職場環境が改善されたことで、これまで以上の住民サービスの向上に日々努めているところでございます。

また、地域ごとに地域づくり交付金を活用した事業に熱心に取り組まれており、にぎわいと明るいまちづくりにご尽力していただいているところでもございます。

ご質問の活性化策でございますが、明浜町は酒井議員の出身地でもあり、ご承知のとおり、現在高山地区におきまして、明浜観光交流拠点施設の整備を進めているところでございます。完成後は地域の皆様に愛される施設として、健康増進と憩いの場として、多くの方に利用していただくとともに、オートキャンプ場や大早津の砂浜、複合施設の特徴を生かしたジオリゾートとして、交流人

口の増加や集客などに努め、観光振興の拠点として推進してまいります。

また、明浜のかんきつ農業では、少子高齢化に伴う担い手の減少が地域営農に大きく影響しています。近年Uターンによる後継者など、青年農業者の就農が増えつつあり、地域おこし協力隊や移住定住事業を活用した取り組みなど、関係機関と連携した農業振興にも取り組んでまいります。

そして、指定管理者であるあけはまシーサイドサンパーク株式会社とともに連携し、地元のかんきつなどを素材とした付加価値のある商品を開発し、産業振興にも取り組んでまいります。

このようなことから、議員の皆様はもとより、地域の皆様、関係者の皆様には、明浜地域の振興と活性化のため、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長

土居野村支所長。

○土居野村支所長

改めましておはようございます。

酒井議員からのご質問にお答えさせていただきます。

野村町の地域の活性化策、自分の経験からということで、一昨年7月、野村の町が災害により大きな犠牲を受けました。苦難な生活を強いられ、災害から立ち直るため、住民一人ひとりが知恵を出し合い、災害を受けた町だからこそ、創造的な復興に向け、前進し形にしていくことが最重要課題と認識しており、安全、安心して暮らし続けることができる基盤づくりを構築することが、地域活性化につながってくると認識しているところでございます。

自分の経験では、やはり7月豪雨災害で多くの方々、被災直後ボランティアとして駆けつけていただき、発災直後の悲惨な状況下を乗り切ることができました。

また、第72回国民体育大会西予大会もありましたが、議員各位、それから西予市役所職員がオールせいよとしてかかわっていただいたことにより、成功裏に終えることができました。

まだまだ野村の復興・復旧は時間を要すると思います。市民一人ひとりに笑顔あふれる復旧・復興に、その道のりも厳しいと思いますが、野村支

所ワンチームで真摯な態度で、そして、常に全力で取り組んでくれることを期待しているところで

す。これまでお世話になりました議員各位にお礼を申し上げますとともに、今後とも野村地域における復旧・復興事業の推進について、さらなるご理解とご協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長

篠藤城川支所長。

○篠藤城川支所長

改めましておはようございます。

酒井議員からの城川支所活性化策についてのご質問にお答えします。

まず、城川支所庁舎は、昭和53年に完成しております、平成の合併後は、城川総合支所から組織改革を経て城川支所となり、それぞれの機能、役割を果たし42年が過ぎようとしております。

また、来年度から着工予定の仮称ジオミュージアムの建設予定地である総合センターしろかわの解体工事に伴い、総合センターしろかわの会議室の機能を城川支所に移転するための改修工事が今年度完了したところであります。

さてご質問の活性化策でございますが、城川地域では、平成23年から地域力の創造、地方の再生を目的とした総務省の地域おこし協力隊制度を利用し、これまで7人の隊員が地域課題解決のため、さまざまな活動に取り組んでまいりました。その結果、3人の隊員が城川地域や西予市内に定住されている状況でありますので、今後におきましても、この事業を継続して行い、地域活性化に取り組んでまいります。

また、城川町内4地区において、それぞれ地域づくり会を設置し、西予市の地域づくり交付金を活用した地域づくり活動を住民と一体となって進めてまいりました。

今後においても、地域資源の保全と利活用、交流人口の拡大を図るとともに、移住、定住者の促進を図れるよう努力してまいります。

また、第一次産業の振興として、市の第三セクターなどの関係機関と協力し、特産品である栗や柚子の消費拡大や市有林の維持管理に継続して取り組んでまいることとしております。

そのような中、人口減少に伴う高齢化率53.4%

の現状や時代に合わせて変化させなければ継続が困難という現実もありますので、地域の皆様と知恵を出し合いながらまちづくりを進めているところであります。

なお、議員各位におかれましても、城川地域の振興、活性化のため、今後ともご支援、ご協力を賜るよう申し上げ、城川支所活性化策の答弁とさせていただきます。

また、これまでの経験を振り返って思うことについてお答えをいたします。

私は、昭和53年に消防職員として採用していただき、消防法に基づく国民の生命、身体及び財産を守るという職務内容で、消防学校を皮切りに16年間勤務をさせていただきました。その間、救急や救助、消火の知識はもとより、現場活動では、個別に活動することはNGであり、一連の作業をワンチームで達成するという組織人として一番大切なことを学びました。

その後、平成6年に旧野村町役場で勤務することになりましたが、それまでの職務内容とは180度違ったものでした。当時は、今のような働き方ではなかったもので、定時後になれない作業をやっていて、気がつけば日付をまたいでいたことがたびたびあったことを思い出します。

それから平成の合併を経て、各部署をめぐりながら行政職員として26年が過ぎさりました。そして今月末、先輩や同僚、後輩たちに支えられながらの公務員人生42年間の区切りを迎える予定であります。

なお、これまでの経験で後輩に伝えたいことが2つあります。

1つは、公務員である以上人事異動は避けられません。渡辺和子さんの名言に「置かれた場所で咲きなさい」という言葉がありますが、どんな配属先になっても自分ができる最大の努力をしてください。人が頑張る姿は美しく、そして必ず報われることと思います。

そしてもう1つ、組織の中で、たくさんの仲間をつくっていただきたいと思えます。一人ひとりの力は弱いものですが、同僚や先輩、後輩という仲間の協力があれば、どのような難題も解決できると思えます。組織の定義、それは、1人でできないことを仲間と協力して達成するということです。

以上、後輩に伝えたいことを申し上げるとともに、これまでお世話になりました議員各位に御礼を申し上げ、ご質問の答弁とさせていただきます。

○議長

片山三瓶支所長。

片山支所長に申し上げます。

残り5分を切りました。答弁は簡潔にお願いいたします。

○片山三瓶支所長

改めましておはようございます。

それでは、三瓶地域の活性化策についてお答えさせていただきます。

まず三瓶地域の現状でございますが、人口につきましては、合併から16年間でおおむね3割が減少、また高齢化率につきましても、市を構成する旧5町の中でちょうど3番目に高齢化が進んでいる地域でございます。

このような状況での活性化策ではございますが、西予市綱領八策の基本理念を踏まえ、三瓶地域ならではの地域的特性や資源を生かした地域づくりをベースとした活性化策が必要であり、その中で、具体的な活性化策の一翼を担うと考える三瓶地域ならではの事業を少しご紹介させていただきます。

まず、昨年で36回目を数えました奥地の海のかーにばるやー昨年からの開催でございます、銀ちゃんの仮装大賞などのイベントでございます。いずれのイベントも、活気あるまちづくりと三瓶地域のPRを目指し、若い力が礎となって運営されている事業でございます。老若男女を問わず、三瓶地域を元気にしたいという思いが事業を行うに当たってのエネルギー源となっているものであり、市といたしましても、しっかりと次世代につなげていくことができるよう地域の皆様とともにサポートを行っていきたくと考えております。

次に福祉に関しましては、本年5月、旧三瓶授産場跡に、せいよチャレンジ・スペース整備事業の実施に伴う施設がオープンする予定でございます。

この施設は、地域住民を含め、高齢者・障がい者の方たちがともに利用できる、いわゆる国が進める地域共生社会の実現を目指す施設でございますが、ある意味、三瓶地域における地域活性化の起

爆剤として、地域の皆様、関係者の皆様と協力し、教えをいただきながら、三瓶地域の福祉、産業振興につなげてまいりたいと考えております。

最後に、愛媛県立三瓶高等学校は、令和2年度から愛媛県立宇和高等学校の分校になることが決定されました。今後、生徒募集の停止が危惧される中、三瓶地域から高校の明かりを消さぬよう学習サポートを通じて、市内外からの入学者の増員を図るため、市といたしましても、まずは三瓶分校に公営塾を設置することになりました。高校の魅力化により、地域の活性化に貢献する若い人材を育成すること、そして、その人材が近い将来、三瓶地域の活性化を担っていると期待しております。

いずれにいたしましても、今後も地域の魅力を最大限に掘り起こし、そして、市内外へ積極的に情報発信し、しいては、三瓶地域の活性化が今以上に図れるよう鋭意努めてまいりたいと考えますので、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君

以上で私の質問を終わります。

再度次のときに、また質問ができるよう頑張らせていただきます。

終わります。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時02分）

○議長

再開いたします。（再開 午前10時15分）

次に、14番中村敬治君。

中村敬治君。

○14番中村敬治君

議席番号14番中村です。

改めまして皆さんおはようございます。会派ころごしの中村敬治です。

ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、第1回定例会と今期最後の一般質問をさせていただきます。

最初に、西予市の森林林業行政に係る森林の整備保全について、その中の森林経営管理制度についてお尋ねします。

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化

の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給などの多面的機能を有しています。これらの森林の有する多面的な機能は、私たちの安全で安心な暮らしや経済社会の発展、地域の活性化などを支えており、市民からもさまざまな期待が寄せられているところです。

平成30年5月25日には、森林経営管理法が成立し、昨年4月1日から施行されました。新たな森林管理制度がスタートしたわけであり、経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と森林経営者をつなぐシステムを構築し、担い手を確保することとなっています。

そこでお尋ねします。

西予市ではこの新たな森林経営管理制度について、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ご質問のありました森林経営管理制度でございますが、議員おっしゃられますように平成31年4月1日に森林経営管理法が施行されまして、新たな制度がスタートをしております。

制度内容につきましては、森林所有者に適切な森林管理を促すために、森林管理の責務を明確にし、森林所有者みずからが経営管理を実行できない場合には、市町村は、経営管理の意思のない森林所有者と経営管理権を締結し管理していくことが求められております。

西予市におきましては、豊富な森林資源の有効利用や災害に強い森林づくりのため、この制度を活用し、森林整備を進めていく所存でございます。

しかしながら、議員もご承知のとおり、西予市は、まさしくこの事業にマッチするぐらい山林が多く、なかなかこの事業を進めるのは大変だろうと考えております。林野庁やほかの先生たちにも協力をさせていただきながらいい施策を練っていきたいと考えております。

以上です。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

次に、新税の森林環境税が令和6年度から導入されますが、これに先立って令和元年度から森林の間伐や林業の担い手育成、木材利用を促すため、森林環境譲与税が国から各自治体に配分されております。

この譲与税と令和6年度から始まる森林環境税の今後の西予市の配分額をどのように推計されているのかお伺いいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

当市への配分額でございますが、愛媛県の試算では令和元年度が3159万6000円、令和2年度から3年度が6709万9000円、令和4年度から5年度が8683万4000円、令和6年度からは、満額でございますが、1億656万9000円と算定をしております。

以上です。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

西予市でも人口減少が進み、不在森林所有者が多くなってきています。森林に関心のない所有者は、相続しても所有権保存登記をしないため、現地では実際に誰が所有しているのか、どこが境界なのかもわからず放置されたままの森林がどんどん増えています。

森林の多面的機能を十分に発揮させるためには、森林の適切な整備保全を行うことで森林を健全な状態で維持管理していくことが必要であります。適正な森林整備が行われなければ、森林が荒廃し、水の供給に支障を及ぼしたり、土砂崩れ等の災害が発生しやすくなったり、CO₂の吸収能力が低下するなど、市民生活に大きく影響してきます。

また近年、集中豪雨の頻発など異常気象の増加による災害激甚化が懸念されており、市民の安全で安心な暮らしを支える森林の働きの重要性はますます高まっております。

西予市では今後、森林環境譲与税や1億円以上となってまいります森林環境税からの配分を受け、新たな森林整備対策に取り組まれることと思いますが、その概要についてお尋ねいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

今回の森林環境譲与税の用途につきましては、地方自治体に一定の裁量があり、間伐や新たな森林経営管理制度での森林整備、その促進として、人材育成、担い手の確保、公共建築物の木造化や木質化、木質バイオマスエネルギーの利用など、木材利用の促進、森林環境教育や木育などの普及啓発に充てることができます。ある意味自由な選択ができる譲与税を、これから具体的にどのように使っていくかというようなことで、今林業課も頭を悩ましていい知恵を出しているところでございますが、ご質問のありました森林譲与税による新たな森林整備でございますが、先ほど質問の森林経営管理制度に基づき、手入れがなされていない山林、管理不能な山林を国土保全の観点から環境林整備を行い、災害に強い森林づくりを柱として進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

今答弁の中にありました環境林整備とか、災害に強い森づくりという言葉がございましたが、その点についてもう少し詳しくご説明願ったらと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

経営管理の意思がない森林を西予市として委託を受けたもののうち、間伐をして採算がとれないものにつきましては、切り捨てによる間伐を実施することを計画しております。

しかしながら、伐採した木をそのまま残しますと、今度は災害による大雨などで溪流に流れ、災害の一因となることが予想されますので、県営の治山事業などを参考にしながら、伐採した木を横垣にするなどして、災害が起きにくい施策方法を確立していきたいと考えております。

以上です。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ありがとうございました。

平成23年度に西予市では林業課と林業活性化セ

ンターを新たに設置し、認定林業事業体とともに、林業活性化プロジェクトを推進されています。

その成果について、その概要についてお尋ねいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

林業活性化プロジェクトの質問の回答の前に、まず単独で林業課というのをつくっているのは愛媛県で、西条市、西予市、久万高原町でございます。

このうち、どの程度の事業量を西予市がしているかというところで、先に回答させていただきたいと思いますが、県の予算の配分の中で、平成29年度が55%、平成30年度が40%、令和元年度は災害のことがありましたので15%、そして来年度、令和2年度は44%を配分していただく予定となっております。2番目に多いところが久万高原町ですが、平成29年度が11%、平成30年度が5%、令和元年度が10%、令和2年度が10%ということで、愛媛県の予算の半分近くを西予市の林業課がいただいて事業をしております。

そうした中で林道とか治山とかそういう部分は、平成30年度の災害のときにも西予市の災害の中では、林業はあわてずに対応ができたのかなと考えております。

また林業活性化プロジェクトを平成24年度から取り組んでおりますが、西予市独自の森林施業地の集約方法であり、林業活性化センターが主となり、地域に赴いて森林所有者へ事業説明を行い、集約化の同意を得られた森林につきまして、森林事業体が森林経営計画を作成し、間伐などを実施しております。

西予市内で森林経営計画に基づき集約された森林は6,548ヘクタールであり、西予市人工林の約26%に当たります。また、現在計画策定されている団地は34団地の約3,380ヘクタールになり、事業量の確保につながっているところでございます。

西予市の豊富な森林は、まだまだ整備を行っていく必要があります。これらの事業を活用し、さらなる集約化を推進し、木材の増産を図り、安定生産を目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいまご説明いただきましたが、県内の林業課のある3市町の中でも、西予市林業課は大変よく頑張っておられるんじゃないかと思いました。

そこで、説明のあった森林経営計画に基づいた集約の話もございましたが、進んでいるとみているのかなと思うぐらいのパーセントであります。それはあくまでも計画であって、森林整備を実施する実行部隊である県認定の林業認定事業体がありますが、その状況については現在どうなっているのかお伺いいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議員おっしゃるように受け皿については5事業体ありまして、西予市森林組合、それから株式会社エフシーを代表的な会社としまして事業体がございますが、これはおっしゃるとおり、林業に携わる人口、それと会社はもう全然足りておりません。

そうした中で非常にありがたいこういう税をいただきましたので、今年度から森林産業の推進協議会というものを発足しまして、何とか事業体を増やすことはできないかというようなことで、林野庁や大学の先生たちをお招きして、この事業体の人たちとその計画をまさに今年度始めたところでございます。実は3月6日に東京のほうからも集まっていたいて会をする予定でしたが、コロナの関係で延期にさせてもらっております。

そのような中で市長からの指示もありますが、この税を使って新たな事業体ができるときには、何らかの補助的な事業をつくったらどうか。例えば、今製材業をされてる方が製材をする力はいっぱいあるんですけど、山から木がおりてこないというようなところが常にずっと言われてます。そういう製材業の方に、自前で伐採ができる班をつくりませんかというようなことをこちらから提案をさせていただきまして、それにつきましては、やっぱりこういう補助をつけますよというような仕掛けをつくろうとまことにしておりますので、いましばらくお待ちをさせていただいたらと思いま

す。

それから、ちょうど林業の質問がございましたので、議員も山田出身でございますので、山田のヒノキはそれこそ日本一のヒノキだと思っておりますが、その金額が安いゆえに、もう本当80年、90年の木がいっぱいありますので、これを、関東圏の富裕層に買っていただく段取りを今しているところでございまして、これもまさしく林野庁からの紹介で関東圏に、3月24、25、26日ぐらいでお伺いをするつもりでおりますが、これはまだ延期はしておりませんが、そういうようなことで西予市の立派な木を高く買ってもらうという施策を練っているところでございます。期待して待っていただけたらと思います。

以上です。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいま酒井部長から非常に期待の持てる答弁をいただきましてまことにありがとうございます。

西予市が75%も山林があるということでございますので、大部分が山林という西予市の中での山林の立ち位置というのは非常にウエイトが高いわけですので、地域が少しでも、山林が少しでもよくなることはすなわち西予市がよくなることに直結すると思っておりますので、林業課の方々もしっかり頑張っていておられますので、引き続きご活躍をいただくようよろしく申し上げます。

また、山田ヒノキの積極的な販路拡大にもつながっていただきたいと期待しておりますのでよろしく申し上げます。

次に、地域歴史遺産の保存と活用について、古代ロマンの里構想についてですが、今から14年くらい前の平成17年3月に古代ロマンの里整備活用基本計画が策定されております。この中の計画表は平成21年度までしか記載がありません。あくまでも基本計画でありますから、笠置峠古墳の整備のように計画どおり進んだものや今も未着手のものもあると思えます。

また、古代ロマンの里構想基金も現在9700万円ぐらい残っているようです。

そこで、古代ロマンの里構想の整備活用基本計画の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

古代ロマンの里構想の整備活用基本計画の進捗状況ということではありますが、まず古代ロマンの里構想の目的でありますけれども、これは、地域に残ります遺跡を素材にした取り組みによりまして、地域の歴史や伝統を継承、発展させ、誇りある地域文化と豊かな心を育むまちづくりの一助とするというようなことであります。

先ほどもありました平成17年3月に作成をいたしました古代ロマンの里整備活用基本計画でありますけれども、これは遺跡のネットワーク化と周遊コースの設定、そして、遺跡の調査と整備・活用、施設の配備の3点を当面の基幹的な整備計画として掲げておりまして、当計画に基づき事業を推進しているところでございます。

ご質問にあります進捗状況でありますけれども、まず遺跡のネットワーク化と周遊コースの設定でありますけれども、発掘調査された遺跡への説明表示看板や標柱の設置、またマップの作成などに取り組んでいるところであります。

次に、遺跡の調査と整備活用におきましては、構想のランドマークとなります笠置峠古墳の整備を平成20年度に行いまして、それ以降は、整備された古墳を活用した葬送儀礼の復元でありますとか、葺石体験事業、シンポジウムや展示会の開催、また、駅からウォークイベントなどを展開しているところであります。

また、平成29年度から試掘調査に着手をいたしました小森古墳につきましては、その調査成果について、今年度調査報告書を発行する予定としておりまして、今後も引き続き調査を行ってまいります。

一方、課題についてでありますけれども、ナルタキ古墳群については旧町時代に公有地化をされておりまして、平成26年度に周辺の間伐は行っておりますけれども、墳丘の保護や周遊路の設置などの整備が今後の課題というところになっております。

また、計画の3点目にあります施設の配置につきましては、出土遺物等を展示する遺跡全体の内容を理解する拠点、体験学習や遺跡ボランティア団体の活動など、古代ロマンの里の諸活動の拠点

となる施設の設置が必要ということから計画をされたというものでございますけれども、既存施設の転用などの意見も出されておりまして、現在までに整備ができておらず、引き続きの課題となっているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいまの答弁で古墳の話が出ておりますので関連質問になりますが、ムカイ山古墳についてでございます。

2017年7月9日付けの愛媛新聞記事では、西予市宇和町杵所で3基目の前方後円墳が新たに発見され、古墳時代前中期の古墳とのことであります。

この古墳の今後の調査や活用方法、検討はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

ムカイ山古墳についてでありますけれども、市内遺跡詳細分布調査における現地踏査で発見をした遺跡であります。考古学の専門家に現地を確認していただきまして、前方後円墳で間違いなさであろうとの指摘をいただいたというところであります。

その後、平成28年から愛媛大学考古学研究室により、墳丘の測量調査が実施をされまして、平成30年に終了をしたところであります。

今後は、小森古墳の調査が終了いたしましたら、ムカイ山古墳の範囲確定や内容の把握に努めてまいりたいと考えておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

積極的な活用を期待しております。

続きまして、松葉城跡と黒瀬城跡の史跡指定についてお尋ねいたします。松野町の河後森城跡や鬼北町の等妙寺旧境内などの中世の遺跡が、平成9年と平成20年に国指定史跡となり、大いに地域が盛り上がってきているように見えます。

一方この市役所の西側500メートルのところに

黒瀬7城跡、背中側になりますが北方1.5キロには松葉城跡があります。いずれも中世宇和の西園寺氏の関係の大きな山城跡でございます。

この2つの中世の城跡の発掘調査や整備には相当の時間と予算が必要になってきます。したがって、既に着手している古代ロマンの里構想の整備を優先することは当然必要だと思っています。

しかし、西予市指定文化財一覧表を見ますと全部で205件、城跡は、城川町で4件、野村町で2件あります。いずれも昭和40年代後半に旧町時代に指定されていますが、この黒瀬城跡、松葉城跡は指定されていません。

そこで、時間と経費を節約する中で市の史跡指定や、次に可能ならば、県の史跡指定を受けることを優先して着手すべきではないかと思いますが、その取り組みについてお伺いいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

松葉城や黒瀬城は中世の宇和を治めた西園寺氏の居城として知られる山城であります。

これの史跡指定を優先して着手すべきではとのご指摘でありますけれども、史跡指定をするにあたっては、史跡の価値を明らかにする必要があり、史跡の内容と範囲等を確認する調査が求められるところでもあります。

また近年、山城の範囲は、曲輪の存在する山頂付近のみならず、山城のある丘陵全体を確認すべきとの考え方も示されているところであります。

こうしたことから、史跡指定をするためには、相応の時間と予算と人員が必要であると考えております。

現在市が進めております古代ロマンの里構想についても課題が多く残されておりまして、また、構想の目的でもあるように、今まで蓄積された成果を今後継承、発展させ、まちづくりに生かしていくことを最優先として進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいまの答弁の中で現段階では困難だということのように受けとられるような答弁でございました

が、しかし先月26日の管家市長の令和2年度市政方針演説及び予算説明の中でも「西予市の歴史、文化についての調査研究を古代から近世に至るまで幅広く進めていきます」と答弁があったわけです。

このことから優先して古代ロマンの里の課題に対処しながらも、時期を見てなるべく早く松葉城、黒瀬城の調査もあわせて着手していただきたいなと思うところがございます。

その辺のところを重ねてお尋ねいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

古代ロマンの里構想についても課題が多く残されているという状況でありますけれども、行政の継続性の観点、これまで多大な投資をして蓄積された成果を市民に還元するという点からも、まずは、構想の計画で示された取り組みを継続していくという必要があると考えております。

その上で古代とあわせ、中世・近世などの幅広い時代についても市民の機運の醸成を図りながら、市民の皆様とともに行政も一緒に進めていけるようしかるべき体制を構築した上で計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

次に、文化財保存活用地域計画についてお尋ねいたします。

平成30年6月に文化財保存活用地域計画が法律上位置づけられ、そして昨年4月1日から施行されております。

この中で市町村が作成する文化財保存活用地域計画の文化庁長官による認定が制度化されました。

今後は地域計画を策定し、文化財の観光活用を積極的に取り組むことができる市町村と取り組めないところとの間に大きな差がつくことが想定されます。特に国からの補助金で大きな差がつくのではないかと思います。

西予市の文化財保存活用地域計画策定の取り組み状況についてお尋ねいたします。

○議長

松川教育長。

○松川教育長

私からご答弁を申し上げます。

文化財保存活用地域計画は、議員おっしゃるとおり平成31年4月に施行されました改正文化財保護法におきまして、新たに制度化されたものでございます。

当該計画は、各市町村が文化財の保護と活用について、その方針や中長期的に取り組む具体的な内容を記載したアクションプランとしての位置づけがなされているものでございます。

議員お尋ねのこの計画に関する本市における取り組みでございますが、計画策定に向け令和2年度から取り組むべく、昨年7月には長崎県で開催されました研修会に職員を派遣しております。12月には本計画の策定を盛り込んだ国庫補助事業に応募したところでもございます。

策定されましたら専門家や住民、観光関連団体などからなる協議会を設置し、そこでの意見をもとに、西予市の地域資源の抽出、歴史的特徴などを明らかにし、その特徴などにふさわしい保護と活用のための措置を盛り込んだ計画を3カ年程度を目安に、市主体で策定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

次に、文化財保護の人材確保についてお尋ねいたします。

文化財は、調査研究によりその価値、魅力が明らかにされ、それに基づいた適切な活用が行われることで、将来に継承されていくものであると言われております。文化財の保護は行政の力だけではどうにもならない側面がございます。地域の文化財をしっかり把握し、保護していく仕組みづくりが求められていると思います。

しかし、地域の高齢化とともに、かつて文化財の調査研究、保護を支えてきた民間の方々のすそのは縮小の一途をたどっています。私も参加しております宇和史談会はまだ存続しておりますが、多数の会員を要していた宇和郷土文化保存会はどういうわけか解散してしまいました。

そのような中で、西予市では地元の愛媛大学を

早くから学術機関として積極的に活用されていることは大変喜ばしいことだと思います。これまで成果も上がってきていると思います。

現在2人しかいない文化財担当専門職員は、今後文化財保存活用地域計画策定と文化財個々の保存活用計画の策定に多忙をきわめることが想定されます。

また仮に、地域策定計画業務をコンサルなどに委託すれば簡単に策定できると思いますが、これでは地域の実情を反映した西予市にしかない、通用しない、血の通った地域計画にならないのではないかと危惧されます。

急がれるのは文化財保護を担う専門職員の確保と人材育成や補助金を含めた財源確保ではないかと思えます。

西予市の文化財保護行政の人事構成から見ますと、30歳代後半と40歳代の専門職員の2人であり、今後文化財行政の継続性、一貫性から見まして問題がでるのではないかと心配です。

新たな人材確保についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

西予市は、周知の埋蔵文化財包蔵地の数が南予最多であるという状況もございます。そういう中で、開発事業に伴う発掘調査が必要となる可能性が高いと考えられることから、当市の文化財行政の担当者としては大学等で考古学を専攻した埋蔵文化財の専門職員は必要不可欠であると考えております。

一方で、西予市には多種多様な文化財が存在をいたしておりまして、町並みや文化的景観など特色ある文化財もございます。

こうしたことから、文化財行政の担当者としていたしましては大学等で歴史学、民俗学、地理学、美術史など、いずれかを選考し、文化財保護の理念や考え方を理解するとともに専門的な知識や技術を持つ人材も、職員として確保すべき重要な課題であると認識をしているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

再質問になりますが、先ほど教育長の答弁では、西予市文化財保存活用地域計画は、来年度から3カ年程度を目安に策定を予定していると言われていましたが、文化財の保護と活用について、中長期的に取り組む具体的な計画となりますので、この計画期間内に専門職員の増員ができないか重ねてお伺いいたします。

○議長

宗副市長。

○宗副市長

改めましておはようございます。

ただいまの質問につきましては、私が答弁をさせていただきます。

ご質問にありました文化財保護に係る専門の職員の確保、また配置でございますけれども、埋蔵文化財等の文化財保護の専門職員につきましては、関連する事業の今後の取り組みや業務量、またかかわる職員の年齢構成や職員など総合的に判断をいたしまして、採用や配置につきまして、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

なお専門的な分野における職員の確保、配置につきましては、この埋蔵文化財と文化財保護に限らず、社会環境の変化でありましたり、また住民ニーズの高度化でありましたり、サービスの向上等におきましても、今までにも増してその必要性が求められておるといふふうに認識をしているところでございます。

一方で、行財政改革を進める中で、効率的でコンパクトな組織体制づくりも目指しておりまして、職員数の削減も並行的に進めているところでございますが、将来的な職員構成や事業の見通しなどを踏まえまして、計画的な確保、そして育成、また適正な配置に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいま副市長の答弁にもありましたように、行財政改革が強く求められておる中でございますので、困難な面もあらうと思いますが、しっかりと取り組んでいただけたらと願っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、水道事業についてお尋ねします。

事業を取り巻く環境問題について、地震と風水害対策についてお尋ねいたします。

水道事業は市民の生活や社会活動に不可欠な水道水を供給する重要なインフラとしての役割を果たしています。西予市の水道は地形、地質、気候などの自然条件から、地震、風水害、渇水などのさまざまな自然災害リスクを抱えています。

地震災害では水道施設や管路などの被害、風水害では施設の冠水や停電などによる断水の発生が予測されます。地震や風水害に対する被害は発生場所や時間を予測することは困難です。

しかし、被害を軽減するためには被害想定や対策の優先順位の検討、被災後の復旧対策や応急給水対策の検討が不可欠と思われます。

これらの対策はどのように検討されているのかお伺いいたします。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

水道事業の環境と災害対策についてお答えをいたします。

全国的な水道事業を取り巻く環境は、給水人口の減少に伴い、料金収入の減少する中、施設の老朽化や耐震化に伴う更新投資の増加により、経営状況が厳しくなっている状況であります。

このような現状ではありますが、発生する確率が高くなっている南海トラフ地震や毎年のように起こっている風水害に備え、施設の耐震化や更新等は、今後も引き続き対応が必要となっております。

このような状況に対応するため、市の水道事業では基幹施設である浄水場や配水池などから優先的に耐震化及び更新を行う計画で進めております。

平成27年度には野村給水区域の愛宕山配水池及び宇和給水区域の上松葉浄水場を更新、本年度におきましては上松葉配水池を更新し、また明浜支所新庁舎建設にあわせて、敷地内に飲料水兼用の耐震性貯水槽が設置されております。現在は、三瓶給水区域の津布理浄水場の更新へも取り組んでおり、限られた予算の中ではありますが、できる限りの耐震化や施設の更新を図っていきたく思っております。

一方、市内には簡易水道等の小規模な水道施設が多数点在しておりまして、その施設の多くは老朽化し、耐震化もできていないため、地震などによる被害が危惧されている状況でもございます。

水道施設の状況がこのような中、災害時の復旧対策につきましては、市は全国組織であります公益社団法人日本水道協会に加入しており、また、市内の水道工事業者等で構成する西予市環境設備協同組合と災害時における応急給水及び復旧作業に関する協定を締結し、迅速な応急給水や復旧に関し、支援要請が可能な体制を整えております。

実際に平成30年2月の記録的寒波による断水や平成30年7月豪雨災害により被災し、長期間広域にわたり断水をした折には、即時に支援をさせていただいております。

また、今後の応急給水体制に備え、給水車の導入を進めており、現在車両の製作中でありまして令和2年度末には配備できる予定になっており、復旧体制を今後充実させていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいま清水建設部長の説明の中で、耐震化とか給水車という言葉が出てきましたが、この水道施設の耐震化率とか、給水車導入の方向性といえますか、現在の計画などについて概要を答弁願ったと思います。よろしくお願いします。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

市内上水道施設の耐震化率につきましては、平成31年3月末時点で、浄水場39.6%、配水池22.6%、基幹管路18.7%であり、県平均としましては、少し進んでいないような状況でございます。

また、給水車につきましては現在の進捗率が15%程度と聞いておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

以前、西予市で寒波が襲来したときには、近隣

の市町から給水車で応援をいただいたわけですので、西予市でも1台ぐらいは給水車を導入していただきまして、職員が運転できるような形で積極的に活用していただけたらと思っております。

続きまして、渇水対策についてであります、水需要の少ない冬季の昨年12月16日から、多田地区、田之筋地区を除く宇和地区で、夜間時間断水が年末まで行われまして、2月18日に正式に終了したと発表がありました。

地震や風水害と同様に被害を予測することは困難ですが、どのような対策が検討されているのかお尋ねいたします。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

上水道の宇和給水区域における昨年12月16日から年末29日までの夜間時間断水につきましては、使用者の皆様にはご不便、ご迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

時間断水を実施しました宇和給水区域の水源は、11カ所の井戸と1カ所の表流水であり、これまで渇水等により水源水量が不足してきた場合には、各水源の取水量や配水流量を調整するなどして対応してまいりました。

特に、下川地区の滝山の表流水の水量は、雨量による影響が大きく、今回の時間断水も11月の降雨量が極端に少なく、水源水量の減少により十分な給水ができなくなってしまったため、実施をさせていただいたところでございます。

この下川の水源につきましては、平成30年7月豪雨により甚大な被害を受け、取水堰、水道管、浄水場、配水池とも現在に至っても完全に復旧できていない状況でございます。また、水源の保水力も低下していることから、雨量が少ない状態が続くと給水区域内に十分な水量を供給できない状況となっております。

このような状況でありますので、今後の渇水時に早急に対応できるよう取水量の減少している永長、新城地区の井戸を更新し、水源水量を確保するため、本定例会におきまして補正予算を計上させていただいたところでございます。

今後は、水道の使命でもある安定給水に向け、将来の水需要の動向を見据えながら、新規の水源

開発についても模索をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいまの答弁で井戸を更新するとか、水道水をそれによって安定供給をしたいということですが、果たして更新することで安定供給につながるのかどうか。それから、平成30年の災害で被災した下川の水道施設の復旧はいつごろになるのか、その辺あわせてお尋ねいたします。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

まず水源水量の確保でございますけど、今回の更新につきましては、新たに井戸を掘るのではなく、現在の井戸の直近のところに掘って、水量を確保していこうと考えております。井戸自体が目詰まりをしている可能性がありますので、まずそれで水源水量の増量を図ろうかと考えております。

もう一つ下川の災害の復旧状況でございますけど、これは林道の災害との兼ね合いが大きく影響しております。また山自体の木が倒木で流れておりますので、山の保水力がなくなっております。令和2年度中の復旧は目指しておりますが、これは伸びるのではないかと考えておりますので、今後も水需要に備えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

具体的に答弁していただきましてありがとうございます。

私の思いですが、最近では地球温暖化により、気象のぶれ幅が大変大きくなって、異常な大雨も降りますが、大渇水も想定されるようになってきております。

これに対応して水道サービスがとまらないようにしていただきたいわけですが、松山市では、市民の協力を得ながら、節水型まちづくりに積極的に取り組まれておられて、大変効果が出ているのではないかと考えておりますので、この点につ

いてよろしくご検討願ったらと思います。

次に、豪雨災害からの復旧・復興についてであります。復興元年ということで昨年4月から取り組まれていることについてお尋ねします。

現在の復旧・復興の進捗状況であります。民主党政権時代だったと思いますが、コンクリートから人へのかけ声とともに建設産業が急速に衰退してしまいました。市民からは、一昨年発生した災害の復旧・復興が計画どおりに進んでいるのか、いまだ復旧工事に着手できていない災害箇所も多く見られると、そういうような質問もございまして、次の豪雨災害の発生が心配であるという声も聞いております。

現在までの復旧・復興の進捗状況と問題点や今後の方針についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長

管家市長。

○管家市長

議員から、現在までの復旧・復興の進捗状況や振り返ってみての問題点や今後の方針についてのご質問をいただきました。

西予市では令和元年を復興元年と位置づけまして、この1年市の最重要課題として全力で取り組んでまいりました。

市内外における多くの皆様方のご協力によりまして、徐々にではありますが、復興を実感できるまで一歩二歩と前進した1年であったように思うところでございます。

まずは、復旧・復興の進捗状況ですが、当市が保有する被災施設は41施設になり、令和元年12月末現在で約94%の発注が完了しております。その進捗状況は53%となっております。

次に、インフラ資産における国庫補助災害復旧にかかる総事業数514件に対し、発注率は事業費ベースで56%という状況でございまして、進捗率は62%であります。公共施設に関しましては、復興のシンボルである乙亥会館が3月末には竣工し、夏にはせいよ東学校給食センター、秋には野村保育所が整備されるとともに、野村町内には、新たに災害公営住宅等の復興団地2カ所が完成する予定であります。

また、現在も避難指示が継続している地域においては、治山事業の進捗により安全性が担保でき

た段階で避難指示解除を行うよう、1日でも早く日常の暮らしを取り戻せるよう努めてまいります。

復旧・復興全般につきましては、着実に進めているところでございますが、市内全域における国庫補助等の災害復旧に係る総事業数だけでも514件となっており、地元建設業者の手持ち工事が非常に多い状況であることから、入札を執行しても不調に終わる事業もございまして。

その背景には、先ほど議員がご指摘のとおり、市内の建設業者の減少という部分は否めないのではないかと考えております。例えば、入札参加指名願のあった土木建築工事業者数は、平成26年においては113社あった業者が、現在は85社になり、さらには、従業員数の減少と高齢化等により多くの事業を受注できないのが現状であります。

このようなことから、市としては復旧・復興建設工事共同事業体、いわゆるJVの競争入札への参加制度を導入しているほか、小規模な工事を地区内で合作して発注する取り組みを進めてまいりましたが、市内の建設業者も市民の安全な暮らしを守るために全力で取り組んでいただいておりますことにご理解をいただければと思うところでございます。

また、当然のことながら建設業者の皆様には、工事中の安全確認においても配慮いただくようお願いをしているところでございます。

令和2年度におきましても、復旧・復興を最優先といたしまして、予算措置と人的配置によりスピード感のある復興を進めていく所存でございまして、議会におかれましても、ご指導、ご鞭撻をいただきますようお願いを申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

大変困難な状況の中で、しっかり取り組んでおられることに対して、大変内容がよく理解できました。

しかし、発注率はそこそこの56%というような答弁内容がありましたが、やはり発注済みであっても工事の未着手の箇所が大変多いのではないかなと思っているところでございます。

災害復旧工事は、ご承知の通り、原則発生年度

を含めて3年で完了させることになっておりまして、既に2年が経過するわけです。原則的には残りあと1年と、繰り越しが認められてもあと2年となってきておりますので、私としましては、今後手戻り工事や労災事故などが発生しないようお願いしまして、私の一般質問をこれで終了したいと思います。

大変ありがとうございました。

○議長

以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時11分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時25分）

ただいまから議案順に質疑を行います。質疑内容については大綱のみに願います。

（日程2）

○議長

日程第2、議案第2号「西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例制定について」及び、議案第3号「西予市県条例水道等基金条例制定について」の2件を一括議題といたします。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

中村敬治君。

○14番中村敬治君

議案第2号についてであります。昨年12月議会で私は一般質問で、今回提案されました条例制定の取り組みをお願いしておりましたところ、早速今議会に提案いただき大変ありがとうございました。

この条例の最後に附則として、7月1日から施行となっておりますが、この条例及び、ここに記載はございませんが規則について、市民が大変期待しておられますので、積極的な対応をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

今のは質疑でしょうか。

○14番中村敬治君

いや質疑というか、答えがいただければいただきたいぐらいの。

○議長

答弁ありますか。

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

中村議員まことにありがとうございます。

議員がおっしゃるように、今後この条例及び規則につきましても制定をさせていただきまして、再生可能エネルギーの推進も市としては図っておりますが、その景観や市民の安全等を守る上でも、適正な管理をしていただくということが重要となってまいりますので、その辺もしっかりと今後進めさせていただきたいと思っております。

まことにありがとうございました。

○議長

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第2号は厚生常任委員会へ、議案第3号は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

（日程3）

○議長

次に日程第3、議案第4号「西予市監査委員条例等の一部を改正する条例制定について」から、議案第23号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」までの20件を一括議題といたします。

これより本案20件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第12号まで及び議案第23号の10件は総務常任委員会へ、議案第13号から議案第16号まで、議案第21号及び議案第22号の6件は厚生常任委員会へ、議案第17号から議案第20号までの4件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

（日程4）

○議長

次に日程第4、議案第24号「西予市野村公会堂条例を廃止する条例制定について」から、議案第26号「西予市社会教育指導員設置条例を廃止する

条例制定について」までの3件を一括議題といたします。

これより本案3件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第24号及び議案第26号は総務常任委員会へ、議案第25号は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程5)

○議長

次に日程第5、議案第27号「第2次西予市総合計画基本構想の変更について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

中村敬治君。

○14番中村敬治君

今回変更される第2次西予市総合基本構想ですが、2015年に国連サミットで合意された世界共通の持続可能な開発目標であります、SDGsの考え方がこの中に盛り込まれているのかどうかお尋ねいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの中村議員のご質問にお答えをいたします。

このSDGsですけれども、ご承知のとおり、全世界全ての人たちが持続的に人らしく生きるための開発目標となっております、その実現のために、貧困から環境、労働問題まで、17項目の開発目標を掲げ、2010年の国連サミットで採択をされまして、2030年の達成目標といたしております。

これらの取り組みにつきましては、国の第2期創成総合戦略におきましても、横断的な目標となっているということから、今回の総合計画基本構想の変更に当たりまして、新たな視点ということで、未来の姿、基本構想の中に盛り込みさせていただいているところでございます。

市といたしましても、この持続可能なまちづく

りを構築するためには、一部の職員だけではなく、全職員がSDGsを意識して、事業の推進を図る必要があるというように考えておまして、今後、各担当で進めております事務事業が、開発目標のどれに該当するのか、それぞれ各自でチェックするシステムの構築を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

ほかにありませんか。

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいまの答弁によりますと、この基本構想の中では具体的に盛り込まれてないというようなことでございましたが、今後の取り組みの中でしっかりと、国連サミットでの合意事項でございますので、個別の取り組みの中でしっかりと取り組むということの姿勢でやっていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長

中村敬治君に申し上げます。

ただいまの発言は質疑の範囲を超えていますので注意いたします。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第27号は総務常任委員会へ付託いたします。

(日程6)

○議長

次に日程第6、議案第39号「令和2年度西予市一般会計予算」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

それでは予算書63ページ、総務費の20目復興推進費、復興まちづくりシンポジウム事業についてお尋ねをいたします。

ご説明のときには、豪雨災害からの経験を学び伝え、甚大な被害からの復旧・復興の歩みを市民一人ひとりが実感できるシンポジウムにしていくというふうなご説明だったんですけれども、平成

30年7月の豪雨災害のときには全国からたくさんの方のボランティアに来ていただきました。そういう方に対してのご案内とか、呼びかけとかいうのが今回のシンポジウムにあるのでしょうかお伺いをいたします。

2点目ですけれども、74ページ、同じく総務費、1目地域振興費、高校魅力化事業ですけれども、ご説明の中で、公営塾のスタッフが、地域おこし協力隊制度を活用して全国から募集を行い、3名を任用するというふうなご説明でした。この公営塾のスタッフは、この地域おこし協力隊の3名だけなのか。また、今から募集するとしたら、プログラムはまだ白紙という状態なんですか。その点を質問いたします。

もう1点、3点目、最後ですけれども、165ページ消防費、4目災害対策費、防災行政無線・情報システム整備事業ですけれども、ご説明では、情報伝達手段の多重化のための防災行政無線の音声案内のアプリを導入するというご説明でありました。これは、市民の方が活用できると思うんですけれども、どのような方法で周知をし、どのようにしたら市民の方が利用できるのか説明をお願いしたいと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの二宮議員のご質問にお答えをいたします。

まず、復興シンポジウムの関係でございますけれども、ボランティア団体の参加要請についてですけれども、現在のところは考えていないところでございます。ですが復旧・復興に大変、特にご尽力をいただいております一般社団法人オープンジャパン、それから、市内ボランティア団体の方にはシンポジウムの出演をお願いしている状況でございます。

それから、次に高校魅力化でございますけれども、公営塾の関係でございます。議員のご質問のとおり、全国から3名の人材の募集を今行っているところでございますけれども、この3名でチームとして活動をしていただく予定としておりまして、そのうちの1名がチームリーダーとしての役割を担っていただくというような予定としております。また、最初は三瓶高校で始めるわけござ

いますけれども、令和2年度以降につきましては、宇和高校、野村高校にも公営塾を拡大していく計画で今進めておりまして、引き続き募集を行いまして、最大で7名のスタッフの確保をしたいというふうに考えております。

それからこの公営塾へのサポートでございますけれども、この支援として総務省の外部専門家制度というのがございまして、それを活用いたしまして、公営塾のスタッフの育成であるとか、運営に関する専門家を招聘しまして支援をしていただくというような予定にもいたしております。なお、スタッフごとに個別の活動支援業務として、外部の専門業者に業務を委託するというようなことも行っておりますし、この公営塾の運営やスタッフへの支援につきましては、今後高校や地域にもご協力をお願いしたいと考えております。

最後の質問でコスモキャストの関係でございますけれども、今回当初予算に計上しております住民向けの防災放送アプリでございますけれども、これまで当市の避難情報の発信につきましては、現在整備を進めております防災行政無線を主軸といたしまして、緊急速報メールの配信を併用するなど取り組んでまいりました。さらなる情報伝達手段の多様化の検討も行っているところでございまして、今回導入を検討しております住民向け防災放送アプリを活用しまして、皆様がお持ちのスマートフォンで、放送内容を聴取できるというものでございます。お持ちの携帯に、スマートフォンにアプリをインストールしていただくことで、防災行政無線から発信されます音声を受信して放送を聞くことができるものでございます。文書による発信、聞き逃した場合の録音再生機能もありまして、より迅速に避難情報等を伝達できる手段として期待しているものでございます。

導入に当たりましては十分市民にも啓発を行いまして、スムーズな導入に向けて進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ご答弁ありがとうございます。

2点目の高校魅力化事業につきましては、イメージがある程度部長の答弁でできているのかなと

いうふうに思いましたので安心をいたしました。

再質問なんですけれども、今の最後の防災行政無線のアプリの件ですけれども、これはホームページからインストールできるというふうなことのイメージでよろしいんでしょうかお伺いをいたします。

もう1点は、一番最初の復興まちづくりシンポジウム事業、災害ボランティアの方には、特に呼びかけはしないという答弁があったんですけれども、これもあの2年前本当にご心配をいただいた全国の皆さんですので、個々の呼びかけはしないにしろ、ホームページ等のご案内というのはしたほうがいいんじゃないかと思えますのでまたご検討をお願いいたします。

3点目のホームページからのアプリがとれるのかという点だけ質問いたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

コスモキャストの関係でございますけれども、これにつきましてはホームページではなくて、今お持ちの携帯アプリがあるんですけれども、そこからインストールをしていただくというようなこととなります。そういったことは市民に周知をして、それをに入れていただくというようなことにしたいというふうに思っております。

これに関しましては、ご覧のとおりホームページ等にも掲載をいたしまして、その手順につきましてはお示しをしたいと思います。それからチラシのほうも入れるような運びといたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

ほかにありませんか。

井関陽一君。

○12番井関陽一君

158ページ小規模住宅地区改良事業費2億5120万6000円ありますが、これまちづくりワークショップとどの程度タイアップした事業になっているのかお伺いしたいと思います。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

小規模住宅地区改良事業につきましては、野村

地区の肱川右岸側の整備についての予定計画であります。

議員も参加していただきましたまちづくりワークショップの意見を参考にして、来年度基本設計なり詳細設計を詰めていくようにしていきますので、その意見を反映した中での整備になるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

まちづくりワークショップ、何回も開催された中で、割といいものに仕上がっているんじゃないかなと思いますので、ぜひよく密接に関連した中で進めていってもらうようお願いしたいと思います。

○議長

今のは意見ですから答弁は省きます。

ほかにありませんか。

小野正昭君。

○17番小野正昭君

まず議長をお願いをしたいんですけど、8ページの11款災害復旧費の関連質問について質問をさせていただきたいんですが、まず許可をいただきたいと思えます。

○議長

ページ数わかりますか。

○17番小野正昭君

8ページの11款災害復旧費についての関連質問をしたいと思いますが、議長の許可をまずお願いしたらと思えます。

○議長

許可をいたします。

○17番小野正昭君

ありがとうございました。

市長の施政方針、これは本当は一般質問すべき、なじむもんですけども、ちょっと機会がなかったんで、今議長に許可いただきましたので質問させていただきます。

ご案内のように昨年が復旧元年で、今年が復旧2年になると思えますけれども、今度の11款では、災害復旧費の予算として約19億1000万円を計上されております。

これは私も大いに賛同をいたしますし大変結構

なことだなど、災害に対する市長の並々ならぬ考えがあらわれているのではないかなと思います。

しかし市長の今年度の施政方針及び提案説明の中で、私もよく四文字熟語を使うんですけども、その中で市長は「旧套墨守と守株待兎を打破し、新たな取り組みや改革・挑戦を繰り返す」とあります。

まず新たな取り組み、また改革、また挑戦は何を意味するのか。7項目中のことなのか簡潔にお答えをいただきたいなと思います。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいま小野議員のご質問いただきました私が所信表明の中でも申し上げました旧套墨守、そして守株待兎の中で、私が言いたかったことについてちょっと言わせていただきたいと思います。

この内容は小野議員十分今言われたとおり、古い習慣をあらためず、かたくなに守り続けることとか、まだ、古い習慣を守り過ぎて時に応ずる能力のないという、そういうようなことがいけませんよという例えの言葉であると私は理解しております、そういうことのないように、やはり臨機応変に、全ての市政の中で危機感を持ちながら柔軟に、そして、新しいことにチャレンジをしたい、そういう意味でこの言葉を使わせていただきました。

私も今まで、市政運営の決意をあらわすということで、所信表明や職員に対して、この言葉を使わしていただいております、その都度言っておりますのは、あの中にも言いましたけど、壁をつくらず前に進む、そういうことをするという意味でこの言葉を使わしていただいております。全てにおいてそういうチャレンジでいきたいという覚悟でございます。

以上でございます。

○議長

ほかにありませんか。

小野正昭君、この質疑を許可いたしました、それは一般会計予算書の中での関連ということで伺ったんでしました。

○17番小野正昭君

それでまだ質問があるんですよ、この次の市長の答弁で。

○議長

質疑は議案内容に基づいた質疑のみに願いたいと思います。

○17番小野正昭君

了解しました。

そしたらあと1点、議案書の74ページ、ふるさと納税推進事業についてお伺いをしたいと思いません。

まず、今年度のいただく金額が、予算書では約3億800万円、それから事業費が1億9970万5000円ですが、これのまず1点目として、昨年の実績と今年度の予定件数をお伺いしたい。

それと納税者の方々の主な出身地域をお伺いしたい。

それから、今年度はどんなものを返礼品としてお考えなのか、まずこの3点をお伺いいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの小野議員のご質問にお答えをいたします。

まず平成30年度の実績でございますけれども1万1969件で2億2529万9405円でございます。平成31年度、令和元年度でございますけれども、2月末現在の数値でございますけれども1万3019件で金額もちょっと申し上げときますけれども2億4427万7000円でございます。

2番目の主な納税者の地域ということでございますけれども、関東、関西の都市部で約6割を占めているというような状況でございます、上から言いますと、一番多いのが東京都、次に神奈川県、続きまして大阪府、埼玉県、千葉県というような状況でございます。

それから3つ目の質問でございますけれども、返礼品の主なものでございますけれども、これはミカンとか柑橘類、肉加工品、それからその他魚介の加工品、真珠類、米などを予定いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

今昨年度の実績、それから納税者の主な地域を

お聞きしましたが、やはり関東3都市が60%というふうなことです。私は、地産地消、これも大変大事なことだとは思っています。

それともう一つ例えば、関東の方が多いわけですから、西予市の観光事業として各種のイベントを開催されておりますね、三瓶でしたら奥地の海のかーにばるだとか、かっぱMATURIだとかそれぞれありますけれども、その招待券、旅費なり宿泊券を送って来ていただいたらどうかな、やっぱりふるさとに対する思いがあると思うんですよね、そうしましたら、それを利用して来ていただいたらその親戚の方とか知人なんかの方も一緒に来ていただいて、そこで泊まっていたら、食事をして一杯飲めば、勢いで二次会にスナックのほうへ行ってさらなるお金が落ちて、いわゆる波及効果というか、経済効果というか地域の活性化につながるのではないかなという私は考えを持っていますが、その辺のお考えがあるかどうかお伺いをします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいま小野議員からありがたい提案をいただきました。

今現在当市で、そういったイベントと絡めておりますのが朝霧湖マラソンの招待券、それから朝霧湖マラソンとあとウェルカムパーティー、前泊、それをセットとした商品を今提供しているところでございます。

今ほど議員から提案のございました、市内にはいろんなイベント等もございますので、今後そういったイベントと絡めた商品が提供できないか検討してまいりたいと思っております。

ありがたいご提言ありがとうございます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

検討するということが大変期待をしたいと思っております。

予算全般につきましては、私はいつも思うんですけれども。

○議長

小野正昭君、既に3回になりましたので、質疑は、会議規則第56号の規定によって発言を打ち切

らせてもらいます。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第39号については関係各常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程7)

○議長

次に日程第7、議案第40号「令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」から、議案第49号「令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの10件を一括議題といたします。

これより本案10件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第40号は総務常任委員会へ、議案第41号から議案第43号まで、議案第48号及び議案第49号の5件は厚生常任委員会へ、議案第44号から議案第47号までの4件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程8)

○議長

次に日程第8、議案第50号「卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約の変更について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第50号は総務常任委員会へ付託いたします。

(日程9)

○議長

次に日程第9、議案第53号「財産の無償譲渡について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第53号は総務常任委員会へ付託いたします。

(日程10)

○議長

次に日程第10、議案第54号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第54号は総務常任委員会へ付託いたします。

(日程11)

○議長

次に日程第11、議案第55号「新市建設計画の変更について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第55号は総務常任委員会へ付託いたします。

暫時休憩いたします。(休憩 午前11時58分)

○議長

再開いたします。(再開 午前11時59分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第56号「財産の無償貸付について」から、議案第63号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第9号)」までの8件を本日の日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、本案8件を本日の日程に追加し、追加日程にすることに決定いたしました。

(追加)

○議長

追加日程第1、議案第56号「財産の無償貸付について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案第56号「財産の無償貸付について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市游の里健康センター、西予市游の里ふれあい広場及び西予市デイサービスセンターにつきましては、公益性と収益性の観点より事業の継続が困難であることから、令和元年第3回定例会において、当該施設を廃止する議決をいただいたところでございます。

本市では、民間事業者の企画力やノウハウを活用し、地域経済の活性化と交流人口の拡大を図るため、西予市観光関連施設等貸付等選定委員会において、最優秀提案者として選定した株式会社ありがとうございますサービス代表取締役 井本雅之氏に対し、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの間、当該施設に係る建物及び土地を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第56号は厚生常任委員会へ付託いたします。

(追加)

○議長

次に追加日程第2、議案第57号「財産の無償譲渡について」及び議案第58号「財産の無償貸付について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案第57号「財産の無償譲渡について」及び議案第58号「財産の無償貸付について」関連がございますので、あわせて提案理由のご説明を申し上げます。

西予市健康保養地中核施設につきましては、公益性と収益性の観点より事業の継続が困難であることから、令和元年第4回定例会において、当該施設を廃止する議決をいただいているところでございます。

本市では、民間事業者の企画力やノウハウを活用することで、より一層充実した健康づくりの場を提供し、地域経済の活性化と交流人口の拡大を図るため、西予市観光関連施設等貸付等選定委員会において、最優秀提案者として選定した株式会社ありがとうサービス代表取締役 井本雅之氏に対し、当該施設に係る建物を令和2年4月1日付けで無償譲渡するとともに、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの間、当該施設に係る土地を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めます。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第57号及び議案第58号の2件は厚生常任委員会へ付託いたします。

(追加)

○議長

次に追加日程第3、議案第59号「財産の無償譲渡について」及び議案第60号「財産の無償貸付について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議案第59号「財産の無償譲渡について」及び議案第60号「財産の無償貸付について」関連がござ

いますので、あわせて提案理由のご説明を申し上げます。

西予市宝泉坊ロッジにつきましては、公益性と収益性の観点より事業の継続が困難であることから、令和元年第4回定例会において、当該施設を廃止する議決をいただいたところでございます。

本市では、民間事業者の企画力やノウハウを活用することで、魅力ある宿泊施設を提供し、地域経済の活性化と交流人口の拡大を図るため、西予市観光関連施設等貸付等選定委員会において、最優秀提案者として選定した株式会社ありがとうサービス代表取締役 井本雅之氏に対し、当該施設に係る建物を令和2年4月1日付けで無償譲渡するとともに、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの間、当該施設に係る土地を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めます。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第59号及び議案第60号の2件は産業建設常任委員会へ付託いたします。

(追加)

○議長

次に追加日程第4、議案第61号「財産の無償譲渡について」及び議案第62号「財産の無償貸付について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議案第61号「財産の無償譲渡について」及び議案第62号「財産の無償貸付について」関連がござ

いますので、あわせて提案理由のご説明を申し上げます。

西予市野村農業公園につきましては、公益性と収益性の観点より事業の継続が困難であることか

ら、令和元年第4回定例会において、当該施設を廃止する議決をいただいたところでございます。

本市では、民間事業者の企画力やノウハウを活用し、民間独自のネットワークによる新たな事業展開により、地域経済の活性化と交流人口の拡大を図るため、西予市観光関連施設等貸付等選定委員会において、最優秀提案者として選定した株式会社ありがとうサービス代表取締役 井本雅之氏に対し、当該施設に係る建物を令和2年4月1日付けで無償譲渡するとともに、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの間、当該施設に係る土地を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第61号及び議案第62号の2件は産業建設常任委員会へ付託いたします。

(追加)

○議長

次に追加日程第5、議案第63号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第9号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第63号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第9号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算案でございますが、先ほど議案第56号から第62号において説明申し上げました財産の無償貸し付け並びに、無償譲渡の相手先であります株式会社ありがとうサービスに対しての施設にかかわる修繕等負担金といたしまして、債務負担行為を設定するものであります。

設定の理由といたしましては、長期的な市の財政支出の縮減を図るため、事業者が引き続き施設を維持管理運営していく上で必要な修繕などに要する経費に対して、市が限度額内で負担を行うものであります。

その限度額につきましては4億円とし、第1に、財政負担縮減の観点から、まず市が令和2年度から令和11年度までの10年間、令和元年度と同様の運営体制で維持管理運営を行ったときに必要となります指定管理委託料、軽微な修繕経費、大規模な施設本体の修繕経費、備品等の更新経費等を試算し、次に施設を廃止したときに返還が必要となります施設建設時の国庫補助金、地方債等を試算いたしました。

第2に、事業者が令和2年度から10年間の期間施設を運営していただくことによる雇用の維持確保、原材料などの調達等地域経済への貢献、施設を利用していただく市民の皆様へのサービスの提供等、この2つの観点から限度額を設定いたしました。

期間につきましては、令和2年度から令和6年度までとし、事業者との間で、修繕等の緊急性と必要性について確認と協議を行いまして設定をいたしました。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第63号は厚生常任委員会及び産業建設常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会においては、各議案について十分に審査を行い、最終日の本会議において委員会審査の経過と結果について各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

3月18日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時16分

第 4 日

3月18日（水曜日）

令和2年第1回西予市議会定例会会議録（第4号）

- | | | | |
|--------------|-------------|--|-------------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和2年3月18日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| 1. 開 議 | 令和2年3月18日 | 城 川 支 所 長 | 篠 藤 義 直 |
| | 午後 2時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 閉 会 | 令和2年3月18日 | 消 防 本 部 消 防 長 | 佐 藤 克 也 |
| | 午後 4時09分 | 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 |
| 1. 出 席 議 員 | | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| 1 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | |
| 3 番 | 宇 都 宮 俊 文 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 4 番 | 加 藤 美 香 | 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 5 番 | 中 村 一 雅 | 1. 議 事 日 程 | 別 紙 の と お り |
| 6 番 | 河 野 清 一 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別 紙 の と お り |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 の 経 過 | 別 紙 の と お り |
| 8 番 | 山 本 英 明 | | |
| 9 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 10 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 11 番 | 源 正 樹 | | |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 13 番 | 菊 池 純 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 18 番 | 宇 都 宮 明 宏 | | |
| 19 番 | 森 川 一 義 | | |
| 20 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 21 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り

説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

市 長	管 家 一 夫
副 市 長	宗 正 弘
教 育 長	松 川 伸 二
総 務 企 画 部 長	三 好 敏 也
会 計 管 理 者	山 口 正 人
医 療 介 護 部 長	山 岡 薫 彦
産 業 部 長	酒 井 信 也
建 設 部 長	清 水 昭 広
生 活 福 祉 部 長 兼	
福 祉 事 務 所 長	藤 井 兼 人
教 育 部 長	宇 都 宮 裕

議 事 日 程

- | | | | | |
|---|-----------|--|-----------|--|
| 1 | 議案第 1 号 | 西予市地域防災体制特別委員会報告について | 議案第 1 4 号 | 西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| 2 | 議案第 2 号 | 西予市指定管理施設調査検討特別委員会報告について | 議案第 1 5 号 | 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| 3 | 議案第 2 号 | 西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例制定について | 議案第 1 6 号 | 西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 3 号 | 西予市県条例水道等基金条例制定について | 議案第 1 7 号 | 西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 4 号 | 西予市監査委員条例等の一部を改正する条例制定について | 議案第 1 8 号 | 西予市営土地改良事業分担金徴収条例及び西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 5 号 | 西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 1 9 号 | 西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 6 号 | 西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 0 号 | 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 7 号 | 西予市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 1 号 | 西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 8 号 | 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 2 号 | 西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 9 号 | 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 3 号 | 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 1 0 号 | 西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 4 号 | 西予市野村公会堂条例を廃止する条例制定について |
| | 議案第 1 1 号 | 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 5 号 | 西予市宇和町農林業振興基金条例を廃止する条例制定について |
| | 議案第 1 2 号 | 西予市公民館条例及び西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 6 号 | 西予市社会教育指導員設置条例を廃止する条例制定について |
| | 議案第 1 3 号 | 西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について | | |

- | | | | |
|----------|----------------------------------|-------------|---------------------------------|
| 議案第 27 号 | 第 2 次西予市総合計画基本構想の変更について | 追加 議案第 64 号 | 令和元年度西予市一般会計補正予算(第 10 号) |
| 議案第 39 号 | 令和 2 年度西予市一般会計予算 | 議案第 65 号 | 令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第 5 号) |
| 議案第 40 号 | 令和 2 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算 | 発議第 1 号 | 西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 41 号 | 令和 2 年度西予市国民健康保険特別会計予算 | 意見書第 1 号 | 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書(案)の提出について |
| 議案第 42 号 | 令和 2 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算 | | |
| 議案第 43 号 | 令和 2 年度西予市介護保険特別会計予算 | | |
| 議案第 44 号 | 令和 2 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算 | | |
| 議案第 45 号 | 令和 2 年度西予市水道事業会計予算 | | |
| 議案第 46 号 | 令和 2 年度西予市簡易水道事業会計予算 | | |
| 議案第 47 号 | 令和 2 年度西予市公共下水道事業会計予算 | | |
| 議案第 48 号 | 令和 2 年度西予市病院事業会計予算 | | |
| 議案第 49 号 | 令和 2 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算 | | |
| 議案第 50 号 | 卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約の変更について | | |
| 議案第 53 号 | 財産の無償譲渡について | | |
| 議案第 54 号 | 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について | | |
| 議案第 55 号 | 新市建設計画の変更について | | |
| 議案第 56 号 | 財産の無償貸付について | | |
| 議案第 57 号 | 財産の無償譲渡について | | |
| 議案第 58 号 | 財産の無償貸付について | | |
| 議案第 59 号 | 財産の無償譲渡について | | |
| 議案第 60 号 | 財産の無償貸付について | | |
| 議案第 61 号 | 財産の無償譲渡について | | |
| 議案第 62 号 | 財産の無償貸付について | | |
| 議案第 63 号 | 令和元年度西予市一般会計補正予算(第 9 号) | | |
| 請願第 2 号 | 野村町に温浴施設の存続を求める請願書 | | |

4 議員派遣の件について

- 本日の会議に付した事件
- | | | | | |
|---|-----------|--|-----------|--|
| 1 | 議案第 1 号 | 西予市地域防災体制特別委員会報告について | 議案第 1 4 号 | 西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| 2 | 議案第 2 号 | 西予市指定管理施設調査検討特別委員会報告について | 議案第 1 5 号 | 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| 3 | 議案第 2 号 | 西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例制定について | 議案第 1 6 号 | 西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 3 号 | 西予市県条例水道等基金条例制定について | 議案第 1 7 号 | 西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 4 号 | 西予市監査委員条例等の一部を改正する条例制定について | 議案第 1 8 号 | 西予市営土地改良事業分担金徴収条例及び西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 5 号 | 西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 1 9 号 | 西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 6 号 | 西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 0 号 | 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 7 号 | 西予市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 1 号 | 西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 8 号 | 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 2 号 | 西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 9 号 | 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 3 号 | 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 1 0 号 | 西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 4 号 | 西予市野村公会堂条例を廃止する条例制定について |
| | 議案第 1 1 号 | 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 5 号 | 西予市宇和町農林業振興基金条例を廃止する条例制定について |
| | 議案第 1 2 号 | 西予市公民館条例及び西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 6 号 | 西予市社会教育指導員設置条例を廃止する条例制定について |
| | 議案第 1 3 号 | 西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について | | |

- | | | | |
|----------|----------------------------------|-------------|---------------------------------|
| 議案第 27 号 | 第 2 次西予市総合計画基本構想の変更について | 追加 議案第 64 号 | 令和元年度西予市一般会計補正予算(第 10 号) |
| 議案第 39 号 | 令和 2 年度西予市一般会計予算 | 議案第 65 号 | 令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第 5 号) |
| 議案第 40 号 | 令和 2 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算 | 発議第 1 号 | 西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 41 号 | 令和 2 年度西予市国民健康保険特別会計予算 | 意見書第 1 号 | 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書(案)の提出について |
| 議案第 42 号 | 令和 2 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算 | | |
| 議案第 43 号 | 令和 2 年度西予市介護保険特別会計予算 | | |
| 議案第 44 号 | 令和 2 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算 | | |
| 議案第 45 号 | 令和 2 年度西予市水道事業会計予算 | | |
| 議案第 46 号 | 令和 2 年度西予市簡易水道事業会計予算 | | |
| 議案第 47 号 | 令和 2 年度西予市公共下水道事業会計予算 | | |
| 議案第 48 号 | 令和 2 年度西予市病院事業会計予算 | | |
| 議案第 49 号 | 令和 2 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算 | | |
| 議案第 50 号 | 卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約の変更について | | |
| 議案第 53 号 | 財産の無償譲渡について | | |
| 議案第 54 号 | 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について | | |
| 議案第 55 号 | 新市建設計画の変更について | | |
| 議案第 56 号 | 財産の無償貸付について | | |
| 議案第 57 号 | 財産の無償譲渡について | | |
| 議案第 58 号 | 財産の無償貸付について | | |
| 議案第 59 号 | 財産の無償譲渡について | | |
| 議案第 60 号 | 財産の無償貸付について | | |
| 議案第 61 号 | 財産の無償譲渡について | | |
| 議案第 62 号 | 財産の無償貸付について | | |
| 議案第 63 号 | 令和元年度西予市一般会計補正予算(第 9 号) | | |
| 請願第 2 号 | 野村町に温浴施設の存続を求める請願書 | | |

4 議員派遣の件について

開会 午後2時00分

○議長

ただいまの出席議員は21名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、議会報告第1号「西予市地域防災体制特別委員会の報告について」を議題といたします。

西予市地域防災体制特別委員会委員長 中村一雅君の報告を求めます。

中村一雅君。

○中村地域防災体制特別委員会委員長

西予市地域防災体制特別委員会報告。

西予市議会会議規則第109条に基づき、西予市地域防災体制特別委員会より調査研究結果の報告を行います。

まず、経過概要について。

1. 設置目的

南海トラフ巨大地震や大規模災害等に備えて、将来に向けた西予市の防災体制のあり方を調査研究すると定め、主に西予市合併以来の課題である三瓶町の常備消防組織・非常備消防組織のあり方について調査研究を行ってまいりました。

また、平成30年8月に今後の調査研究について方向性を議論した結果、平成30年7月豪雨についても調査研究の対象として取り組んでいくことに決定しました。

2. 調査期間

平成29年6月22日(平成29年第2回定例会)から令和2年3月18日(令和2年第1回定例会)まで調査研究を行ってまいりました。

3. 調査の概要

(1) 三瓶町の常備消防組織・非常備消防組織のあり方について

西予市合併後から現在に至るまでの経緯と現在の消防体制が抱える問題点を抽出し、解決策について討議を重ねてまいりました。

西予市三瓶町における常備消防は、八幡浜地区施設事務組合に消防サービスを委ねているため、組合長である八幡浜市長に指揮命令権があり、非常備消防(消防団)に関しては、西予市長に指揮

命令権がある一方、災害発生時における消火活動、救助活動等に関しては、八幡浜地区施設事務組合消防本部の指揮のもとで活動を行うこととなります。同じ市でありながら2つの常備消防が存在していることにより、いざ災害などが発生した場合、指揮命令系統が一本化できず混乱を来す恐れがあります。

特別委員会では、市町の区域を分断して管轄する常備消防のあり方について討議を行ってきた結果、解決策として、①現状維持、②常備消防の広域化、③八幡浜地区施設事務組合からの脱退という、3つの選択肢について協議を重ねてまいりました。

その結果、当特別委員会では、今後30年以内に80%の確率で発生すると予測される南海トラフ地震の発生等を見据え、指揮命令系統のあり方の1日も早い調整と消防の組織体制の見直しが必要であるとの意見があり、八幡浜地区施設事務組合からの脱退についても検討がなされたところです。

八幡浜地区施設事務組合に対しましては、三瓶地区を第3分署が所管していただいております。西予市合併前、そして合併後も16年間にわたり、三瓶町常備消防の責務を全うしていただいていることに対し、当特別委員会の委員一同深く感謝をしているところであります。

脱退について検討した理由として、①の現状維持については、冒頭に申し上げたとおり、消防団に対する命令が重複しているという問題があります。②の常備消防の広域化につきましては、本年度、その前段として、通信指令センターの共同運用について、南予一円の5消防本部消防長で構成されます南予地区消防連携協力検討委員会において協議がなされてきましたが、宇和島地区広域事務組合消防本部と西予市消防本部は前向きに検討する合意が得られたものの、他の3消防本部からは合意が得られなかったと本年2月10日に開催された当委員会で説明がありました。

通信指令センターの共同運用が広域化の前提であると考えた場合、南予一円の広域化は当面の間不可能であると判断し、当特別委員会では、八幡浜地区施設事務組合からの脱退予告の検討を行ったものであります。南予一円の常備消防広域化が、西予市にとっても最善の策であることに変わりはなく、今後も将来に向けて、5消防本部の間

で前向きな協議が重ねられることを期待しております。

また、西予市消防本部等庁舎改築に関しましては、将来の消防組織体制がどのような形態になるうとも、柔軟な対応ができるよう、他自治体の事例なども参考に、建設場所の選定、消防庁舎整備のあり方を慎重に検討していくことが必要だと考えております。

(2) 西予市の防災体制について

平成29年2月の野村町予子林地区の大火災、平成30年2月初頭には、急激な冷え込みに伴う広域断水が発生し、長期に危機対策本部が設置される事態となりました。また、平成30年7月には豪雨災害が発生するなど、近年、大規模災害が起こる頻度が高くなっており、消防組織や自主防災組織の重要性が増しています。

西予市では、西予市復興まちづくり計画を策定するとともに、令和元年を復旧・復興元年と位置づけ事業を進めてまいりました。平成30年7月豪雨からの復旧・復興に関するソフト面、ハード面の取り組みはもとより、避難情報などの取り扱いについても大きな見直しが行われています。

まず、国における避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴い、昨年5月29日からは、5段階の警戒レベルの運用が開始されています。

また、野村ダムの新たな操作ルールを考慮した避難情報発令基準（避難勧告・避難指示の出し方）の見直しや切迫感ある防災行政無線のアナウンス方法の見直しが行われたほか、エリアメールの配信の実施なども行われるようになりました。あわせて、防災行動を実施するタイミングと必要な時間を時系列で整理した計画表であるタイムライン（防災行動計画）を作成し、野村地区洪水ハザードマップが配布されています。

平成30年7月豪雨につきましては、災害対応の記録と今後の防災対策のあり方、改善などについてまとめた西予市災害対応に関する検討報告書も編さんされました。

当委員会では、これらいずれについても機会あるごとに行政に説明を求め、質疑のやりとりを通して積極的な提言を行ってきたところであります。

4. 今後期待される防災・減災対策について

(1) 総合防災マップについて

市民における自助意識の向上のためには、災害時に冷静な対応がとれるよう防災に対する備えや避難時等の対応について共通認識を持つことが必要であり、そのためにも今全面改訂を予定している総合防災マップの作成・配布は大きな効果が期待できるものであります。

防災マップの作成に当たりましては、子どもからお年寄りまで誰が見てもわかりやすく、理解しやすい内容にする必要があります。

また、備蓄や家具転倒防止といった、常日ごろからの備えや耐震補強など、災害時に被害を最小限に抑える対策、災害復旧時の支援内容など、各地域の実情を考慮したマップとなるような工夫が必要であります。

(2) 防災行政無線について

現在、防災行政無線のデジタル化整備を実施しており、令和2年度をもって完成する予定となっておりますが、災害時の緊急放送が漏れなく聴取できるよう、全世帯設置に向けて積極的な啓発を行っていただきたいと考えます。

終わりに、平成29年6月22日発足から令和2年3月18日まで、計13回にわたる特別委員会の開催、調査に当たりましては、執行部の災害時の対応状況やその後の検討経過の説明を受けるとともに、実際に災害を経験した他市へも出向き、積極的な調査検討を行ってまいりました。

その結果、西予市においては、さまざまな防災対策や取り組みが行われており、一定の評価がありますが、今後予想される大規模災害等に対して、さらなる取り組みがこれからも必要とされています。

市民の安全と安心のため、西予市のさらなる防災体制の確立、市民への防災意識の向上が必要であることから、次のとおり提言をいたします。

① 全庁的な防災対策体制の確立

全庁的な防災対策の取り組みは喫緊の課題である。市民の安全・安心の確保のため、強いリーダーシップと責任分担を明確にした実効性のある全庁的な体制を確立すること。

② 防災情報の共有化とリスクコミュニケーションの推進

市民ニーズの把握と自助・共助・公助の行動原則の市民への徹底は大きな減災効果があることから、市民、関係機関、行政による防災行政情報の

共有化とリスクコミュニケーションを推進すること。

③防災情報の伝達方法の多重化

西予市においては、多様な情報の伝達手段を取り入れているが、確実な防災情報の伝達は、防災活動の中で極めて重要であることから、さらなる情報伝達方法を工夫し、伝達の多重化を行うこと。

④防災教育の計画的な推進

防災教育は、子どもたちの命を守るだけでなく、教育的効果、家族への防災意識啓発効果があることから計画的にさらに推進すること。

⑤自主防災組織の機能強化による地域防災力の向上

西予市においては、自主防災組織に対して、育成補助金の支出や防災士の積極的な養成など組織育成に努めているが、災害発生時における地域住民の防災活動は、まず自主防災組織が担うこととなる。そのため、さらなる機能強化を図り、地域防災力を向上すること。

本委員会が提言した内容が、安全で安心なまちづくりのために寄与することを期待するものであります。

防災は終わりなき課題であり、次期新体制での議会においても、西予市の防災体制の諸問題に対し、行政とは違う視点から積極的、継続的な取り組みを期待するものであります。

以上、西予市地域防災体制特別委員会報告といたします。

令和2年3月18日 西予市地域防災体制特別委員会委員長 中村一雅。

○議長

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告をもって西予市地域防災

体制特別委員会の調査研究を終了することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、西予市地域防災体制特別委員会の調査研究は終了することに決定いたしました。

(日程2)

○議長

次に日程第2、議会報告第2号「西予市指定管理施設調査検討特別委員会の報告について」を議題といたします。

西予市指定管理施設調査検討特別委員会委員長 山本英明君の報告を求めます。

山本英明君。

○山本指定管理施設調査検討特別委員会委員長

西予市議会会議規則第109条に基づき、西予市指定管理施設調査検討特別委員会より、調査研究結果の報告を行います。

西予市指定管理施設調査検討特別委員会は、令和元年第2回定例会において、市が所有します指定管理施設である第三セクター及び指定管理施設の運営や今後の方向性等について、調査研究を行うことを目的に9人の委員で設置され、5回にわたる委員会開催や新潟県上越市への先進地視察、市内施設現地調査などの調査研究を行ってまいりました。

以下、本特別委員会で行いました調査研究内容と結果についてご報告申し上げます。

特別委員会では、まず、管理運営状況等を把握するべく、市内26カ所の指定管理施設について3日間にわたり、行政担当者から意見聴取や質疑応答を行いました。また、昨年11月には新潟県上越市を訪問し、第三セクターの経営の健全化、公共事業の必要性についての研修を受け、多種多様な現地施設を視察して研修を行いました。同じく12月には市内指定管理施設、3施設でしたけれども、現地に赴き、職員からの説明を受けながら施設見学を行い、施設の状況や課題、経営状況等の調査研究を行いました。令和元年第4回定例会では、当委員会に付託されました9議案につきまして、指定管理者の指定に関する委員会審査を行いました。

今後の方向性についてですけれども、今年度、行政は温浴施設等を初めとする複数の指定管理施設においては、民間へ譲渡、貸付する方向で進めており、今後の民間の経営展開や地域住民の雇用拡大にも期待が持てると思われま

す。また、一部の指定管理施設は、公募ではなく、非公募による指定管理者が決定しており、その後、財源を委託金及び補助金等によって賄われているものとなり、恒常的な仕組みになっている現実もまだ見受けられるため、改善すべき余地があると思われま

す。財政的に負担となっている指定管理施設については、議会としても住民サービスと財政的バランスを考えながら精査をして、行政側に進言するとともに、今後の方向性を考えていくべきとの意見でまとまりました。

委員会としても、改選後の来期もこの特別委員会を継続設置して、引き続き指定管理者の施設運営、健全経営の状況を監視していくチェック機能は必要であること。市民のために、地域のために、施設を継続していくために、民間の力を借り、民間への譲渡や貸付、統廃合等の手法も含めての英断も必要であると行政側に進言することなどの方向性でまとまりました。

今後とも行政側と連携しながら、何らかの形でかわりを持ち、進んでいくことの必要性を確認し合いました。

以上、西予市指定管理施設調査検討特別委員会報告といたします。

令和2年3月18日 西予市指定管理施設調査検討特別委員会委員長 山本英明。

○議長

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告をもって、西予市指定管

理施設調査検討特別委員会の調査研究を終了することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、西予市指定管理施設調査検討特別委員会の調査研究は終了することに決定いたしました。

(日程3)

○議長

次に日程第3、議案第2号「西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例制定について」から、議案第27号「第2次西予市総合計画基本構想の変更について」までの26件、議案第39号「令和2年度西予市一般会計予算」から、議案第50号「卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約の変更について」までの12件、議案第53号「財産の無償譲渡について」から、議案第63号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第9号)」までの11件及び、請願第2号「野村町に温浴施設の存続を求める請願書」の計50件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長 佐藤恒夫君の報告を求めます。

佐藤恒夫君。

○佐藤総務常任委員会委員長

総務常任委員会審査報告。

去る3月4日の本会議において当委員会に付託されました議案19件について、3月9日及び3月10日に審査を行いましたので報告いたします。

審査の結果は、お手元に配信の委員会報告書のとおりであり、議案19件はいずれも原案のとおり可決決定いたしました。

議案第9号「西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、実際の支給額は現行より上がるのかとの質疑があり、実務がなければ減額となるとの答弁がありました。

議案第10号「西予市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、法人格を持たない地縁による団体がみずから取得した土地について、当該団体が所有

権の保存登記を行うことができないことから、便宜上、市あるいは、合併前の町が登記を行い、本市に帰属させた土地等が存在するが、当該団体が地方自治法に規定する認可地縁団体となった場合には、当該財産を当該地縁団体に対して、譲与することができる旨を今回規定するものであるとの説明がありました。

委員から、譲与した場合の固定資産税は課税されるのかとの質疑があり、収益事業をしない場合は減免措置の取り扱いを行うとの答弁がありました。

議案第23号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」では、4月からの供用開始へ向け、現在復旧工事を行っている乙亥会館施設の使用に当たって、冷暖房を使用した場合における使用料の加算料金について見直しを行うものであるとの説明がありました。

委員から、アリーナは全面・半面あるが、冷暖房使用に関しては、半面でも1,000円加算となるのかとの質疑があり、半面も全面も同じ料金となる。施設に2つの団体が入った場合は、使用団体同士で調整を図っていただきたいとの答弁がありました。

次に、議案第39号「令和2年度西予市一般会計予算」の総務常任委員会所管分について、抜粋して報告いたします。

総務課所管の野村支所庁舎建設事業については、野村支所建設予定地はハザードマップ等によって浸水の恐れがあるため、来年度設計変更になるが、野村支所は、JA東宇和野村支店、愛媛信用金庫野村支店及び野村交番も入るため、町民の利便性を考えているのかとの質疑があり、今回の県の水位周知河川に伴う再設計の経緯については、昨年野村地区の市政懇談会の折にも要望として上がっていたので、十分に検討し情報共有していきたい。現段階では、建物のみ3.5メートルのかさ上げの方針としているが、動線についても、4施設の複合施設となり、新しく庁舎を建設するので、市民にとって親しみのある庁舎運営につながるよう各関係機関等と十分に協議し、設計に生かしていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、行政連絡等委託料4736万3000円の算定根拠はとの質疑があり、世帯割が1世帯2,000円、

その上加算算定で、各自治会に1万5000円、高齢化率加算として、高齢者の割合を配慮して2万9000円をベースにその率を割り戻して配分する形をとっているとの答弁がありました。

危機管理課所管の災害用資機材施設整備事業では、避難場所の看板や誘導看板は、全国や県で統一のスタイルというものがあるのかとの質疑があり、JIS規格で定められた規格の標識があるため、西予市もそれを導入するように検討しているとの答弁がありました。

また、観光客やビジネスで来られた方もわかるような工夫をぜひ考えていただきたいという意見に対し、日本語表記だけでいいのかという問題も含めて、蛍光色で夜間でも視認可能な標識を検討したいとの答弁がありました。

税務課所管分では、宇和高山線沿いに設置された風力発電施設の固定資産税について質疑があり、固定資産税の中の賠償資産に当たる。固定資産税は令和3年度より課税となる。その折、1月31日までに会社から申告書の提出があり、その申告金額によって税額を計算する関係で、今のところ税額がわからない状態となっている。ただし、償却資産の取得価格が申告されても、市税の条例によって3分の2に減額するという形をとっているとの答弁がありました。

復興支援課の復興支援事業では、展示室からまちへと誘導して、災害現場で学べるための案内についても案内者を育成する計画という話があったが、実際に浸水深の表示が町中を歩いていても目につかない状態である。浸水深の表示を自作で表示されている方がおられるが、行政の取り組みはとの質疑があり、浸水深の表示について、乙亥会館での設置は考えているが、それ以外の町中での事業については、建設課の小規模住宅地区等改良事業の部分で、モニュメントなどを合わせた浸水深を考えているので、建設課と連携して取り組んでいるとの答弁がありました。

監理用地課所管分では、入札不落となった事業の内容が閲覧できないと聞いているがどう対応されているのかとの質疑があり、入札不調となった後の工事も含めて、毎月一度発注見通しを公表しており、あわせて電子入札システムにおいて、一定の工事内容について情報公開しているとの答弁がありました。

まちづくり推進課所管のデマンド乗合タクシー運行事業では、利用者から不便であると聞かすが、時刻やコースなどの運営の見直しは考えているのかとの質疑があり、地域によっては、デマンド化によって解消したり、変更する場合でもスクールバスの運行と事業者が重なっており、2つの事業を運行する中で、どうしても時間帯が合わない部分があるのは事実である。できる限り希望の時間帯に合わせようという検討は、地元の方、事業者と調整しながら進めていくとの答弁がありました。

教育総務課所管の生徒国際交流事業では、ニュージーランドからホームステイに、いつごろ、何人ぐらい来られるのかとの質疑があり、4月予定で話を進めていたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響のため、時期も人数も未定となっている。なお、平成28年度受け入れの際は13名来られているとの答弁がありました。

学校教育課所管の語学指導外国青年招致事業では、小学校での外国語の授業が次第に多くなってきたという説明があったが、小学校の外国語の授業はどの程度の時間が行われているのかとの質疑があり、令和2年度から小学3、4年生で外国語活動、週一コマ35時間、5、6年生は、外国語科として、週二コマの70時間の授業を行うようになっている。ALTに関しては、中学校でも活動をしているので、小中学校を含めての外国語指導の補助に入っているというのが現状であるとの答弁がありました。

生涯学習課所管の放課後子どもプラン事業では、宇和地区、野村地区で行っているが、事業の運営主体と内容とはどの質疑があり、この事業は地域のニーズがあり、何よりも実施体制がしっかりと確立された地域から取り組んでいくことになっている。まず、コーディネーターを中心にグループをつくり、受け皿となっていていただいている。その内容は、宇和町の多田、中川、下宇和の各地区においては、ほぼ月1回のペースで、それぞれ調理実習や屋外体験、研修、視察などの学習活動を行っている。田之筋地区においても、内容的には同じであるが、頻度が毎日行っているということなので、熱心に活動している。野村については、水曜日と土曜日の取り組みとなっており、こちらもさまざまな取り組みを熱心に行っているとの答弁がありました。

スポーツ・文化課所管の文化的景観保護推進事業では、オリア養蚕の修理事業について質疑があり、狩浜地区では、人が居住している建物の中で、養蚕を行う施設のことをオリア養蚕と呼んでおり、修理を希望されている方がいるため、補助を出すことになっているとの答弁がありました。

消防総務課所管の常備消防施設整備事業では、ヘリポートを大野ヶ原に整備するということがだが、場所は決定しているのかとの質疑があり、場所については、野村町大野ヶ原寺山地区の鳥居付近の面積500平米の土地を整備することになっているとの答弁がありました。

委員から、あのあたりは県立自然公園に指定されていると思うが、調整はとれているのかとの質疑があり、整備予定地は県立自然公園に指定されているが、南予地方局に届け、承認される見込みであるとの答弁がありました。

議案第53号「財産の無償譲渡について」では、無償譲渡する財産は、城川町魚成の旧魚成小学校講堂及び付属建物であり、無償譲渡の相手方は、城川町魚成、M・Y繊維で、西予市有財産処理審議会で審議をした結果、当該借受者の事業継続により、地域の経済の下支えや当該物件の築年数、維持管理費を考慮すると、市の資産としての価値はなく、今後利用できる物件ではないと判断されたため、無償譲渡するとの説明がありました。

委員から、土地は無償貸付かとの質疑があり、西予市の要綱に基づき、有償貸付とするとの答弁がありました。

議案第53号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」では、復興まちづくり計画、小規模多機能自治及び地方創生など最優先課題である復旧・復興に係る施策、また、将来を見据えた人口減少対策、地域の活性化を効率的かつ強力に推進するために、本市の組織機構の見直しを行うものであるとの説明がありました。

委員から、地域づくり活動センター推進室を設置するということであるが、何名体制かとの質疑があり、室長は課長補佐が兼務し、専任は係長と係員の実質2名の予定であるとの答弁がありました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和2年3月18日 総務常任委員会委員長 佐藤恒夫。

○議長

次に、厚生常任委員会委員長 源正樹君の報告を求めます。

源正樹君。

○源厚生常任委員会委員長

これより、厚生常任委員会審査報告を行います。

去る3月4日の本会議において、当委員会に付託されました議案17件について、3月9日、10日に委員会を開催し審査を行いました。審査結果とその過程についてご報告申し上げます。

条例制定1件、条例改正6件、一般会計予算1件、特別会計予算3件、公営企業事業会計予算2件、財産の無償貸付について2件、財産の無償譲渡について1件、一般会計補正予算1件については、お手元に配信のとおり、全て全会一致で原案可決決定いたしました。

これより、審査の過程で各委員より出された質疑、意見並びに、説明答弁を報告書より抜粋して報告申し上げます。

議案第2号「西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例制定について」では、条例制定後の施設設置の流れについて質疑があり、太陽光発電事業などは、国は買い取り価格を認可し、認可業者は用地を探して設置することになる。設置に当たっては、FIT法で、自治体の条例を含む関係条例を遵守することとされている。条例施行後は、設置業者が市の条例を遵守しながら、設置場所を決定することとなる。そういったことを踏まえて、禁止区域や抑制区域を設定したとの答弁でありました。

また委員より、地域における施設と自然環境との調和を図ることが重要という説明であったが、条例名や目的を見ると調和を図るようには見受けられず違和感がある。設置場所や住民感情など、さまざまな問題点がある一方で、原発30キロ圏内にある西予市において、市民の中には、再生可能エネルギーを進めていくという思いの人もたくさんいる。条例をつくること自体は悪くないが、説明の趣旨に沿った条例名にすることや目的を設定するなど、市民が見てもわかりやすい条例にするべきではないか。

また、急いでつくった感は否めないが、西予市の現状を見ると、この条例制定を第一歩として、

今後状況に応じて改正をしていくべきである。

再生可能エネルギーと自然環境の調和を目指した条例となるよう引き続き研究してもらいたいなど、多様な意見がありました。

次に、議案第39号「令和2年度西予市一般会計予算」における審査内容について、ご報告申し上げます。

長寿介護課所管分では、独居高齢者や高齢者夫婦だけの世帯が増えているが、どのような見守り事業を行っているのかとの質疑があり、高齢者安心ネットワーク、徘徊高齢者SOS登録事業、介護予防事業や健康教室などを行っている。また、独居の方々に対して、配食サービスを行いながら見守りを行っているとの答弁でありました。

子育て支援課所管分では、乳幼児・児童医療費助成事業について、平成30年度から月2,000円を超える小中学生の通院医療費の助成を開始しており、平成30年度は2,181件、助成額730万1020円の実績が、令和元年度は約3,200件、助成額約1100万円となる見込みで、増額計上したとの説明でありました。

医療対策室所管の外国人材活用推進事業では、モンゴルからの技能実習生受け入れの見通しについて質疑があり、当初、今年度中に技能実習生の受け入れを予定していたが、モンゴル国内において、コロナウイルスの影響で人が集まる場所を規制され、入国前の研修がおくれており、令和2年6月ごろを目標に進めているとの答弁でありました。

福祉課所管分では、被災者見守り・相談支援事業について、災害公営住宅などに移られた後の被災者のケア、見守りについて質疑があり、平成30年10月から西予市社会福祉協議会へ委託し、地域ささえあいセンターとして被災者支援に努めている。現在も仮設住宅を中心に、在宅で被災された方も含め、センターの相談員が見守りのため訪問している。今後、災害公営住宅や新たに家を建設され、仮設住宅から移られた方などについても、相談員ができる限り訪問を継続して行うよう努めるが、国の補助事業がいつまで継続されるかは不透明である。将来的には社会福祉協議会が行っている地域で支えていく支援につなげていけたらよいと考えているとの答弁でありました。

議案第42号「令和2年度西予市介護保険特別会

計予算」では、さまざまな介護予防の予算を組んでいるが、効果を検証しているのかとの質疑があり、事業に対する成果などの調査は行っていないが、これまでの3年間介護サービスを受けられた方などに現在ニーズ調査を行っており、その結果や市内の介護サービスの実態などを第8期高齢者福祉計画介護保険事業計画に定める施策に反映できるように取り組む予定であるとの答弁でありました。

議案第49号「令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」では、介護報酬の施設基準の移行方法について質疑があり、厚生労働省の介護報酬の施設基準は、介護報酬の低い基準から「その他型」、「基本型」、「加算型」、「在宅強化型」、「超強化型」と5段階の報酬に分かれており、現在は加算型となっている。施設基準の指標は「在宅復帰率」、「ベッド回転率」、「入所前後の訪問指導割合」など10項目に分かれており、このランクを点数化して、その点数が在宅強化型の点数を上回った場合、介護報酬が上がることになるとの答弁でありました。

議案第56号「財産の無償貸付について」では、最優秀提案者として選定した株式会社ありがとうサービスから、基本的な運営方針として、游の里温泉では、キャンプ場を充実しグランピングを行う。昭和レトロの温浴施設に改装し、3世代が楽しめる施設をつくるなど「昭和レトロとグランピング」というテーマを示されているとの説明がありました。

センターで使用されている木質ペレットボイラー施設について質疑があり、耐用年数が残っているため、業務委託を行い、耐用年数が経過するまでは木質ペレットボイラーを使って温浴施設を運営することになるとの答弁でありました。

また委員から、貸付後の運営について質疑があり、10年間の期間契約を締結することとしているが、10年以降も相手方はできる限り長い期間運営したいという意思表示をされているとの答弁でありました。

議案第57号「財産の無償譲渡について」及び、議案第58号「財産の無償貸付について」では、最優秀提案者として選定した株式会社ありがとうサービスからは、基本的な運営方針として、クアテルメ宝泉坊では、温浴施設の充実により、地域住

民の方が何時間も滞在できる場所とし、宝泉坊ロッジとプールの活用によるスポーツ合宿、企業研修などの団体を取り入れる。2023年以降は、宝泉坊全体を長期滞在型の施設とし、お客様がゆっくりできる空間をつくり、価格に見合う空間、サービスを行うなど「宿泊者とプールと温泉の活用、癒やしの宿泊と健康促進」というテーマを示されているとの説明がありました。

建物の無償譲渡について質疑があり、游の里の附属建物の耐用年数の関係で譲渡することができないが、クアテルメ宝泉坊の建物については、国の長期利用財産処分の承認を得たため、無償譲渡することとしたとの答弁でありました。

また、建物は事業者、土地は西予市となるのであれば、経営が悪化した場合に取り扱いが難しくなるのではないかと質疑があり、そういった場合の対応について契約書の中に記載しており、お互いに話をしている。また、相手方から10年以上運営したいということは聞いているとの答弁でありました。

さらに、無償譲渡される建物の今後の固定資産税の取り扱いについて質疑があり、年間約266万円の固定資産税がかかるが、3年間は固定資産税の減免措置を行うとの答弁でありました。

議案第63号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第9号）」では、限度額4億円とする債務負担行為について、令和2年4月1日に無償譲渡及び貸付をするクアテルメ宝泉坊、游の里関連施設の相手方に対して、財政負担削減の観点から、市が令和2年度から令和11年度までの10年間、令和元年度と同様の運営体制で維持管理運営を行ったときに必要となる指定管理委託料、軽微な修繕費用、大規模な施設本体の修繕経費、備品等の更新経費などを試算し設定した。期間については、事業者との間で、修繕等の緊急性と必要性について確認、協議を行い、令和2年度から令和6年度までに設定したとの説明でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和2年3月18日 厚生常任委員会委員長 源正樹。

○議長

次に、産業建設常任委員会委員長 宇都宮久見子君の報告を求めます。

宇都宮久見子君。

○宇都宮産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る3月4日の本会議において、当委員会へ付託されました議案16件及び、令和元年第3回定例会において付託され継続審査となっていました請願1件につきましては、3月9日及び10日に委員会を開催し審査を行いました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

委員会結果は、お手元に配信のとおりであり、議案16件は原案のとおり可決、請願1件は趣旨採択に決定いたしました。

これより、議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに、部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第17号「西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について」では、貝吹出張所及び貝吹公民館の現状についての質疑があり、平成30年7月豪雨災害後、旧大和田幼稚園を改修して、出張所及び公民館の運営を行っている状況であるとの答弁でした。

議案第39号「令和2年度西予市一般会計予算」のうち、上下水道課所管分では、県条例水道等施設整備事業5764万円についての主な事業内容は、野村地区河成飲料水供給施設の将来的な隣接上水道への統合のための老朽施設更新事業である。測量設計監理委託料950万円及び工事請負費4814万円との説明がありました。

委員から、各条例水道組合等が工事した場合の受益者への補助についての質疑があり、建設改良費補助金として、市から工事費用の10%を交付するとの答弁がありました。

建設課所管分、危険空家除却事業について、令和元年度の実績についての質疑があり、受付が83件、うち対象が59件、実施済みが33件である。なお、令和元年度への繰越明許が10件あったため、受付としては93件を受け付けた中で、補助対象として事業実施したのは43件であったとの答弁がありました。

また、市道朝立14・15・55号線道路維持修繕事業について、工期と工法についての質疑があり、工期はおおむね6カ月を想定しており、令和2年4月以降に実施予定とのことでした。工法は、以前のカラー舗装から通常のアスファルト舗装に変更し、排水性を高めるよう側溝を含め全面改修す

る予定であるとの答弁でした。

また、がけ崩れ防災対策事業の県単分と市単分の違いについての質疑があり、県単分は、直高5メートル以上の自然がけが対象となっており、その基準に満たない3メートルを超えて、5メートル未満の分については、市単独事業で対応している。なお、受益者負担率は、令和2年度においては、県単分で10%、市単分で20%との答弁でした。

農業委員会所管分では、システム開発導入委託料138万3000円のタブレットを導入する活用方法について質疑があり、農地法の規定による年1回実施する市内農地の利用状況、調査等に活用する。また、GIS及びGPSシステムにより、対象農地が的確に迅速に特定でき、調査地の重複等もなくなり、作業時間の短縮、効率化が見込まれるとの答弁でした。

経済振興課所管分では、市観光PR事業について、各種イベントへの補助金1678万7000円の予算計上の説明があったのに対し、委員から、各種イベントの費用対効果についての質疑がありました。市内全体のイベントへの入り込み客数は、約6万3000人で、1人当たり1,500円で計算すると9450万円の費用対効果があったとの答弁でした。

また、文化の里諸施設管理運営事業について、委員が詳細な説明を求め、本事業は、令和2年度中町広場の整備工事費を計上しており、耐震性貯水槽新設工事に968万円、敷地造成等、広場の整備工事に4840万円、合計5808万円を計上しているとの答弁でした。

林業課所管分では、緑の少年団活動事業について、市内の団体数や活動についての質疑があり、市内には6団体あり、それぞれ学校での美化活動など、力を入れて取り組んでおられるとの答弁でした。

農業水産課所管分、養蚕振興対策事業では、国や県の補助の有無についての質疑に対し、主に新規就農者の育成や桑園の面積拡大等の事業となっており、これに対象となる補助事業がないため、基金を繰り入れて事業を行っている状況であるとの答弁でした。

また、稚魚放流助成金事業72万円について、事業内容の質疑があり、明浜漁協においてはマダイ、八幡浜漁協三瓶支所においてはアワビ、肱川

上流漁協においては、アユ、アマゴ、ウナギの放流をそれぞれ実施している現状であるとの答弁でした。

議案第45号「令和2年度西予市水道事業会計予算」では、営業外収益の水道加入金559万9000円について、1戸当たりの単価についての質疑があり、家庭用の一般的な13ミリで3万3000円となっているとの答弁でした。

請願第2号「野村町に温浴施設の存続を求める請願書」については、令和元年第3回定例会より当委員会で継続審査を行ってきました。

平成30年7月豪雨災害で被災した乙亥会館内カロト温泉が閉鎖となり、復興への希望と再建への道のりを歩むための心と体を癒やせる温浴施設の建設を求めるといふ請願内容となっています。

その中で、温浴施設の運営に必要な電力に、野村ダムの余剰電力を利用できるよう国に要望することを求める。経費削減のため、温泉のくみ上げをやめ、野村支所の地下水の利用を図り、野村支所付近に温浴施設の建設を求めるとの提案内容も記載されています。

審査では、「野村ダムは災害を及ぼすだけでなく、目に見えた利益も町民へ還元できる象徴として余剰電力を使うこととして要望するべきである」という意見や「野村町民の多くが署名をし、野村町議員3名が連名で請願していることを非常に重くとらえている」との意見がありました。

一方で、「災害復興のための温浴施設建設という趣旨には賛成するところはあるが、現実問題として経営が成り立たない」という意見や「現状として、2つの提案内容が解決されていない」との意見も出され、慎重審議を行った結果、賛成多数により請願内容を趣旨採択することに決しました。

以上、産業建設常任委員会審査報告といたします。

令和2年3月18日 産業建設常任委員会委員長
宇都宮久見子。

○議長

以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

暫時休憩といたします。(休憩 午後3時09分)

○議長

再開をいたします。(再開 午後3時25分)

佐藤恒夫君。

○佐藤総務常任委員会委員長

先ほどの総務常任委員会委員長報告に誤りがありましたので訂正をお願いいたします。

議案第39号の税務課所管分の中で、固定資産税の「賠償資産」と申しましたが、正しくは「償却資産」であります。

また、議案第54号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」の議案番号を議案第53号と報告をいたしましたので、あわせて訂正をお願いいたします。

○議長

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号「西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号「西予市県条例水道等基金条例制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号から議案第23号までの20件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号「西予市監査委員条例等の一部を改正する条例制定について」から、議案第23号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」までの20件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第23号までの20件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第24号「西予市野村公会堂条例を廃止する条例制定について」原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第25号「西予市宇和町農林業振興基金条例を廃止する条例制定について」原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第26号「西予市社会教育指導員設置条例を廃止する条例制定について」原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第27号「第2次西予市総合計画基本構想の

変更について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第39号「令和2年度西予市一般会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第40号から議案第49号までの10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第40号「令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」から、議案第49号「令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの10件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第40号から議案第49号までの10件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第50号「卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約の変更について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

着席ください。

起立多数であります。よって、議案第50号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第53号「財産の無償譲渡について」は、原

案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第54号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第55号「新市建設計画の変更について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第56号「財産の無償貸付について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第57号「財産の無償譲渡について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第57号は原

案のとおり決定いたしました。

次に、議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第58号「財産の無償貸付について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第59号「財産の無償譲渡について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第60号「財産の無償貸付について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第61号「財産の無償譲渡について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第62号「財産の無償貸付について」は、原

案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第63号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第9号）」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり決定いたしました。

次に、請願第2号を採決いたします。委員会審査では趣旨採択となっております。

お諮りいたします。

請願第2号「野村町に温浴施設の存続を求める請願書」は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立多数であります。よって、請願第2号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

(日程4)

○議長

次に、日程第4「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めそのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後3時36分)

○議長

再開いたします。(再開 午後3時39分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第64号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第10号）」、議案第65号「令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」及び、議会運営委員会委員長から提出されました発議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」、意見書案第1号「新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書（案）の提出について」の4件を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、本案4件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長

追加日程第1、議案第64号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第10号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第64号「令和元年度一般会計補正予算（第10号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算案でございますが、新型コロナウイルス感染症に関する支援策のほか、平成30年7月豪雨災害に関連した復旧事業の財源調整等を行うものであります。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する支援策につきましては、感染症の影響により、事業活動の継続が困難となっております中小企業者等に対しまして、経営の安定化を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的として、西予市中小企

業・小規模企業振興基本条例に基づき、運転資金等の補助を行うものであります。

具体的には、日本政策金融公庫が実施する新型コロナウイルス感染症特別貸付及び、特別利子補給制度を受ける市内に住所を有する中小企業者等に対しまして、補助対象経費を融資決定額の150万円以内として、補助割合の3分の1以内とし、上限額を50万円とする補助金を交付するものです。補正予算で20件分の1000万円を計上し、債務負担行為として180件分の9000万円を設定しております。

次に、平成30年7月豪雨災害に関連した復旧事業の財源調整等として、せいよ東学校給食センターの建設事業、社会教育施設災害復旧事業では、補助対象事業費の確定及び実績見込み等により国庫補助金を減額し、地方債と基金繰入金を増額して財源の調整を行うとともに、事業費の減額を行うものであります。

また、災害復旧事業を初め、その性質上、または予算成立後の事由により、年度内に支出が終わらない見込みの45事業に対しまして38億5953万円の繰越明許費の設定を行っております。

継続費の補正では、宇和地区防災行政無線デジタル整備事業での入札結果等により、令和元年度の年割額と総額の減額を行うものであります。

地方債補正では、社会教育施設災害復旧工事費の財源として、過疎対策事業債を2億4300万円増額するほか、災害復旧事業の実績見込み額の調整等により、限度額を47億5661万9000円としております。

これらによりまして、既決いただいております歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4億1026万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を316億8861万3000円と定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

今回の新型コロナウイルスの感染対策については、早期に経済支援をしていただき感謝をいたし

ます。

説明の中では、令和元年度20件、2年度が180件で、合計200件で1億円を計上されておりますが、追加が出た場合の追加措置は考えられているでしょうか。

○議長

管家市長。

○管家市長

追加につきましては、その必要性がありましたら追加を予定しております。この新型コロナウイルス感染症に対する経済の落ち込み等に対しましての対応は、継続してこの合わせて200件の分を超える要望等がある場合は対応させていただく考えであります。

以上です。

○議長

ほかにありませんか。

○議長

酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君

ただいまの件でございますけれども、我々議員も今期任期になっておりますので、いろんな諸般の事情がコロナにつきましては変動しております。日々刻々と動いてるわけでございますので、西予市の中で患者が出たとか、そういうことがありましたときには、議会としては、私個人といたしましては、専決で迅速な対応をしていただきたいと願う次第でございます。

○議長

管家市長。

○管家市長

酒井議員から力強いご提案をいただきましてありがとうございます。

私共といたしましても、市内で発生する場合も想定をしておりますし、そして、この新型コロナウイルスの感染が、早く治療薬等ができて、終息することを祈ってるわけですが、いろんな状況を鑑みて、専決等も視野に入れて、市政の中での運用をさせていただきたいと思っております。

激励の言葉ありがとうございました。

○議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第64号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第64号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第10号)」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長

次に追加日程第2、議案第65号「令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

清水建設部長。

○清水建設部長

議案第65号「令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、宇和处理区における管渠工事において、前年度繰越事業との施工区間及び着手時期の調整に不測の日数を要したことから、宇和处理区公共下水道整備事業費3420万円の繰越明許費を設定するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第65号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第65号「令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長

次に追加日程第3、発議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 藤井朝廣君。

藤井朝廣君。

○藤井議会運営委員会委員長

発議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

先ほど可決決定いたしました議案第54号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定」により、このたび総務企画部が総務部と政策企画部に再編されます。

このことに伴い、西予市議会委員会条例第2条第2項の総務常任委員会の所管名を改める必要が

生じたことから、このたび一部改正案を提案する
ものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう
お願い申し上げます。

○議長

提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第1号は、会議規則第37条第2項の規定に
より委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改
正する条例制定について」は、原案のとおり決定
することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、発議第1号は原
案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長

次に追加日程第4、意見書案第1号「新型コロ
ナウイルス感染症対策に関する意見書(案)の提
出について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 藤井朝廣君。

藤井朝廣君。

○藤井議会運営委員会委員長

「新型コロナウイルス感染症対策に関する意見
書(案)の提出について」提案理由のご説明を申

上げます。

中華人民共和国武漢市で確認されました新型コ
ロナウイルスによる感染者は世界各地に急速に拡
散し、多くの感染者や死者が発生しております。

また、世界保健機関(WHO)が、国際的に懸
念される公衆衛生上の緊急事態を宣言するなど、
我が国にとってはもちろんのこと、国際的な脅威
となっております。

政府は、これまで感染拡大防止に向けた対策を
講じてきておりますが、愛媛県南予地域におい
ても感染者が確認されるなど、状況は刻々と変化
しており、各種イベントの中止や学校の臨時休業等
による新型コロナウイルスをめぐる影響が拡大
し、国民の不安はますます高まっております。

国においては、国民の安全・安心を守るため、
地方公共団体や医療関係者等の関係機関と連携
し、さらなる感染拡大防止に向けた対策を講じる
よう、国に対し下記の事項に取り組まれるよう強
く要望するものであります。

1. 感染拡大の防止に向けたワクチン及び治療
薬の開発・製造を早急に進めるとともに、治療法
を速やかに確立すること。

2. マスク、消毒液、検査キット等の医療物資
の安定的な供給体制を早急に確保すること。

3. 国民、地方公共団体に対し、国内における
感染状況や対策についての正確な情報提供を迅速
に行うこと。また、医療機関において適切な受診
方法や医療従事者等の対応について周知徹底をす
ること。

4. キャンセルが相次ぐ観光関連産業、各種イ
ベントの中止などによる地域経済への影響を最小
限にとどめるため、中小企業者や小規模企業者等
への支援策、雇用対策など必要に応じた適切な支
援を行うとともに、風評被害に対する対策を講ず
ること。

5. 学校の臨時休業に伴う子どもたちや家庭へ
の影響を最小限にとどめるため、適切な支援策を
講ずること。また、学校給食中止の影響を受ける
事業者や生産者に対する適切な支援策を講ずるこ
と。

6. 感染拡大の防止に向けた柔軟な働き方への
適切な支援、推進を行うこと。

7. 地方自治体が実施する新型コロナウイルス
感染症対策への財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するものであります。

なお、意見書案はお手元に配信のとおりであります。ご確認ください。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長

提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号「新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書(案)の提出について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり決定いたしました。

ただいま議決されました意見書案の字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で全日程を終了いたしました。

市長より閉会の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長

令和2年第1回西予市議会定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

桜のつぼみが膨らみ始め、春の足音が聞こえてくるきょうこのごろであります。

去る2月26日に開会しました本定例会でございますが、本日が議員の皆様、そして、私の任期最後の議会となりました。会期中議員各位には、本会議並びに各常任委員会におきまして、上程いたしました案件につきまして慎重にご審議をいただき、条例改正、令和2年度一般会計予算等、重要案件をいずれも原案どおり可決、またはご承認いただきました。任期最後を飾るにふさわしく65件もの案件でございましたが、格別のご精励により議事が進められご決定いただきましたことに心から厚く御礼申し上げます。

一般質問、また、予算審議の過程で皆様からいただきました意見につきましては、十分尊重いたしまして、市政の所期の施策を推進してまいりたいと存じます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、世界保健機関がパンデミックを表明し、各国に対して取り組みの強化を促しました。当市におきましても、政府の要請を受け、市や教育委員会主催のイベント会合について、当分の間、自粛もしくはは延期するよう要請を行うとともに、対策本部を設置し、情報収集、予防徹底や啓発活動、今後の対策協議をしているところであります。

このような状況の中、地域経済への影響が大きいことから、今回市内中小企業等への経営支援策を補正予算に計上させていただきました。

今後も市としてどのような対応ができるのか、実態を調査し検討してまいります。

さて、時の流れというものは早いもので、あっという間の4年間でございました。

振り返りますと、私にとりまして、前三好市長が築かれてきました基礎基盤を引き継ぎ、さらなる飛躍への道をつなげる大切な基盤づくりの期間でございました。

私が任期中に取り組んできた事業等につきましては、本会議の中で、施政方針と予算提案説明において、市政運営の基本姿勢として一端を述べさ

せていただきました。各事業の進捗は、ひとえに市民の皆様への市政に対する深い関心とご協力、また、議員各位の高い見識に基づいたご支援のたまものであると深く感謝申し上げます。

さて、来る4月19日には西予市長及び西予市議会議員選挙が告示されることとなっております。

今議会で勇退されます方におかれましては、健康に十分留意をいただき、今まで培われた豊富なご経験を今後も市政に対しまして力添えとご助言をいただきながら、変わらぬご支援をお願い申し上げます。

また、再出馬を予定されている議員の皆様方におかれましては、めでたく当選の栄に浴され、再びこの議場でお目にかかれるよう、特段の健闘をお祈り申し上げます。

私の任期も残すところ2カ月足らずとなりました。次の4年間、市政のかじ取りを負託いただけるか、有権者の皆様の信を問わなければなりません。暮らして安心が体感できる西予市づくりへ引き続き挑戦をし、1日も早い生活再建に向けた復旧・復興を目指すとともに、南海トラフ巨大地震や多発する自然災害から市民の生命・財産を守るため、防災・減災対策を進め、人口や財源の減少に対応するため、行政が協働する地域づくり「小規模多機能自治活動拠点整備事業」等に取り組んでまいりたいと思いますので、何とぞ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この4年間、議員各位の市政発展のために注がれたご尽力に対しまして、深甚なる敬意と感謝の意を表し、閉会の挨拶といたします。

○議長

これをもって令和2年第1回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後4時09分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

付 録

令和2年第1回西予市議会定例会会期日程表

会期2月26日（水）～3月18日（水）

（会期22日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
2月26日	水	本会議（開会）	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会（午前9時開会） ・理事者提案理由説明 ・質疑 ・委員会付託（補正予算議案等） ・即決議案採決
2月27日	木	常任委員会	
2月28日	金	休 会	
2月29日	土	休 会	
3月1日	日	休 会	
3月2日	月	休 会	
3月3日	火	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・討論・採決（補正予算議案等） ・代表質問、一般質問
3月4日	水	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・質疑・委員会付託
3月5日	木	休 会	
3月6日	金	休 会	
3月7日	土	休 会	
3月8日	日	休 会	
3月9日	月	常任委員会	
3月10日	火	常任委員会	
3月11日	水	休 会	
3月12日	木	休 会	
3月13日	金	休 会	
3月14日	土	休 会	
3月15日	日	休 会	
3月16日	月	休 会	・討論通告〆切
3月17日	火	休 会	
3月18日	水	本会議（閉会）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会報告 ・委員長報告 ・質疑 ・討論・採決

令和2年第1回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 1号	林道古屋敷線(遊子谷地区)災害復旧工事請負契約について	02. 3. 3	原案可決
議案第 2号	西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 3号	西予市県条例水道等基金条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 4号	西予市監査委員条例等の一部を改正する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 5号	西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 6号	西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 7号	西予市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 8号	西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 9号	西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 10号	西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 11号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 12号	西予市公民館条例及び西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 13号	西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 14号	西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 15号	西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 16号	西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 17号	西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 18号	西予市営土地改良事業分担金徴収条例及び西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 19号	西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 20号	西予市給水条例の一部を改正する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 21号	西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	02. 3. 18	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 22号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 23号	西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 24号	西予市野村公会堂条例を廃止する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 25号	西予市宇和町農林業振興基金条例を廃止する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 26号	西予市社会教育指導員設置条例を廃止する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 27号	第2次西予市総合計画基本構想の変更について	02. 3. 18	原案可決
議案第 28号	令和元年度西予市一般会計補正予算(第8号)	02. 3. 3	原案可決
議案第 29号	令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)	02. 3. 3	原案可決
議案第 30号	令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	02. 3. 3	原案可決
議案第 31号	令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	02. 3. 3	原案可決
議案第 32号	令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算(第4号)	02. 3. 3	原案可決
議案第 33号	令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	02. 3. 3	原案可決
議案第 34号	令和元年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	02. 3. 3	原案可決
議案第 35号	令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	02. 3. 3	原案可決
議案第 36号	令和元年度西予市水道事業会計補正予算(第2号)	02. 3. 3	原案可決
議案第 37号	令和元年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)	02. 3. 3	原案可決
議案第 38号	令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第3号)	02. 3. 3	原案可決
議案第 39号	令和2年度西予市一般会計予算	02. 3. 18	原案可決
議案第 40号	令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	02. 3. 18	原案可決
議案第 41号	令和2年度西予市国民健康保険特別会計予算	02. 3. 18	原案可決
議案第 42号	令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	02. 3. 18	原案可決
議案第 43号	令和2年度西予市介護保険特別会計予算	02. 3. 18	原案可決
議案第 44号	令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計予算	02. 3. 18	原案可決
議案第 45号	令和2年度西予市水道事業会計予算	02. 3. 18	原案可決
議案第 46号	令和2年度西予市簡易水道事業会計予算	02. 3. 18	原案可決
議案第 47号	令和2年度西予市公共下水道事業会計予算	02. 3. 18	原案可決
議案第 48号	令和2年度西予市病院事業会計予算	02. 3. 18	原案可決
議案第 49号	令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	02. 3. 18	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 50号	卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約の変更について	02. 3. 18	原案可決
議案第 51号	西予市同報系防災行政無線デジタル整備工事(宇和地区)請負契約について	02. 2. 26	原案可決
議案第 52号	西予市同報系防災行政無線デジタル整備(宇和地区)に伴う機器の取得について	02. 2. 26	原案可決
議案第 53号	財産の無償譲渡について	02. 3. 18	原案可決
議案第 54号	西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
議案第 55号	新市建設計画の変更について	02. 3. 18	原案可決
議案第 56号	財産の無償貸付について	02. 3. 18	原案可決
議案第 57号	財産の無償譲渡について	02. 3. 18	原案可決
議案第 58号	財産の無償貸付について	02. 3. 18	原案可決
議案第 59号	財産の無償譲渡について	02. 3. 18	原案可決
議案第 60号	財産の無償貸付について	02. 3. 18	原案可決
議案第 61号	財産の無償譲渡について	02. 3. 18	原案可決
議案第 62号	財産の無償貸付について	02. 3. 18	原案可決
議案第 63号	令和元年度西予市一般会計補正予算(第9号)	02. 3. 18	原案可決
議案第 64号	令和元年度西予市一般会計補正予算(第10号)	02. 3. 18	原案可決
議案第 65号	令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	02. 3. 18	原案可決
承認第 1号	専決処分第7号の承認を求めることについて	02. 2. 26	原案承認
発議第 1号	西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	02. 3. 18	原案可決
意見書案第1号	新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書(案)の提出について	02. 3. 18	原案可決
議会報告第1号	西予市地域防災体制特別委員会報告について	02. 3. 18	報告
議会報告第2号	西予市指定管理施設調査検討特別委員会報告について	02. 3. 18	報告
請願第 2号 (継続審査分)	野村町に温浴施設の存続を求める請願書	02. 3. 18	趣旨採択
	議員派遣の件について	02. 3. 18	承認

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
11月30日	議 長	第8回西予市おいね賞事業表彰式・女性医師支援シンポジウム
12月1日	議 長	宇和文化の里中高齢者駅伝競走大会・女子駅伝競走大会
12月2日	関 係 議 員	西予市指定管理施設調査検討特別委員会
12月3日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
12月4日	関 係 議 員	西予市指定管理施設調査検討特別委員会
	議 長	次世代森林産業推進協議会
12月5日	全 議 員	令和元年第4回定例会 一般質問
12月6日	全 議 員	令和元年第4回定例会 一般質問
	関 係 議 員	西予市地域防災体制特別委員会
12月7日	議 長	宇和ライオンズクラブ結成60周年記念大会
12月8日	議長・関係議員	奥伊予リレーマラソン
	議 長	天皇陛下御即位奉祝県民まつり・式典
12月9日	全 議 員	令和元年第4回定例会 一般質問・質疑・委員会付託
	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	行政報告会
	関 係 議 員	ICT検討委員会
12月11日	関 係 議 員	産業建設常任委員会・総務常任委員会
12月12日	関 係 議 員	厚生常任委員会
12月13日	関 係 議 員	西予市指定管理施設調査検討特別委員会
	関 係 議 員	議会運営委員会
	議長・産建委員長	建設事業推進協議会
12月15日	議 長	松山市制施行・市議会開設130周年記念式典
12月20日	関 係 議 員	議会運営委員会
	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	行政報告会
	全 議 員	令和元年第4回定例会 閉会
12月22日	議 長	西予市駅伝競走大会
12月24日	議 長	八幡浜施設事務組合議会
12月25日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
12月26日	議長・総務委員長	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合臨時会
1月3日	全 議 員	西予市成人式
1月6日	議 長	仕事始め式
	議 長	2020愛媛県年賀交歓会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
1月8日	全 議 員	西予市年賀交歓会

月 日	出席者	行 事 名
1月14日	全 議 員	行政報告会
1月15日	議長・副議長	南予市議会議長会定期総会
1月17日	議 長	愛媛県土木部長陳情
1月21日	全 議 員	高校生と議会との意見交換会
1月29日	議長・関係議員	消防本部等庁舎改築推進委員会
2月1日	議 長	西予市宇和美術協会新春懇談会
2月2日	全 議 員	西予市消防出初式
2月6日	議 長	栃木県鹿沼市議会行政視察受入
	議 長	市議会議員共済会第119回代議員会
2月7日	関 係 議 員	厚生常任委員会協議会
2月10日	関 係 議 員	西予市地域防災体制特別委員会
2月11日	議 長	建国記念の日奉祝大会
2月12日	議 長	愛知県東海市議会行政視察受入
2月13日	議長・産建委員長	法華津・野福峠開発協議会
2月17日	関 係 議 員	西予市指定管理施設調査検討特別委員会
2月18日	関 係 議 員	議会運営委員会
	議長・関係議員	西予市3校プロジェクト西予市への報告会
2月20日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
	議長・産建委員長	西予市農業再生協議会臨時会
2月21日	関 係 議 員	議会運営委員会
2月26日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和2年第1回定例会開会

令和2年2月27日

西予市議会議長

菊池 純一様

総務常任委員会

委員長 佐藤 恒夫

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件名	審査結果
議案第28号	令和元年度西予市一般会計補正予算(第8号)	原案可決

令和2年2月27日

西予市議会議長

菊池 純 一 様

厚生常任委員会

委員長 源 正 樹

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第28号	令和元年度西予市一般会計補正予算(第8号)	原案可決
議案第29号	令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第30号	令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第31号	令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第32号	令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第37号	令和元年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第38号	令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第3号)	原案可決

令和2年2月27日

西予市議会議長

菊池 純 一 様

産業建設常任委員会

委員長 宇都宮 久見子

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第1号	林道古屋敷線(遊子谷地区)災害復旧工事請負契約について	原案可決
議案第28号	令和元年度西予市一般会計補正予算(第8号)	原案可決
議案第33号	令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第34号	令和元年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第35号	令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第36号	令和元年度西予市水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決

令和2年3月10日

西予市議会議長

菊池 純 一 様

総務常任委員会

委員長 佐藤 恒夫

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件名	審査結果
議案第4号	西予市監査委員条例等の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第5号	西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第6号	西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第7号	西予市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第8号	西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第9号	西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第10号	西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第11号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第12号	西予市公民館条例及び西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第23号	西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第24号	西予市野村公会堂条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第26号	西予市社会教育指導員設置条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第27号	第2次西予市総合計画基本構想の変更について	原案可決
議案第39号	令和2年度西予市一般会計予算	原案可決
議案第40号	令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	原案可決
議案第50号	卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約の変更について	原案可決
議案第53号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第54号	西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第55号	新市建設計画の変更について	原案可決

令和2年3月10日

西予市議会議長

菊池 純 一 様

厚生常任委員会

委員長 源 正 樹

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第2号	西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例制定について	原案可決
議案第13号	西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第14号	西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第15号	西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第16号	西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第21号	西予市病院事業職員の諸手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第22号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第39号	令和2年度西予市一般会計予算	原案可決
議案第41号	令和2年度西予市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第42号	令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第43号	令和2年度西予市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第48号	令和2年度西予市病院事業会計予算	原案可決
議案第49号	令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	原案可決
議案第56号	財産の無償貸付について	原案可決
議案第57号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第58号	財産の無償貸付について	原案可決
議案第63号	令和元年度西予市一般会計補正予算(第9号)	原案可決

令和2年3月10日

西予市議会議長

菊池 純 一 様

産業建設常任委員会

委員長 宇都宮 久見子

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第3号	西予市県条例水道等基金条例制定について	原案可決
議案第17号	西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第18号	西予市営土地改良事業分担金徴収条例及び西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第19号	西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第20号	西予市給水条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第25号	西予市宇和町農林業振興基金条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第39号	令和2年度西予市一般会計予算	原案可決
議案第44号	令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議案第45号	令和2年度西予市水道事業会計予算	原案可決
議案第46号	令和2年度西予市簡易水道事業会計予算	原案可決
議案第47号	令和2年度西予市公共下水道事業会計予算	原案可決
議案第59号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第60号	財産の無償貸付について	原案可決
議案第61号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第62号	財産の無償貸付について	原案可決
議案第63号	令和元年度西予市一般会計補正予算(第9号)	原案可決

令和2年3月10日

西予市議会議長

菊池 純 一 様

産業建設常任委員会

委員長 宇都宮 久見子

請 願 等 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
請願第2号	野村町に温浴施設の存続を求める請願書	趣旨採択